

復興準備計画策定の推進に関する調査 報告書

平成17年3月

内閣府防災担当
災害復旧・復興担当

目次

序章 調査の目的と内容	1
1 調査の目的	1
2 調査の内容と方法	2
第1章 神奈川県及び県内市町村における復興準備計画に係るスタディの整理	3
1 神奈川県における復興準備計画の策定過程	3
(1) 平成16年度における策定スケジュール	3
(2) 平成16年度前半の取り組み	5
(3) 平成16年度後半の取り組み	6
(4) 計画策定後の取り組み	9
2 市との協働による復興準備計画の検証作業の整理	10
(1) 市街地復興対策等研究会の設置	10
(2) 第1回市街地復興対策等研究会	11
(3) 第2回市街地復興対策等研究会	16
(4) 第3回市街地復興対策等研究会	18
(5) 研究会における検証作業のまとめ	19
3 神奈川県における復興準備計画の策定過程のまとめ	29
(1) 庁内での検討内容のまとめ	29
(2) 市との協働による検証作業のまとめ	29
(3) 今後の取り組みのまとめ	30
第2章 その他の地方公共団体における復興準備計画策定事例の整理	31
1 名古屋市における復興準備計画の策定過程	31
(1) 復興準備計画の概要	31
(2) 計画策定に至る発意の経緯	31
(3) 策定体制	32
(4) 策定過程における意見調整と問題点・課題及びその解決方法	33
(5) 復興関連条例の制定状況	34
(6) 計画策定後の取り組み	34
(7) 国等への意見・要望等	34
2 杉並区における復興準備計画の策定過程	35
(1) 復興準備計画の概要	35
(2) 計画策定に至る発意の経緯	35
(3) 策定体制	35
(4) 策定過程における意見調整と問題点・課題及びその解決方法	37
(5) 復興関連条例の制定状況	38
(6) 計画策定後の取り組み	38
(7) 国等への意見・要望等	38
3 文京区における復興準備計画の策定過程	39
(1) 復興準備計画の概要	39
(2) 計画策定に至る発意の経緯	39
(3) 策定体制	39

(4)	策定過程における意見調整と問題点・課題及びその解決方法	41
(5)	復興関連条例の制定状況	41
(6)	計画策定後の取り組み	41
(7)	国等への意見・要望等	41
4	その他の地方公共団体における復興準備計画の策定事例のまとめ	42
(1)	計画策定に至る発意の経緯のまとめ	42
(2)	策定体制のまとめ	42
(3)	素案の作成のまとめ	43
(4)	策定過程における意見調整のまとめ	43
(5)	国等への意見・要望等のまとめ	44
第3章	その他の地方公共団体における復興準備計画の普及・実践事例の整理	45
1	墨田区における普及・実践事例	45
(1)	訓練の目的・対象等	45
(2)	訓練の特徴	47
(3)	訓練の内容	47
(4)	参加者へのアンケート結果の概要	52
(5)	訓練の成果	54
(6)	訓練の課題、今後取り組むべき事項	54
2	新宿区における普及・実践事例	55
(1)	訓練の目的・対象等	55
(2)	訓練の特徴	56
(3)	訓練の内容	56
(4)	参加者へのアンケート結果の概要	62
(5)	訓練の成果	65
(6)	訓練の課題、今後取り組むべき事項	65
3	その他の地方公共団体における復興準備計画の普及・実践事例のまとめ	66
(1)	活動の目的・体制のまとめ	66
(2)	活動の特徴のまとめ	66
(3)	活動の内容のまとめ	66
(4)	参加者の感想・意識のまとめ	67
(5)	活動の成果のまとめ	68
(6)	活動の課題のまとめ	68
第4章	地方公共団体における復興準備計画策定の推進支援方策の検討	69
1	発意段階における支援方策について	69
2	策定段階における支援方策について	70
3	計画策定後の取り組みに対する支援方策について	70
4	計画策定に対する支援システムの構築について	71
5	その他について	71
資料		73
1	神奈川県震災復興対策マニュアル(案)検証について	73
2	復興準備計画の策定事例	102

序 章 調査の目的と内容

1 調査の目的

内閣府においては、防災基本計画の災害復旧・復興への備えに関する対策研究として、地方公共団体が復興計画を作成するための指針となる災害復興マニュアルの整備について研究を行うとともに、東海地震等あらかじめ大規模災害が予想される場合について、復興準備計画の策定、復興シミュレーションの実施について研究を行っているところである。

また、全国の地方公共団体における復興準備計画の策定を推進するため、地方公共団体が災害の態様や地域の特性にあわせて復興対策を迅速かつ的確に検討できるよう、復興準備計画策定のためのマニュアルの整備を進めてきたところである。

しかしながら、現段階において内閣府が把握している復興準備計画の策定済又は策定中の団体は、東京都、静岡県、神奈川県他、墨田区をはじめとする一部の特別区などに限られており、全国的に見れば数少ない状況である。

このため、本調査は、地方公共団体における計画策定に至る発意や策定過程の詳細を把握し、復興準備計画策定の推進支援方策を検討・提案することを目的とするものである。

昨年度においては、神奈川県を対象に、計画策定に至る発意の経緯や策定過程における問題点・課題及びその解決方法等の情報の収集・整理等により策定プロセスの詳細を把握するとともに、県からの要請に応じ支援を行った。あわせて、神奈川県以外の策定事例として、東京都と墨田区を対象に、復興準備計画の策定過程の詳細整理を行った。さらに、復興準備計画策定の推進支援方策を検討する資料を得るため、既に復興準備計画を策定している地方公共団体等を対象にアンケート調査を行い、計画策定に至る発意の経緯、策定体制、策定過程における意見調整と問題点・課題及びその解決方法、復興関連条例の制定状況、計画策定後の取り組み、国等への意見・要望等を把握・整理したところである。

本年度においては、「神奈川県震災復興対策マニュアル(案)」の都市計画部門を中心としたスタディについて、県及び市に対して必要な資料の提供・助言等の支援を行うとともに、その作業のプロセスを整理した。また、その他の地方公共団体における復興準備計画の策定事例を把握・整理するとともに、復興準備計画の策定後の普及・実践事例についても把握・整理した。

2 調査の内容と方法

(1) 神奈川県及び県内市町村における復興準備計画に係るスタディの策定過程の整理

神奈川県では、昨年度の「神奈川県震災復興対策マニュアル(案)」の策定過程において、都市計画担当部局との調整が難航するとともに、県と市町村の役割分担については未調整であったことから、最終的には年度内に「神奈川県震災復興対策マニュアル」として公表するに至らなかった。このため、神奈川県は、平成16年度に、都市計画部門との連携確保及び県・市町村との役割分担の調整を行うこととし、小田原市の協力を得て、スタディを行うこととした。

小田原市は、神奈川県西部地震により大規模な被害を受けることが想定される地域であり、従前より防災対策への取り組みが進められている地域でもある。平成16年度のスタディ実施に際して県が協力を要請し、協働作業が実現したものである。

そこで、本調査においては、「神奈川県震災復興対策マニュアル(案)」の都市計画部門との連携確保及び県・市町村との役割分担の調整のためのスタディに対して必要な資料の提供・助言等の支援を行うとともに、その検証作業のプロセスを整理した。

(2) その他の地方公共団体の復興準備計画策定事例の整理

神奈川県以外に復興準備計画を策定している地方公共団体の事例について、復興準備計画の策定過程における各種会議資料の収集及びヒアリングにより、対象団体の計画策定に至る発意及び策定過程等をドキュメントとして整理した。

昨年度においては、東京都と墨田区の2団体の策定過程等を整理したところであるが、本年度は、愛知県名古屋市、東京都杉並区、東京都文京区の3団体の策定過程等を整理した。

(3) その他の地方公共団体の復興準備計画の普及・実践事例の整理

東京都では、「東京都震災復興マニュアル」(平成14年3月)で位置づけた地域協働復興の実効性の検証と平常時からの地域復興活動の醸成を目的に、「地域協働復興模擬訓練」(事業名は「復興市民組織育成事業」1地区300万円を上限、1/2を都が補助)の実施を各区に働きかけている。このような東京都の取り組みは、復興準備計画の策定前あるいは策定後における検証作業の一環として、また、復興準備計画の普及・実践の一手法として、有用であると考えられる。

そこで、本年度から新たに、復興模擬訓練の実施事例について、関連資料の収集及びヒアリングにより、その取組状況や成果、課題、復興準備計画への反映の仕方等を把握・整理することとした。

本年度は、墨田区、新宿区、葛飾区、足立区、北区が東京都の事業の適用を受けているが、その中でも、地域住民、専門職能家、行政の協働による訓練を実施した墨田区と、地域住民、企業、専門職能家との協働による訓練を実施した新宿区の事例について整理した。

(4) 地方公共団体における復興準備計画策定の推進支援方策の検討

上記(1)~(3)を踏まえ、地方公共団体における復興準備計画の策定に至る発意及び策定過程における課題を整理するとともに、復興準備計画策定の推進支援方策を検討した。

第1章 神奈川県及び県内市町村における復興準備計画に係るスタディの整理

1 神奈川県における復興準備計画の策定過程

(1) 平成16年度における策定スケジュール

神奈川県における平成16年度の復興準備計画の策定に係るスケジュールは、下表のとおりである。

なお、震災復興対策事前検討会議・専門会議における検討経過・内容については次項(「(2) 震災復興対策事前検討会議等における検討経過・内容」)において、小田原市との協働によるスタディについては次節(「2 市との協働による復興準備計画の検証作業の整理」)において整理する。

平成16年度における震災復興対策マニュアル(案)の策定スケジュール

時期	会議等
平成16年5月24日	震災復興準備計画検討会議 総合調整分科会 1 平成15年度までの取り組みについて 2 震災復興準備計画検討会議設置及び運営要綱の見直しについて 3 平成16年度の取り組みについて 4 その他
平成16年5月25日	震災復興準備計画検討会議 1 平成15年度までの取り組みについて 2 震災復興準備計画検討会議設置及び運営要綱の見直しについて 3 平成16年度の取り組みについて 4 その他
平成16年5月27日	震災復興準備計画検討会議 市街地・都市基盤復興対策分科会 1 平成15年度までの取り組みについて 2 震災復興準備計画検討会議設置及び運営要綱の見直しについて 3 平成16年度の取り組みについて 4 その他
平成16年5月27日	震災復興準備計画検討会議 生活再建支援対策分科会 1 平成15年度までの取り組みについて 2 震災復興準備計画検討会議設置及び運営要綱の見直しについて 3 平成16年度の取り組みについて 4 その他
平成16年5月28日	震災復興準備計画検討会議 地域経済復興支援対策分科会 1 平成15年度までの取り組みについて 2 震災復興準備計画検討会議設置及び運営要綱の見直しについて 3 平成16年度の取り組みについて 4 その他
平成16年8月13日	市町村説明会(市町村地域防災計画の修正協議等に関する説明会) ・マニュアル(案)について説明

時期	会議等
平成16年9月9日	復興対策の具体的検証に係る打ち合わせ（庁内） [参加者] 県土整備総務室、都市計画課、都市整備公園課、建築指導課、道路管理課、住宅整備課、防災消防課
平成16年11月15日	震災復興対策マニュアルの具体的検証に係る小田原市との打ち合わせ [参加者] 小田原市：都市総務課、都市計画課、都市整備課、開発審査課、建築指導課、防災対策課 神奈川県：県土整備総務室、都市整備公園課、防災消防課 （財）日本システム開発研究所
平成16年11月30日	震災復興対策事前検討会議 [報告] 新潟県中越地震の復旧・復興対策について [議事] 1 震災復興対策マニュアル（案）の具体的検証について 2 震災復興対策マニュアル（案）の見直しについて
平成16年11月30日	震災復興対策事前検討会議 総合調整分科会 [報告] 新潟県中越地震の復旧・復興対策について [議事] 1 震災復興対策マニュアル（案）の具体的検証について 2 震災復興対策マニュアル（案）の見直しについて
平成16年11月30日 ～17年1月17日	震災復興対策マニュアル（案）の見直しを依頼
平成16年12月10日	震災復興対策マニュアルの具体的検証に係る打ち合わせ [参加者] 神奈川県防災消防課、（財）日本システム開発研究所
平成16年12月22日	第1回市街地復興対策等研究会 1 災害想定について 2 検証項目について 3 今後の予定
平成17年1月13日	第2回市街地復興対策等研究会 1 小田原市本町地区における具体的検証について
平成17年2月9日	神奈川県震災復興事前検討専門会議 1 新潟県中越地震を踏まえ神奈川県は何をすべきか
平成17年3月22日	第3回市街地復興対策等研究会 1 小田原市本町地区における具体的検証について 2 小田原市本町地区における具体的検証についてのまとめ
平成17年3月23日	震災復興対策事前検討会議 市街地・都市基盤復興対策分科会 1 震災復興対策マニュアルについて 2 平成17年度の取り組みについて
平成17年3月24日	震災復興対策事前検討会議 総合調整分科会 1 震災復興対策マニュアルについて 2 平成17年度の取り組みについて
平成17年3月29日	震災復興対策事前検討会議 1 震災復興対策マニュアルについて 2 平成17年度の取り組みについて

(2) 平成16年度前半の取り組み

平成16年4月に人事異動があり、検討会議のメンバーの入れ替えもあったことから、5月の検討会議及び分科会では、平成15年度の取り組みと平成16年度の取り組み予定の確認がなされた。また、昨年度の検討過程において、会議の名称(当時・震災復興準備計画検討会議)について、行政計画とは異なりマニュアルであるため名称を変更すべきとの指摘や、専門会議の委員より継続的にマニュアルを見直す必要があるとの指摘があったことを受け、要綱を見直し、会議の名称を震災復興対策事前検討会議と改称し、マニュアル策定後もその見直しを行うための組織として継続的に設置することとし、その承認を得た。

5月の検討会議及び分科会では、特に大きな議論はなかったが、市街地・都市基盤復興対策分科会において、スタディの実施に際して、外部の調査研究機関に出すのかという質問があった。これについては、予算がないため自前で行うということで事務局が回答したが、自前では難しいのではないかと指摘があった。

なお、昨年度のマニュアル(案)作成後、商工関係では、震災後の相談窓口の設置に関して、横浜商工会議所が協力することが県・市・会議所の事務局レベルで合意がとれた。これに関連して、横浜商工会議所から、具体的な内容について商工会議所から市と県で詰めてほしいと県に要請があったことから、分科会とは別に県商工労働部と横浜市で具体的な協議を進めていくことになった。

平成16年8月には、市町村地域防災計画の修正協議等に関する説明会を開催し、震災復興対策マニュアル(案)の説明を行うとともに、今年度実施するスタディに協力してくれるよう依頼したが、この段階では、どの市町村からも受託の返答を得ることはできなかった。この時点では、県としてもスタディの具体的な方法について十分な検討ができていなかったことから、説明に具体性を欠いていたこともあるのではないかと考えられる。

9月に入り、庁内の関係部課において、具体的検証に係る打ち合わせをもったが、どのような作業を行うのか等が示されていないという点に議論が集中したため、今後、作業内容等を示した企画書を防災消防課において作成することになった。

復興対策の具体的検証に係る打ち合わせ(平成16年9月9日)での意見(抜粋整理)

意見: モデル街区をどこにするかよりも、推計作業を自分たちでやるのは大変。委託するのか。

回答: 委託料はないので自前になる。

意見: 被害想定が既にある市町村で行うなら良いが、そうでないと3,000~4,000万円かかってしまい、手弁当で行うのは無理。

回答: 被害想定は県の被害想定調査を基本に、街区を決めておおまかな想定をする予定で新たにやり直すつもりはない。被害想定がメインではなく、モデル街区を選びマニュアルにある対策が実効性を持つのかどうかを確認することが検証のメインである。

意見: マニュアルを検証するのが目的なら、神奈川県内でなく、被害がわかっている兵庫県や被害想定がある東京都でやれば良いのではないか。

回答: 県外の市町村の協力は得られないし、県外の事例で検証するというのはどうなのかと思う。

意見: 被害想定調査の結果から被害が大きな市を選んだという形で説明できれば良いのではないか。

意見: データを持っていたり、協力いただけるような市町村を適当に選んで、その中のどこかの街区というような選び方をした方が早いかもしれない。

回答: 防災消防課で市町村にあたる。

意見：具体的な企画書がないと、どういうデータが必要なのか、どういう作業をするのかイメージできない。

意見：市町村に呼びかけるにしても、企画書がないとわからないのではないか。

意見：そうはいつでも、ある程度決めて走り出してみないと、わからない面もあるのではないか。

回答：神奈川県震災復興事前検討専門会議の委員に相談に行く予定である。作業の手順は、防災消防課では、マニュアルに書いていただいたもの以上のことはわからない。検証をする中で、そうしたことを所管課のみなさんに考えていただきたい。

(3) 平成16年度後半の取り組み

9月9日の庁内打ち合わせの後、防災消防課は、切迫しているとされる神奈川県西部地震により大規模な被害を受けることが想定される小田原市に対して具体的検証作業への協力を働きかけるとともに、震災復興事前検討専門会議の佐藤委員((財)日本システム開発研究所 まちづくり・防災研究室長)に具体的検証作業の内容・方法を相談し、それを踏まえ企画書を作成した。

11月15日には、小田原市(都市総務課、都市計画課、都市整備課、開発審査課、建築指導課、防災対策課)神奈川県(県土整備総務室、都市整備公園課、防災消防課)(財)日本システム開発研究所の3者で、小田原市役所にて打ち合わせを行い、その席で、県より小田原市で具体的検証を進めさせてほしいと要請、市の了承を得た。また、県と小田原市との協働の研究会を立ち上げることとし、神奈川県震災復興事前検討専門会議の委員(佐藤委員)が専門的立場からアドバイスを行うとともに、研究会での検討作業を支援するため(財)日本システム開発研究所が出席することとした。

11月30日の震災復興対策事前検討会議及び同総合調整分科会において、震災復興対策マニュアル(案)の具体的検証を、小田原市本町をモデル地区に検証を行うこと等を説明し、特に意見もなく了承されたことから、県は研究会を正式に立ち上げるための準備を開始し、以降、12月10日の県防災消防課と(財)日本システム開発研究所の打ち合わせ及び第1回研究会に向けた資料づくりを経て、12月22日、平成17年1月13日、3月22日の3回にわたり研究会を開催し、検証作業を行った。(小田原市との協働作業の詳細については「2 市との協働による復興準備計画の検証作業の整理」で記述)

小田原市との協働作業と同時並行で、庁内においては、11月30日から翌17年1月17日にかけて、関係各課に震災復興対策マニュアル(案)の見直しを依頼した。

また、平成17年2月9日には、有識者から成る震災復興事前検討専門会議が開催され、「新潟県中越地震を踏まえ神奈川県は何をすべきか」というテーマで議論がなされ、以下のような意見が出された。専門会議での指摘事項・意見については、今年度内の見直しには間に合わないものの、今後のマニュアルの見直しにあたって留意することになると考えられる。

震災復興事前検討専門会議での主な意見（抜粋整理）

新潟県中越地震では、集落ごとに応急仮設住宅に入居できたが、首都圏、神奈川県ではこうはいかないと思う。

神奈川県は、横浜市を含めて崖地や宅造地が非常に多く、宅地問題にどのように対応していくかが大きな課題である。

中山間地域は産業と住まいが一体化しているので、復興にあたっては産業と住まいを一緒に考えていく必要がある。

地盤の問題として、神奈川県の間山部は対策をとる必要がある。また、新たに造成したところで、横浜にあるような斜面を削ってつくったマンションは高浜団地と同じ問題を抱えている。新宅造法以前につくった宅地で危険な箇所は神奈川県でもきちんと認識しておく必要がある。

新潟県中越地震では現地対策本部をつくらなかったが、神奈川県ではつくっている。本部長と現地対策本部の関係、通信や会議室の確保など、初動体制が機能するのかどうか事前に点検・準備しておく必要がある。

新潟県中越地震ではマスコミのヘリは相当飛んで情報を集めたが、県は被害状況を把握できていなかった。神奈川県でも、山間部や三浦半島の海岸部の集落では起こりうるので、情報収集班を主体的に県側から送るのは大事だと思う。

首都圏では、応急仮設住宅に入居したい人がすべて入れるようにできるのかどうか。仮設ももっと多様なものを考えていく必要がある。

大事な点はコミュニティの問題である。1つは、高齢者世代におけるコミュニティ問題であり、これは引き離すと非常に心の負担が重くなる。もう1つは若い世代で、あまりこだわらないこともあって、仮設でも借り上げでも居住を保障するシステムをつくれればよい。しかしさらに大事なものは、復興に関わらざるを得ない層、つまり地元と密接に関わっている人は同一地区内仮設のような対策を考えなければならない。

孤立化対策を今のうちに考えておかないといけないということである。津久井郡や小田原以西は道路が一本しかない。また、産業の復興を一体で考えないといけない。古都鎌倉や箱根の温泉街を抱えている神奈川県としては風評被害などへの対応も考えておく必要がある。

3月22日には小田原市との協働による研究会の最終会議が開催され、翌23日には、市街地・都市基盤復興対策分科会が、24日には総合調整分科会が開催され、マニュアル（案）の修正を行い、29日の震災復興対策事前検討会議において了承された。

マニュアル（案）の大きな修正点としては、以下のとおりである。

- 1 昨年度末の段階では、市街地復興対策についてさらに検討が必要であるとの判断から（案）としてまとめていたが、検証作業等の検討が進み、案がとれる状況になった。
- 2 平成16年11月に発足した「神奈川県大規模災害対策土業連絡協議会」との連携を「人的資源の確保の考え方」に位置づけた。
- 3 市街地復興対策については、本県の市街地の状況を勘案し、従前（案）では仮設市街地の整備を前提としていたが、節を整理し、事業手法を記載するなど復興対策を充実するとともに、建築制限の条文など参考資料を充実した。
- 4 被災者再建支援金制度の改正に伴い内容の充実を図るとともに、外国人被災者への支援について整理充実した。
- 5 制度上の問題でもある建物被害調査の統一性の確保について、課題として認識し位置づけた。また、市街地の復興に際して、生活、住宅、産業の復興と連携していくことが重要であるとの認識があるものの、具体的な復興手法についてマニュアルに位置づけられなかったので課題とした。

昨年度のマニュアル（案）の作成段階では、市街地復興対策については、東京都震災復興マニュアルで示されている仮設市街地（時限的市街地）を基本的にそのまま入れ込んでいたが、小田原市との協働作業により、仮設市街地も1つの考え方ではあるものの、事業手法の立案が必要である点などが追加される形となった。また、建物被害調査についても、マンパワーの確保や指示命令、情報伝達経路などの問題が、小田原市との協働作業において明確になったことから、課題として整理されることとなるなど、具体的な検証を踏まえた修正が行われた。

なお、当初は、マニュアル（案）の修正を震災復興対策事前検討会議で了承された後、神奈川県防災会議に諮り承認を得るという考えも課内であったが、あくまでもマニュアルであることと、防災会議のメンバーを全員集めて承認を得るというのは実務的に難しいことから、震災復興対策事前検討会議での了承を最終決定とし、防災会議にはマニュアルの報告を行う予定である。

平成17年度当初においては、4月に県庁組織再編があるため、それに伴う部局名等の修正は事務局一任ということになり、印刷製本は6月中の予定である（マニュアルの発行は平成17年4月）。

横浜市と横浜商工会議所からの要請により震災時のワンストップ相談についての相談があったが、商工労働関係の4都県会議において神奈川県がそこでの研究課題として提出したが、各都県で熟度がバラバラであり、研究課題とすることは見送られた。

(4) 計画策定後の取り組み

平成17年度の取り組み（予定）としては、以下のとおりである。

震災復興体制の検討

復興本部、災害復興総合推進局（仮称）等の構成、設置判断方法、立ち上げ手順、活動内容等について、総合調整分科会において具体的に検討する。

市町村の震災復興対策の推進支援

市町村に対して、マニュアルを説明するとともに、事前の復興対策への取り組みを促進する。

弁護士、司法書士、税理士等の専門的知識・経験を有する専門家から構成される「神奈川県大規模災害士業連絡協議会」と協力して、モデル市町村において、県民の生活復興等に向けた連携方法等について検討する。

その他

相談や情報提供に関する体制、専門家や関係機関との連携方法、企業の復興（業務継続計画等）などについて検討を進める。また、マニュアルについては、必要に応じて見直す。

2 市との協働による復興準備計画の検証作業の整理

(1) 市街地復興対策等研究会の設置

11月15日に、小田原市、神奈川県、(財)日本システム開発研究所の3者で、震災復興マニュアルの具体的検証に係る打ち合わせを行い、小田原市からマニュアル(案)の具体的検証への協力を了承いただいたことを受け、県では研究会を立ち上げるための要領(「市街地復興対策等研究会設置及び運営要領」)を作成し、正式に研究会が立ち上げられることになった。

市街地復興対策等研究会設置及び運営要領

1 設置及び趣旨

神奈川県震災復興対策マニュアル(案)の具体的検証を行うため、市街地復興対策等研究会(以下、「研究会」という。)を設置する。

2 構成及び運営

(1) 研究会は、別表の機関の関係課等をもって構成する。

(2) 研究会は、必要に応じて、オブザーバーとして構成機関以外のものの出席を求めることができる。

(3) 研究会は、必要に応じて、アドバイザーとして神奈川県震災復興事前検討専門会議委員の出席を求めることができる。

(4) 研究会は、防災消防課が主宰するものとする。

(5) 研究会の事務局は、防災消防課が行う。

3 検討事務

研究会は、次の各号に掲げる事項を検討する。

(1) 市街地復興対策

(2) 市街地復興に付随する対策

(3) 神奈川県震災復興対策マニュアル(案)の検証

(4) その他の必要な事項

4 その他

本要領に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、協議して定める。

附 則

この要領は、平成16年12月1日から施行する。

(別表) 市街地復興対策等研究会構成機関

小田原市 防災部防災対策課

都市部都市総務課、都市計画課、都市整備課、建築指導課、開発審査課

神奈川県 県土整備部県土整備総務室、都市計画課、都市整備公園課、建築指導課、

道路管理課、住宅整備課

防災局防災消防課

(2) 第 1 回市街地復興対策等研究会

11月15日に、小田原市、神奈川県、(財)日本システム開発研究所の3者で、打ち合わせを行い、小田原市の協力のもと、研究会を立ち上げることが決まったが、その際、小田原市が平成15年3月に「被災市街地復興まちづくりマニュアル～発災から事業施行まで～」を作成していることがわかった。これは、発災後、被災市街地復興特別措置法(以下「特措法」という。)に基づく事業施行を円滑に推進するために、特措法の内容や手続き等について整理したもので、小田原市都市整備課が作成したものである。あくまでも課内の資料として作成したもので、部内各課には配布したが、部としてオーソライズしたものではないということで、県その他外部に公表していなかった。

「被災市街地復興まちづくりマニュアル～発災から事業施行まで～」の目次構成

1. 目的
2. 被災市街地復興まちづくりの流れ
3. 被災市街地復興まちづくり手法の選定
 - (1) 復興地区区分の選定から復興まちづくりまでの流れ
 - (2) 復興地区区分の選定方法
 - (3) まちづくり手法の選定
 - (4) まちづくりの事業手法
4. 被災市街地復興推進地域の指定
 - (1) 地域指定
 - (2) 期間
 - (3) 都市計画で定める事項
 - (4) 作成資料
5. 被災市街地における公共施設の整備計画
 - (1) 公共施設整備計画の基本方針
 - (2) 公共施設整備計画の方針
6. 土地区画整理事業と住宅整備関連事業を併せた施行
 - (1) 一体的施行、同時施行、合併施行
 - (2) 一体的施行の特性
 - (3) 土地区画整理事業と市街地再開発事業との一体的施行の特例
 - (4) 一体的施行の流れ
7. 被災市街地復興土地区画整理事業の特例
8. 被災市街地復興市街地再開発事業の特例
9. 協働のまちづくりに対する取り組み
10. 被災市街地復興事業の課内体制及び行動内容
 - (1) まちづくりに向けての基本姿勢
 - (2) 課内体制及び行動内容
11. 神奈川県都市防災危険度評価システムデータによる分析
12. 被災市街地復興推進地域の指定・関係法規
13. 被災市街地復興土地区画整理事業の手続きの流れ・関係法規
14. 被災市街地復興再開発事業の手続きの長江・関係法規

小田原市の「被災市街地復興まちづくりマニュアル～発災から事業施行まで～」は、特措法に基づく事業の進め方だけでなく、市民との協働のまちづくりに対する考え方や課内体制・行動内容のフローについても整理されているなど、その内容はよくまとめられたものであった。

しかし、地区区分の考え方や地区区分ごとの復興手法、仮設市街地に関する考え方（仮設市街地が妥当か、あるいは別の手法があるのかという点も含めた検討）、被害調査や事業推進のためのマンパワーの確保、市民参加の手法・手続き、県や市の他部課との調整、くらしの復興との連携（くらしの復興については市内では検討なされていない）等については、引き続き検討を進め内容充実を図る必要があるものであった。

このため、12月10日の県防災消防課と（財）日本システム開発研究所の打ち合わせにおいて、県の「神奈川県震災復興対策マニュアル（案）」と小田原市の「被災市街地復興まちづくりマニュアル～発災から事業施行まで～」とをあわせて、研究会において検討・議論を進めていくこととし、研究会の運営を支援するため、（財）日本システム開発研究所において、今回の検証のポイントを整理した資料を作成することになった。

検証のポイント（概要）

- | |
|---|
| <p>1 被害調査</p> <p>1) 建物被害調査</p> <p>調査体制（マンパワーの確保）：誰が調査を実施するのか。
宅地被害調査はどのように取り扱うのか。
調査方法、調査結果の整理、市と県の情報共有化はどのようにするのか。
被災建築物（公共建築物以外）の応急危険度判定について、その周知及び結果集約等は誰がいつ行うのか。
都市復興基本方針の策定や建築制限区域の指定など、市街地復興対策の各対策の実施時期との関係から見て妥当かどうか。</p> <p>2) 公園</p> <p>調査体制（マンパワーの確保）：誰が調査を実施するのか。
調査方法、調査結果の整理、市と県の情報共有化はどのようにするのか。
市街地復興対策の各対策の実施時期との関係から見て妥当かどうか。</p> <p>3) その他</p> <p>調査体制（マンパワーの確保）：誰が調査を実施するのか。
調査方法、調査結果の整理、市と県の情報共有化はどのようにするのか。
公費による解体・撤去の判断基準（又は方針）、廃棄物処理の優先度（復興まちづくりとの関係）はどのようにするのか。</p> <p>4) 応急仮設住宅必要戸数の把握</p> <p>調査体制（マンパワーの確保）：誰が調査を実施するのか。
市町村が「建設戸数調書」を作成することになっているがどのような内容・方法なのか。応急仮設住宅の建設必要戸数の算出はどのようにするのか。
災害時民間賃貸住宅を一時提供住宅として借り上げる場合の基準や手続きについて準備しておく必要はないか。
罹災証明申請、罹災証明書の発行の体制、手順をどのようにするのか。
各種被害認定調査の連携をどのように図るのか。</p> |
|---|

5) 住宅再建意向調査

調査体制(マンパワーの確保): 誰が調査を実施するのか。

調査方法、調査結果の整理、市と県の情報共有化はどのようにするのか。

2 分野別復興計画

1) 都市復興基本方針の策定・2) 復興整備条例の検討制定

市として、発災後1か月を目処に、条例制定が可能かどうか。(事前に制定しておく必要はないか。県による標準条例は必要か。)

3) 地区区分判定基準の作成・周知・4) 地区区分の設定

復興対象地区の地区区分、指定基準をどのようにするか。

5) 建築制限の実施

建築相談所の体制(マンパワーの確保): 県と市職員の人員配置をどうするのか。関連業界・団体等の協力を得るのか。誰が協力要請をするのか。)

建築制限の案について検討しておく必要はないか。

6) 都市復興基本計画の策定

県の都市復興基本計画、市の地区復興都市計画の策定過程における住民参加をどのような方法で行うのか。

3 仮設市街地対策

1) 仮設市街地づくりの方針設定・2) 仮設市街地計画の策定・3) 仮設市街地の建設運営

市街地復興のプロセスをどのように考えるか。そのプロセスを踏まえた事業手法としてはどのような事業があるのか。

仮設市街地(“仮設”であるため本格復興の際には仮設建築物を取壊し再び住宅などの建設を行う)を建設するのか、それとも仮設市街地とは別の考え方の市街地復興を目指すのか。

4 住宅対策

1) 応急住宅の供給対策

応急仮設住宅入居者のケア体制(マンパワーの確保)をどのようにするのか。

応急仮設住宅のメンテナンスは誰が主体となって行うのか。

空家情報の収集・提供体制(マンパワーの確保、情報共有化)はどのようにするのか。

応急仮設住宅・一時提供住宅の入居者の募集方法や選定基準の案を、あらかじめ検討しておく必要はないのか。

応急仮設住宅・一時提供住宅の入居者の管理に係るマンパワーの確保や管理方法(台帳等)はどのようにするのか。

応急仮設住宅の建設可能地のデータベースは、小田原市が作成しておく必要があるのではないか。

2) 被災住宅の応急修理対策

公営住宅の応急修理体制はどのようにするのか。

調査方法、調査結果の整理、市と県の情報共有化はどのようにするのか。

民間住宅の応急修理に対しては、どのような手順、体制等で進めていくのか。災害救助法の応急修理制度の活用促進のための周知はどのように行うのか。

応急修理制度の改善要望を出しておく必要がある。

3) 持家の再建支援

情報提供体制はどのようにするのか。(県と市の役割分担はどのようにするのか、誰が関係団体・業界団体等に協力要請をするのか。)

民間住宅の供給促進に関して、県あるいは市が取り組むべき事項はないか。

被災者生活再建支援法による支援措置のみで対応するのか。独自の支援措置案の検討を行う必要はないのか。

被災者の多様な住宅再建のプロセスを考慮し、融資及び利子補給のみではない支援のあり方を検討しておく必要はないのか。

4) マンション等の再建支援

アドバイザー派遣に関する県と市との役割分担はどのようになるのか。また、アドバイザーをどのように確保し派遣するのか。

分譲マンションの被災度区分判定等の調査に係る費用に対する支援など、融資及び利子補給のみではない支援のあり方を検討しておく必要はないのか。

5) 災害公営住宅の整備

災害復興公営住宅等の供給及び入居選定に際して、コミュニティの維持・形成に留意する必要があるか。

買取り・借上げの実施及び入居選定等の案をあらかじめ作成しておく必要はないか。

福祉施策、都市施策、産業・雇用施策との連携はどのように図るのか。

6) 民間賃貸住宅の供給促進及び入居支援

民間賃貸住宅の供給促進だけではなく、民間賃貸住宅に入居する者に対する支援（家賃補助等）は検討する必要があるか。

罹災都市借地借家臨時処理法の運用について検討しておく必要はないか。

権利関係等の調整・調停のための体制はどのようになるのか。

5 道路交通基盤の復興

1) 道路に関する復旧・復興方針の作成・2) 道路ネットワークの整備

震災前と震災後の市街地の状況、地域住民の意向に大きな変化が生じた場合、既存計画の見直しや損壊道路の復旧をどのように進めるのか（住民参加を図るのか）

6 公園・緑地の復興

1) 公園・緑地に関する復旧・復興方針の作成

応急仮設住宅建設や復興事業との調整が必要となる場合が考えられるが、復旧・復興の優先順位などの考え方を検討しておく必要はないか。

2) 公園・緑地ネットワークの整備

震災前と震災後の市街地の状況、地域住民の意向に大きな変化が生じた場合、既存計画の見直しをどのように進めるのか。

7 災害廃棄物等対策

1) 災害廃棄物等処理実施方針・計画の作成、処理の実施

災害廃棄物の仮保管場所の確保はどのような考え方で行うのか。

災害廃棄物の分別収集の方法はどのようになるのか。（リサイクル法の適用）

災害廃棄物の発生状況の把握、処理、監視の体制整備をどのように行うのか。

2) 家屋等の解体の実施（公費負担で実施する場合）

公費による家屋等の解体・撤去の実施判断基準、復興事業との関係（処理の優先度）について検討しておく必要はないか。

家屋等の解体・撤去の受付窓口の設置に係る体制はどのようにするのか。

12月22日の第1回研究会では、(財)日本システム開発研究所より資料の説明を行い、その後、対策項目ごとに検証のポイントについて意見交換を行った。

第1回研究会での主な意見(抜粋)

被害調査について

- ・応急危険度判定、罹災証明、宅地被害調査など様々な調査がありわかりにくい。住民への周知も大切。
- ・小田原市では、災害廃棄物の保管場所は決まっているが、分別までは決めていない。これまでの事例から見ると、分別をしないで集めている市町村に災害廃棄物が持ち込まれることになるので、事前に県内市町村で同一の方法を定めておく必要がある。

分野別復興計画について

- ・発災後に都市復興基本方針を考えるのは大変なので、事前におおまかな検討をしておく必要がある。都市復興は、都市マスに準拠することになるので、都市マスにそうした視点を盛り込んでおく必要がある。
- ・阪神・淡路大震災では、急いで計画決定したところが、住民との関係で問題を抱えることになった。尼崎市は、時間をかけて議論してきたので、住民との齟齬が少なかった。こういう事例を参考にすることが重要である。

(3) 第 2 回市街地復興対策等研究会

平成17年1月13日の第2回研究会では、第1回研究会に引き続き、対策項目ごとに検証のポイントについて意見交換を行った。

今回は、本町地区の図面を見ながら、市街地復興に関して具体的な議論を行った。

第2回研究会での主な意見（抜粋）

都市復興基本方針について

県都：都市復興基本方針は、市と県の両方でつくる必要があるのか。

専：県は全县を見て全体のフレームを示し、市は自らの地域に即した復興をどのように行うか記載する。

市：方針を決める時点で、事業も概ね決めると思う。

県都：全体のフレームを示すものなのか、積み上げ方式の事業計画なのかによって作り方が異なる。

専：震災後2週間程度で作成しなければならないため、事業計画ではなく、ほぼ理念になる。平常時に項目程度は決めておく必要がある。

県都：項目や検討メンバーを部内で決めておくことが必要かもしれない。

復興整備条例制定～地区区分の設定

市：条例をつくってどのような効果があるのか。

専：特措法の対象となるような復興は良いが、対象にならないようなものもたくさんある。そうした地域を復興するときはどうするのか。地区区分を行って、被災状況に応じて支援を行うことになる。法の対象外の場合は根拠がないので、自治体として何らかの根拠づくりをする必要があり、そうしたときに条例が意味を持つ。

県都：基本は法律で、法からはずれるところは条例で、と考えれば良いのか。

専：条例の内容としては、地区区分と復興方針等になる。平常時に条例をつくっておけば、発災後の動きがスムーズになる。

県防：平常時に条例をつくるのは労力がかかるので、マニュアルに案のような形で掲載しておけば、発災後はそれをもとに手続きできるのではと考えている。

市：本町では、一部、再開発という可能性はあるが、公共施設等の予定はない。

専：尼崎市や真野地区のような方式になるのではないかと。また、本町4丁目は寺町であるため、道路をまっすぐ入れる必要はなく、幅を確保しつつ、曲がりくねった道でも良いのではないかと。再開発とは異なる手法で整備を考えてはどうか。

県都：接道が確保されているとなると、放っておくと建物がどんどん建設されていってしまうのではないかと。

県都：2年待たせたあ挙げ句に何もありませんでした、というのは許されないのでは、84条や特措法は平常時に面整備の計画がないと指定できない。

専：小田原市では、新たに事業をはじめると、埋蔵文化財が出てくるのでは。

市：84条や特措法は無理だとしても、もう少し何とかしたいというときにどうすれば良いのか。

専：東京都では復興模擬訓練を実施している。そうした中で、生活道路が必要ではないかという議論になる。神奈川県は歴史的な場所や観光地を抱えているので、都市整備条例は必要になると考えられる。マニュアルには、標準モデル条例案を掲載しておいてはどうか。

建築制限の実施

専：被害調査の関係で言えば、新潟県中越地震では、応急危険度判定の要請の段階でバタバタし、また費用負担でも揉めたという話もある。

県都：被害調査については、お金を払って契約する体制を考えなければならないと思っている。

専：相談や被害調査など多数の専門家が必要になるが、首都圏で地震が起きれば圧倒的にマンパワー不足になる。限られた人材で効率的に実施するための仕組みを検討する必要がある。

都市復興基本計画の策定

県都：都市復興の総合的な計画はどこが行うのか。

市：市のマニュアルでは特措法に基づいて事業を行う場合にどうするのかという想定で作成しているため、全体的な計画については検討していない。

仮設市街地

市：県マニュアル（案）で仮設市街地とあるが、これは被害の出方による。

専：人口密度が高く、現住地付近に応急仮設住宅を建設することができない地域を想定しているので、神奈川県の場合は横浜市や川崎市など一部の地域になるのではないかと。

県防：過密で遠くの応急仮設住宅でないと入居できず、それによってまちの復興が進まないと想定される場合など条件を記載する必要があると考えている。

県都：マニュアル（案）では仮設市街地の所管は県土整備部となっているが所管がわからない。仮設住宅の運営は福祉部、商業の復興は商工労働部であり、誰が責任を持ってやるのか。

専：仮設市街地というよりも、応急仮設住宅の多用途展開（バリエーション）が現実的ではないかと。

県都：応急仮設住宅のバリエーションというなら整理しやすい。

県防：マニュアル（案）の仮設市街地の部分については、もう少しトーンを落とした記述にしたいと思う。

応急住宅の供給対策～被災住宅の応急修理対策

県都：民間住宅の応急修理については、法で担保されている部分は良いが、上乘せする場合、お金をどうするかという問題は残る。施行についても受け手がいない状態になっている。

専：全体の流れは県が示すにしても、実際は地元で進めなければならず、建設業者との連携が必要。

市：協定に基づいて業者に見積もりはしてもらえらるが、補助を受けるための積算を市では受けきれない。

専：平常時に訓練をしておく必要がある。実際にやってみると、簡素化できるところもあるので、そうした準備が必要である。

持ち家の再建支援～民間賃貸住宅の供給促進

専：基本は自助努力で、技術的な支援と基金での若干の補助ができるかどうか。

県都：補助は阪神のときのように基金を使えたら良いと思う。相談については事前に協定を締結しておきたい。あとは実際にどう動かすかが課題である。

※表記について：市＝小田原市、県都＝神奈川県県土整備部各課、県防＝神奈川県防災消防課、専＝専門家（専門会議・佐藤隆雄委員（財）日本システム開発研究所）

このように、市街地復興に関しては、昨年度、県においてマニュアル（案）の検討が行われたが、今回の小田原市との協働作業によって、昨年度の段階で十分に検討しきれなかった点が浮き彫りになった。

第2回研究会での議論を踏まえ、第3回研究会では、研究会のまとめについて議論することとなり、研究会での検討を支援するため、まとめ（案）を（財）日本システム開発研究所が作成することになった。

(4) 第3回市街地復興対策等研究会

平成17年3月22日の第3回研究会では、第1回・第2回研究会での議論を踏まえ、研究会としてのまとめの方向性について議論した。

第3回研究会での主な意見（抜粋）

小田原市における市街地復興の考え方について

市：災害復興公営住宅が果たして良いのか疑問である。現在ある公営住宅が壊れれば修理はするが、新規に建設するよりも、民間の空室を活用した方が良いのではないかと思う。市民の意向としては、公営住宅に希望が非常に高いようであるが、メンテナンスのことを考えると公営住宅でなくてもいいのではないか。

専：自立自助が基本だが、高齢者等の対策は必要になる。だが、公営住宅を建設するというのではなく、リバースモーゲージのようなことも有効かもしれない。

市：アドバイザー派遣については現在も実施しているが、今後のことを考えると、基本の考え方は市で示すとしても、具体的な枠組みは専門家と住民でつくってもらった方が良いのではないかと思う。

専：市のマニュアルにも記載されているが、都市計画決定2週間というのはどうなのか。2週間に縛られる必要はないかもしれない。後々問題になるようなことがあってはいけない。

県都：基盤未整備の地域については、まとめ（案）で示されている3点セット（まちづくり協議会、まちづくり専門家の派遣、現地相談所の設置）によって事前に取り組んでおくべきではないか。それこそが都市防災基本計画になるのではないか。

市：都市マスをもう少し具体的にし、事前計画として示すべきという議会からの提案があり、平成17年度は地区を決めて意向調査をしていくことになっている。

小田原市における市街地復興の問題点と課題について

専：応急仮設住宅についても民間の空室活用が有効ではないか。

県：県としては、まだ実際には動いていないが、空室情報の提供について関連団体と協定を結びたいと考えている段階である。

小田原市における震災復興マニュアルの策定方向について

市：都市分野だけではなく、建築や産業も入れて引き続き検討する必要があるのではないか。防災と一緒に組織づくりをして、やっていきたい。

※表記について：市＝小田原市、県都＝神奈川県県土整備部各課、県防＝神奈川県防災消防課、専＝専門家（専門会議委員佐藤隆雄氏（財）日本システム開発研究所）

平成16年12月の第1回研究会から平成17年3月の第3回研究会まで計3回という短期間であったが、県マニュアル（案）で再検討が必要な箇所が浮き彫りになり、また、県の都市計画部門としても、何をクリアにしなければならないのかという点が、市との議論で把握できたのではないかと考える。

さらに、市にとっては、あくまでも課の内部資料であった資料（「被災市街地復興まちづくりマニュアル」）を、市としてオーソライズしたマニュアルにしていこうという意欲・意識を持つようになり、今回のような検討の場の重要性と、市としての事前対策の必要性を再認識する結果をもたらしたと考える。

(5) 研究会における検証作業のまとめ

県マニュアル(案)の検証については、小田原市の「被災市街地復興まちづくりマニュアル」とあわせて検討したことから、研究会におけるまとめとしては、小田原市における市街地復興の問題点・課題、震災復興マニュアルの策定方向という形でとりまとめた。

小田原研究会のまとめ

1 小田原市における震災被害

ここでは、比較的危険度が高く、かつインナーシティ問題を抱える地区である小田原市の中心部の本町1～4丁目を対象に、神奈川県震災復興マニュアル(案)のうち、特に都市計画の問題を中心に検証する。

本町地区は、面積約40haであり、住宅地から商業地までを含む市の中心地域である。小田原市の「被災市街地復興まちづくりマニュアル」では、本町地区のうち、本町2～3丁目と4丁目の近隣商業地域(下表)については、基盤は比較的整備されているものの老朽度が高いことから、「基盤整備済み老朽危険地区」としている。また、本町4丁目の第2種低層住居専用地域(下表)については、老朽度も高く基盤も未整備であることから、「老朽基盤未整備地区」としている。

	地区面積	宅地率	不燃領域率	木造建ぺい率	世帯密度	老朽度	道路率(4m以上)	道路率(12m以上除く)
本町小学校	2.2ha	81.8%	71.6%	8.2%	10.0ha	35.6%	18.2%	18.2%
本町1丁目	8.8ha	72.7%	62.6%	24.2%	19.1ha	27.2%	19.3%	8.6%
本町2丁目	8.6ha	72.1%	50.0%	37.5%	30.8ha	41.6%	24.4%	11.2%
本町3丁目	9.7ha	71.1%	39.8%	36.0%	35.5ha	57.6%	20.6%	10.0%
本町4丁目近商	2.5ha	72.0%	42.7%	40.0%	32.0ha	43.4%	24.0%	10.8%
本町4丁目2住専	8.0ha	81.3%	24.9%	33.3%	33.6ha	45.0%	15.0%	8.0%

資料：「被災市街地復興まちづくりマニュアル～発災から事業施行まで～」平成15年3月、小田原市都市部都市整備課、p37

<p>基盤整備済み老朽危険地区 不燃領域率:50%未満 木造建ぺい率:24%以上 世帯密度:30世帯/ha以上 木造老朽度:40%以上 基盤整備:道路(幅員4～12m)率による評価10%以上</p> <p>老朽基盤未整備地区 不燃領域率:50%未満 木造建ぺい率:24%以上 世帯密度:30世帯/ha以上 木造老朽度:40%以上 基盤整備:道路(幅員4～12m)率による評価10%未満</p>
--

下図は、神奈川県都市防災危険度評価システムによる神奈川県西部地震における本町1～4丁目の各種危険度を示したものである。この図からも明らかなように、当地区の地震動危険度を見ると、震度7の激震となっている。また、液状化危険を見ると、本町3丁目以外は危険はなく、本町3丁目もその危険性は低い。その結果、建物被害率は、本町1及び4丁目においては30～50%、本町2及び3丁目は10～30%となっている。また、火災危険はいずれも1～5件/千世帯当たりとやや高くなっている。そして、延焼危険は本町1丁目以外は危険であり、特に本町4丁目で高くなっている。さらに、津波危険度は、海岸部である本町3・4丁目2～3mとやや高くなっている。



地震動評価



液状化危険



建物被害率



出火率



延焼危険度



津波危険度

また、以下に示すデータは、小田原市の神奈川県西部地震の被害想定結果であるが、木造建物の被害を見ると、本町地区の中破以上の被害率は6割を超えており、市全体平均値の倍近い高さを示している。RCや鉄骨において市平均を上回る危険を示している。火災危険については、出火危険は0という想定になっている。

木造建物の被害

地区名	現況棟数	大破棟数	大破率(%)	中破棟数	中破率(%)	中破以上合計棟数	中破以上被害率(%)
本町1丁目	177	56	31.64	55	31.07	111	62.71
本町2丁目	248	79	31.85	80	32.26	159	64.11
本町3丁目	385	122	31.69	122	31.69	244	63.38
本町4丁目	288	74	25.69	84	29.17	158	54.86
本町計	1,098	331	30.22	341	31.05	672	61.27
市合計	45,581	5,626	12.34	8,874	19.47	14,500	31.81

鉄筋コンクリート造建物の被害

地区名	現況棟数	大破棟数	大破率(%)	中破棟数	中破率(%)	中破以上合計棟数	中破以上被害率(%)
本町1丁目	34	4	11.76	4	11.76	8	23.53
本町2丁目	28	4	14.29	3	10.71	7	25.00
本町3丁目	13	2	15.38	1	7.69	3	23.08
本町4丁目	10	1	10.00	1	10.00	2	20.00
本町計	85	11	12.86	9	10.04	20	22.90
市合計	1,514	139	9.18	135	8.92	274	18.10

鉄骨造住家建物の被害

地区名	現況棟数	大破棟数	大破率(%)	中破棟数	中破率(%)	中破以上合計棟数	中破以上被害率(%)
本町1丁目	17	1	5.88	4	23.53	5	29.41
本町2丁目	26	2	7.69	6	23.08	8	30.77
本町3丁目	14	1	7.14	3	21.43	4	28.57
本町4丁目	22	2	9.09	5	22.73	7	31.82
本町計	79	6	7.45	18	22.69	24	30.14
市合計	2,877	177	6.15	484	16.82	661	22.98

出火予測結果・延焼予測結果

地区名	炎上出火	自然鎮火	消防力消火	延焼出火
本町1丁目	0	0	0	0
本町2丁目	0	0	0	0
本町3丁目	0	0	0	0
本町4丁目	0	0	0	0
本町計	0	0	0	0
市合計	16	4	4	8

以下は、市全体の死傷者・要救助者、り災者・り災棟数、り災の行動予測であり、本町地区の被害想定は算出されていないが、前述の建物被害(木造・鉄筋・鉄骨建物の中破以上)では、市全体の中破以上の被害棟数1,262棟のうち本町地区で716棟(市全体の約5.7%)を占めることから、り災者数も多数発生するものと考えられる。

死傷者・要救出者(市全体)

要 因	死者(人)	重傷者(人)	軽傷者(人)	要救出者(人)
地震動	8	76	1,124	14
崖(家屋)	14	7	7	28
崖(車両)	17	9	9	35
市 合 計	39	92	1,140	77

り災者・り災棟数(市全体)

り災世帯(世帯)	木造建物り災棟数	RC建物り災棟数	S建物り災棟数
6,926世帯	6,852棟	154棟	343棟

り災者の行動予測(市全体)

り災者数	避難所	自宅残留	知人宅(地域内)	知人宅(地域外)	その他
21,610人	4,322人	3,242人	4,322人	8,644人	1,081人

2 小田原市における市街地復興の考え方

小田原市では、「被災市街地復興まちづくりマニュアル」を平成15年3月に策定している。

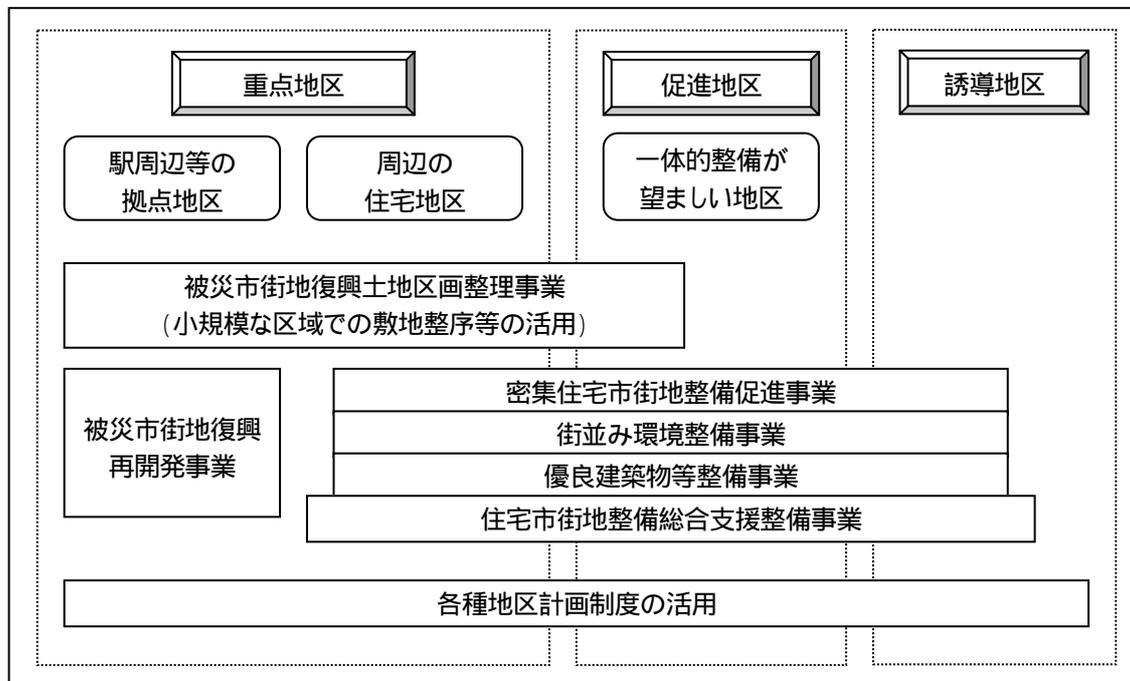
これによれば、被災市街地復興まちづくりの流れを以下のようにしている。

発災後2週間以内	復興基本方針の策定・公表 復興地区区分の決定（重点地区・促進地区・誘導地区） 被災市街地復興の整備手法決定 地区の方針決定
発災後2ヶ月以内	被災市街地復興推進地域の名称・位置・区域・区域面積 の都市計画決定
発災後2年以内	被災市街地復興におけるまちづくりの都市計画決定 土地区画整理・市街地再開発事業等

また、復興地区区分は、被災前の地区状況、既存計画、被害状況、を勘案して決定するとしているが、その具体的な考え方を以下のように示している。

重点地区 =	被害が集中的（倒壊率約80%）に発生した地区 都市基盤が未整備の地区 建築制限実施 面整備事業による抜本的都市改造事業が必要
促進地区 =	重点地区と誘導地区の中間地区 建築制限実施 部分的な改造事業が必要
誘導地区 =	被害が散在的に発生した地区 都市基盤の整備状況が良好な地区 個別家屋の自力再建による

さらに、復興地区区分ごとにまちづくりの手法を決定するとしているが、概ねの事業手法として、以下に示すような事業手法を提示している。



また、「復興まちづくりの3点セット」を示し、協働のまちづくりに取り組むとしている。

- 復興まちづくりの3点セット
- まちづくり協議会 = 自治会・商店会・権利者等の代表
 - まちづくり専門家の派遣 = まちづくり人材センター
 - 現地相談所の設置 = 地区公民館や公共施設

その他、土地区画整理事業と住宅整備関連事業との合併施行についても示している。

3 小田原市における市街地復興の問題点と課題

小田原市の市街地復興マニュアル及び神奈川県震災復興マニュアル(案)をもとに当地区の復興について考える。

以下、復興に必要な手順に添って、問題と課題を整理する。

1) 建物被害調査

調査体制の確保が必要(建築士会・建築事務所協会等の協力等)

調査方法、調査結果の整理、市と県の情報共有化が必要

応急危険度判定・建物被災区分度判定等についても記述が必要

2) 応急仮設住宅必要戸数の把握

本町エリアの建物被害(住家)

	現況(棟)	大破数(棟)	中破数(棟)	中破以上数(棟)
木造建物	1,098	331	341	672
鉄筋コンクリート造建物(RC)	85	11	9	20
鉄骨造住家建物(S)	79	6	18	24
小計	1,262	348	368	716

- ・この被害想定を前提とすると、各建物棟数 = 1世帯居住と仮定すると、本地区において必要となる応急仮設住宅は716棟となる。(ただし中破の場合は、その半分という想定もある)
- ・応急仮設住宅1戸当たり29.7㎡(災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準)であるため、仮に716棟分の応急仮設住宅を建設すると、716棟×29.7ha = 21265.2㎡ 2.1ha、建蔽率を30%とすると、概ね7haの空地が必要になる。近傍に利用可能な空地はあるか。

市町村が「建設戸数調書」を作成することになっていることから、応急仮設住宅の建設必要戸数の算出方法を考えておく必要がある。

災害時民間賃貸住宅を一時提供住宅として借り上げる場合の基準や手続きについて準備しておく必要がある。

各種被害認定調査の連携をどのように図るのか。

- ・このプロセスにおいて、応急危険度判定、建物被災区分度判定、罹災証明発行に伴う建物被害調査(いわゆる再調査申請調査)個人保険査定調査、の各種調査が必要となることから、これらのデータの共通利用を考えておく必要がある。

3) 応急住宅の供給対策

応急仮設住宅入居者のケア体制(マンパワーの確保)をどのようにするのか。

応急仮設住宅のメンテナンスは誰が主体となって行うのか。

空家情報の収集・提供体制(マンパワーの確保、情報共有化)はどのようにするのか。

応急仮設住宅・一時提供住宅の入居者の募集方法や選定基準の案を、あらかじめ検討しておく必要がある。

応急仮設住宅・一時提供住宅の入居者の管理に係るマンパワーの確保体制について記述する必要がある。

4) 地区区分の設定

復興対象地区の地区区分についてはほぼこれでよいと思われる。

5) 建築制限の実施

建築制限の案についてはほぼよいと思われる。

6) 都市復興基本計画の策定

都市復興基本計画についてはほぼよいと思われる。

策定過程における住民参加について、位置づけておく必要がある。

市街地復興のプロセスをどのように考えるか。そのプロセスを踏まえた事業手順や手法を考えておく必要がある。

7) 被災住宅の応急修理対策

民間住宅の応急修理は仮設住宅や家屋撤去を少なくする視点からは重要な事業であることから、手順、体制等について検討し、マニュアルに位置づける必要がある。

8) 持家の再建支援

民間住宅の供給促進に関しても、位置づけておく必要がある。

被災者生活再建支援法による支援措置を位置づけておく必要がある。

9) マンション等の再建支援

復興まちづくりと同様、アドバイザー派遣が必要。マニュアルに位置づける必要がある。

10) 災害公営住宅の整備

災害復興公営住宅等の供給及び入居選定に関する考え方を整理し、本マニュアルに位置づける必要がある。

11) 民間賃貸住宅の供給促進及び入居支援

民間賃貸住宅の供給促進だけではなく、民間賃貸住宅に入居する者に対する支援策を検討しておく必要がある。

罹災都市借地借家臨時処理法の運用について、マニュアルに位置づける。

12) 災害廃棄物等処理実施方針・計画の作成、処理の実施

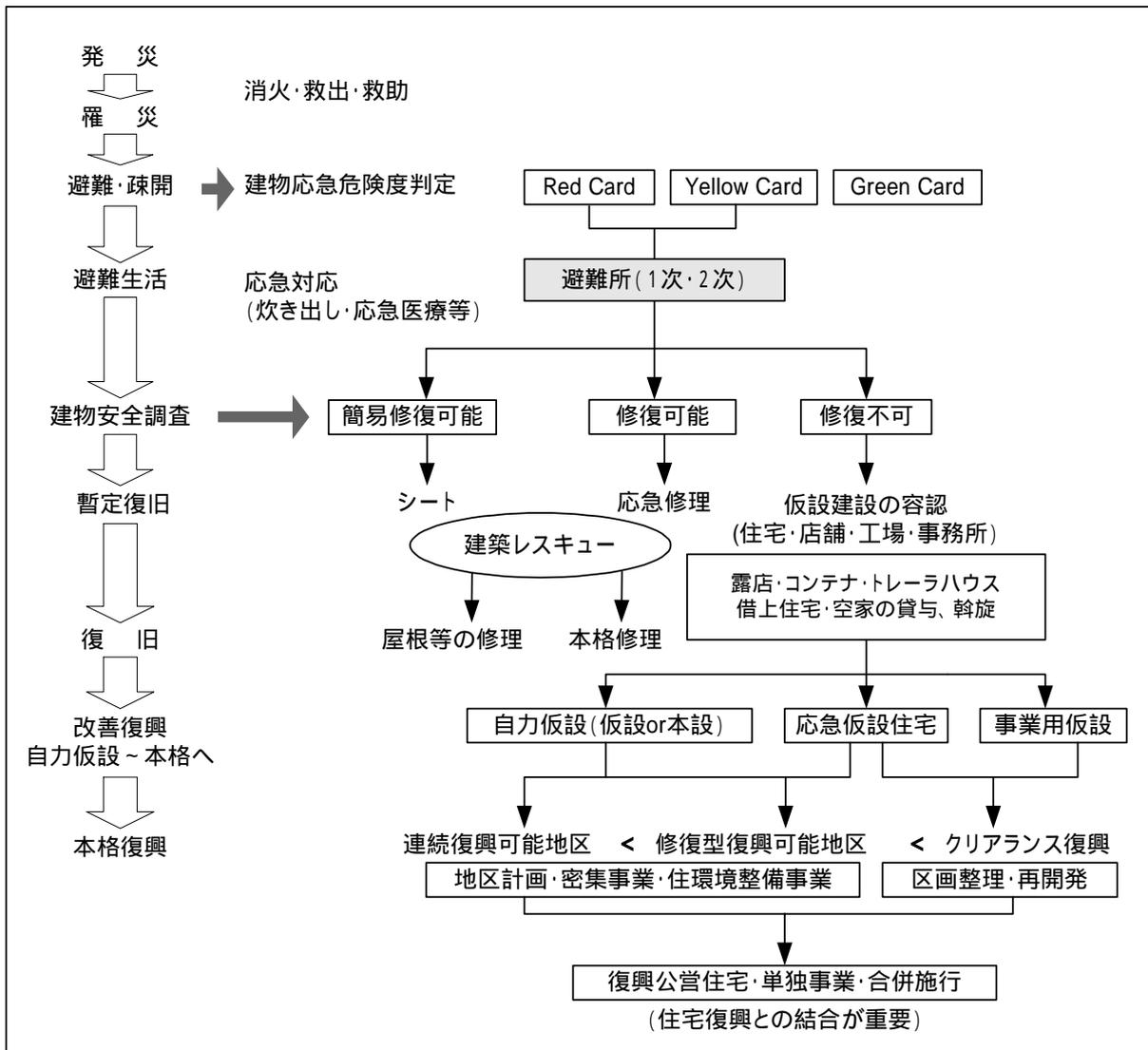
これはよく出来ている。

4 小田原市における震災復興マニュアルの策定方向

小田原市の市街地復興マニュアルは、都市計画的な手続きとそこからの復興まちづくりの手順を示している。被災から避難所、仮設住宅を経て、復興まちづくりに着手するという復興プロセスを考えると、被災者の一連の居住確保や居住保障の位置づけが弱く、それに積極的に参加する条件の保障が確保されていない点が指摘できる。

また、復興まちづくりは、避難所や仮設住宅にいる間から議論される必要があり、復興のプロセスを十分に踏まえたマニュアルであってこそ、迅速かつ効果的な復興が可能となるものと考えられる。

参考 復興市街地づくりのプロセス図



資料：SDRI作成

第2に、被災者の立場からすれば、復興まちづくりは、被災生活を営みながら進められるのであり、先程の居住はもちろんであるが、健康や仕事の問題も抱えながら実践されるものであることから、暮らしの復興全体を捉えた上で、なされる必要がある。

したがって、市街地復興は、それ単独のみで為し得るものではなく、被災者の暮らしの復興の一環として行われるものであることから、生活復興も含めた統一型復興マニュアルとすべきである。

第3は、都市計画事業についてである。本マニュアルにおいては、多様な都市計画事業を位置づけており、その点は評価できる。しかも、幾つもの事業との合併施行も位置づけていることは、極めて重要な視点である。しかしながら、前述したように生活や仕事の位置づけがないことから、商店街復興や加工業復興などの事業に関するものが触れられていない。

第4は、復興市民組織（まちづくり組織）の位置づけである。本マニュアルでは、まちづくり協議会などを積極的に位置づけてはいるが、復興の主体としての位置づけが弱い。被災住民が復興の主体となっこそ、迅速で効果的な復興が為し遂げられると考える。

3 神奈川県における復興準備計画の策定過程のまとめ

(1) 庁内での検討内容のまとめ

昨年度取りまとめたマニュアル(案)を成案にするために、今年度も庁内組織は継続的に設置されることになった。また、マニュアル(案)の確認・検証のために市町村と協働で作業を行うことになったが、その検証作業の内容や方法については、分科会において議題にしたものの、その中での議論は進まず、検証の内容や方法については事務局が企画書を作成することになった。

9月に入り、事務局は小田原市に対して具体的検証作業への協力を働きかけるとともに、震災復興事前検討専門会議の佐藤委員((財)日本システム開発研究所まちづくり・防災研究室長)に具体的検証作業の内容・方法等を相談し、それを踏まえ企画書を作成し、11月に小田原市から具体的検証に対する協力要請を行い了承を得た。この研究会での議論のまとめは後述するが、小田原市を対象とした検証作業と同時並行で、庁内関係各課に対し震災復興対策マニュアル(案)の見直しを依頼した。この段階においては大幅な修正は発生しなかったようである。

平成17年2月には、有識者から成る震災復興事前検討専門会議が開催され、「新潟県中越地震を踏まえ神奈川県は何をすべきか」というテーマで議論がなされたが、中山間地域も抱える神奈川県にとっては新潟県中越地震から学ぶべき教訓も多く、今後のマニュアルの見直しに役立てる必要があるものであった。

なお、横浜市と横浜商工会議所からの要請により震災時のワンストップ相談についての相談があったが、今年度中には方向性等が固まらず、今後の課題とすることになった。

(2) 市との協働による検証作業のまとめ

神奈川県と小田原市との協働の検証作業については、検討組織として研究会を立ち上げ、神奈川県震災復興事前検討専門会議の委員が専門的立場からアドバイスを行うとともに、研究会での検討作業を支援するため、内閣府の支援のもと(財)日本システム開発研究所が出席することとした。

小田原市では、平成15年3月に「被災市街地復興まちづくりマニュアル」を作成していたが、課内の資料であり、オーソライズされたものではなかった。また、特措法に基づく事業の進め方や市民との協働のまちづくりに対する考え方などが整理されるなど内容はよくまとめられたものであったが、地区区分の考え方や被害調査や事業推進のためのマンパワーの確保、市民参加の手法・手続き、県や市の他部課との調整等については、引き続き検討を進める必要のあるものであったことから、県の「神奈川県震災復興対策マニュアル(案)」と市の「被災市街地復興まちづくりマニュアル」とをあわせて、研究会において検討・議論を進めていくこととした。

研究会での議論にあたっては、検証のポイントの明確化、関係資料の作成、会議でのアドバイス等の支援を(財)日本システム開発研究所が行った。

研究会では、対策項目ごとに検証のポイントについて意見交換を行うとともに、本町地区の図面を見ながら、市街地復興に関して具体的な議論を行った。

第1回・第2回研究会での議論を通じて、昨年度の県が作成したマニュアル(案)において検討が十分ではない点が明らかになるとともに、県・市ともに市街地復興に係る検討課題が明確になり、その対応を検討する必要があることを認識することができた。第3回研究会では、研究会のまとめについて議論することとなり、研究会での検討を支援するため、まとめ(案)を(財)日本システム開発研究所が作成し、研究会で討議した。

この県と市との協働作業によって、県マニュアル(案)で再検討が必要な箇所の明確化がなされたとともに、県の都市計画部門担当者がマニュアルに対する認識を深めることに寄与したものと考えられる。また、市については、課内資料(「被災市街地復興まちづくりマニュアル」)を、今後は、市としてオーソライズしたマニュアルにしていこうという意欲・意識を持つようになった。今後の小田原市、神奈川県との取り組みが期待されるところである。

(3) 今後の取り組みのまとめ

当初は、マニュアル(案)の修正について今年度震災復興対策事前検討会議で了承された後、平成17年度に神奈川県防災会議に諮り承認を得るという考えも課内であったが、あくまでもマニュアルであることと、防災会議のメンバーを全員集めて承認を得るというのは実務的に難しいことから、震災復興対策事前検討会議での了承を最終決定とし、防災会議にはマニュアルの報告を行う予定とした。

成案となったマニュアルについては、必要に応じて見直すこととしているが、復興本部、災害復興総合推進局(仮称)の体制等については、総合調整分科会において具体的に検討するとともに、市町村に対してマニュアルを説明し事前の復興対策への取り組みを促進することとしている。また、「神奈川県大規模災害土業連絡協議会」と協力して、モデル市町村において、県民の生活復興等に向けた連携方法等についても検討することとしており、これが実現すれば、東京都に次ぎ全国的にも着目すべき取り組みになると考えられる。さらに、商工関係では、相談や情報提供に関する体制、専門家や関係機関との連携方法、企業の復興(業務継続計画等)などについて検討を進めることとしている。

第2章 その他の地方公共団体における復興準備計画策定事例の整理

1 名古屋市における復興準備計画の策定過程

(1) 復興準備計画の概要

名古屋市は、平成14年度末となる平成15年2月から市街地復興計画マニュアルの策定に着手し、平成16年3月付けでマニュアルを発行した。

同マニュアルは、市街地復興に係る被害状況調査や情報提供、初動及び警戒段階における体制整備、市街地復興基本方針の策定、市街地復興計画（骨子案）の策定、市街地復興計画の策定、市街地復興事業の推進に係る方針を示したものであり、市街地復興に限定したものである。

同マニュアルの策定を受け、名古屋市地域防災計画地震災害対策編（平成16年6月改定）において、新たに「住宅都市部長は、基本方針及び震災復興計画のうち、市街地の復興のための市街地復興基本方針及び市街地復興計画を、市災害復興本部の決定を経て策定する。」という一文が追加されたところである。

(2) 計画策定に至る発意の経緯

発意から計画策定が決定するまでの流れ

名古屋市は、地域防災計画において、市災害対策本部（地震警戒本部）設置時の住宅都市部の任務の1つに「市街地復興計画に関すること」（市街地復興計画の検討の準備に関すること）を位置づけていた。

平成14年4月に東海地震の地震防災対策強化地域に指定されたことを受け、当時の住宅都市局長が、地域防災計画に位置づけられている市街地復興計画の事前準備を進めることが急務と判断し、「名古屋市市街地復興計画マニュアル」の策定の方針を固め、都市計画課において平成15年度予算要求を行った。なお、平成15年12月には、東南海・南海地震の地震防災対策推進地域に指定された。

平成14年度内に庁内の検討体制を立ち上げるため、平成15年2月26日に、市街地復興計画マニュアル検討会準備会を開催し、関係課長との意見交換を行った。

このように市街地復興マニュアルについては、住宅都市局が取り組むことで動き始めたが、生活復興に関するマニュアルについては消防局や総務局などに取り組んでもらいたいとの考えがあり、その旨を都市計画課から消防局防災部防災室に話をしたが、防災室は地震防災強化計画の策定などで手一杯であるとの理由から、生活復興マニュアルの策定には着手せず、市街地復興計画マニュアルの策定に協力するという事になった。

発意の段階の問題点・課題及び解決方法

計画策定費については、国の補助制度がある場合は予算要求も行きやすい面があるが、それがないために単費で確保したが、その予算化に時間を要した。

(3) 策定体制

策定期間

平成15年2月に市街地復興計画マニュアル検討会準備会が開催され、3月に第1回検討会を開催し本格的に検討がはじまり、平成16年6月の第3回検討会（最終）をもって策定作業は終了したことから、策定期間は1年強である。

事務局

マニュアルの事務局は、住宅都市局都市計画部都市計画課である。事務局の構成は、課長1名、都市計画係長1名、技師2名であり、検討会及び作業部会の運営や調整などを行った。

各種会議の設置

有識者から成る専門会議は設置していない。庁内については、関係課長クラスから成る検討会と係長クラスから成る作業部会を設置した。住民や各種団体の参加する機会については、特に設けていない。

専門家等からのアドバイスや民間調査機関への委託等

平成15年度において、市街地復興計画マニュアル策定に係る調査を民間の調査研究機関に委託した。

アドバイザーの参加状況については、有識者から成る会議は設置していないが、個別に専門家からアドバイスを受けた。

素案作成に当たって収集・活用した資料及び実施した調査

素案作成に当たって実施した調査については、委託した調査研究機関において、阪神・淡路大震災関係資料や都市計画学会の報告書、東京都や北区のマニュアルなどの収集、既往災害の被災自治体や復興準備計画策定自治体に対するヒアリング調査を行った。素案作成に際しては、主として東京都の震災復興マニュアルを参考にした。

素案の作成

素案については、調査研究機関の調査をもとに、事務局がたたき台を作成し、作業部会において記載内容等の詳細を具体的に検討し作成していった。

素案の作成にあたっての問題点・課題とその解決方法

計画の対象や想定する被害など、市街地復興計画マニュアルの前提となる部分を固めるのに時間を要した。特に、復旧と復興については、その違いについて理解を得ることが容易ではなく、都市計画学会資料などを参考に、「復興とは、被災前の水準を越えた新しい価値や質が付加された都市空間を生み出すための措置」として捉える旨を説明した。

また、市街地復興基本方針、建築制限、被害調査など市街地復興に係る様々な取り組み事項について、庁内関係部局との役割分担の調整が難航した。これについては、都市計画課において、阪神・淡路大震災時の神戸市の対応例なども引用し、名古屋市市街地復興計画マニュアルにおける関係組織を整理・提示し、庁内会議を重ね調整を行った。

さらに、市街地復興計画マニュアルに記載する内容に関して、河川や道路等の各部局がそれぞれ取り組みたい事項（高規格堤防、都市計画道路等）についての取扱や調整をどのように図るのかという点が議論になった。各部局の考えをどこがどのように調整するのか、また、マニュアルにどのように入れるのかという点であるが、市街地復興計画マニュアルは、あくまでも発災後の市街地復興計画を策定するための考え方等を示すものであって、計画そのものではないことを説明し、了解を得た。

市街地復興計画マニュアルでの各部局の役割等については、既に整備している「災害時における初動時行動マニュアル」「住宅都市局防災マニュアル」との調整を行う必要があり、完成段階に至るまで鋭意確認・調整を行った。

なお、市全体の復興体制については、地域防災計画地震災害対策編において、「市長を本部長とする全庁的な組織体制として「市災害復興本部」を設置し、被災直後の混乱した非常事態のなかであっても、災害後早期の段階において、復興に向けての基本方針を市民に示すものとする。」とされているが、どの部局が事務局の役割を担うのか等が定められていないことから、市全体の復興体制についても検討の必要がある点は作業部会の議論の中で指摘された。

(4) 策定過程における意見調整と問題点・課題及びその解決方法

有識者から成る専門会議への対応

有識者から成る専門会議は設置していない。

庁内部局との調整

名古屋市では、検討会の下に作業部会を設置し、事務局が作成した資料等を作業部会において議論し、検討会にあげるという形をとった。

素案等の内容については、検討会、作業部会において検討し、会議の場において調整を行うとともに、個別に事務局と関係部課での調整も行った。

県との調整

名古屋市では、市街地復興計画マニュアルの策定過程において、県担当者にヒアリングを行っているが、その段階では特に調整を要する事項はなかった。（当時、愛知県は、市街地復興に係る法令の整理については作業をしているところであったが、マニュアルの策定には未着手）

住民意見の聴取

検討会や作業部会の議論の過程で、市民参加を得た方が良いのではないかという意見があったが、行政内部のマニュアルであるとの理由から市民参加は行わなかった。但し、マニュアル策定後のモデルケースの検討などにおいては、市民参加を得る可能性も残している。

（５）復興関連条例の制定状況

庁内での議論において、建築制限の周知が目的であれば他の方法もあるのではないかとの意見などがあり、現段階では名古屋市の場合は市街地復興整備条例は必要ないと考えている。

（６）計画策定後の取り組み

実際に災害が発生した時に、市街地復興計画の策定や復興事業に速やかに取り組むことができるようにするため、市街地復興計画マニュアルの策定を受けて、平成17年度に災害危険度判定調査の実施及び都市防災づくり計画素案の作成を行い、平成18年度に防災都市づくり計画を策定する予定である。

（７）国等への意見・要望等

復旧と復興の違いやマニュアル策定の意義、マニュアル策定のために誰が何を検討しなければならないのかを提示するための資料があったら良かったと感じた。

2 杉並区における復興準備計画の策定過程

(1) 復興準備計画の概要

杉並区は、平成15年7月から策定に着手し、平成16年3月付けで「杉並区震災復興マニュアル」を発行した。

同マニュアルは、地域防災計画の復興に係る部分を具体化したものであり、地域防災計画の一部として位置づけられる。

同マニュアルは、東京都の震災復興マニュアルを踏まえ、全分野を範囲とする総合的なマニュアルとなっている。

(2) 計画策定に至る発意の経緯

発意から計画策定が決定するまでの流れ

杉並区では、平成9年度から市街地復興マニュアルの検討をはじめ、平成14年7月には防災対策推進会議（区の防災対策を検討する庁内組織、部長級から成る）の承認を得ていた。

平成14年10月、区総合計画の実施計画策定に際して、トップ側から「区の防災対策の再構築について」検討するよう意向があり、防災対策推進会議において検討を進めることになったが、折しも東京都が平成14年度中に都市復興マニュアルと生活復興マニュアルを一本化する運びとなったことから、平成14年12月の防災対策推進会議において、区としても防災対策の再構築を図るため、未整備の生活復興マニュアルの整備も含めマニュアルの整備充実が必要との方針を出した。

これを受け、防災対策推進会議の事務局である防災課、市街地復興を所管する都市計画課、区の政策全般を調整する企画課が連携して、マニュアルの庁内検討体制について検討し、平成15年7月に防災対策推進会議の承認を得た後、本格的に検討を開始することになった。

発意の段階の問題点・課題及び解決方法

発意の段階での問題点・課題は特にない。

(3) 策定体制

策定期間

平成15年7月に検討会・部会を開催し、平成16年2月末に総括部会においてマニュアル案の最終とりまとめを行い、同年3月に防災対策推進会議においてマニュアル案を承認を受け決定したことから、策定期間は7ヶ月強である。

事務局

マニュアルの事務局は、総括部会については、防災課、都市計画課、企画課が共同で、都市・住宅部会は都市計画課と住宅課、くらし部会は保健福祉部管理課と教育委員会事務局庶務課、産業部会は区民生活部管理課と経済勤労課が担当した。各部会とも、各課より1～2名程度が事務局の事務を担当した。

各種会議の設置

総括部会、都市・住宅部会、くらし部会、産業部会を置き、これらを総称して検討会とした。都市・住宅部会は市街地復興と住宅分野を、くらし部会は福祉・保健・医療、教育・文化を、産業部会は地域産業を、それぞれ検討することとし、全体調整・とりまとめについては総括部会が行った。有識者から成る専門会議は設置していない。また、住民や各種団体の参加する機会についても、特に設けていない。

専門家等からのアドバイスや民間調査機関への委託等

有識者から成る専門会議を設置していないため、専門家等からのアドバイスは特に受けていない。

また、委託費の予算計上を行っていないことから、民間調査機関への委託は行っていない。

素案作成に当たって収集・活用した資料及び実施した調査

素案作成に当たっては、事務局としては特に調査は実施していないが、部会の各担当がマニュアル案を作成する上で個別に東京都や他区に問い合わせなどを行った。

市街地復興に関しては、東京都の都市復興マニュアルと震災復興マニュアルを参考にし、生活復興その他に関しては、墨田区などのマニュアルを参考にした。

素案の作成

市街地復興については、既に平成14年7月に防災対策推進会議で承認を得ているため、基本的に変更しないということを前提にし、都市・住宅部会において東京都震災復興マニュアル・施策編との整合を確認し、素案を作成した。

市街地復興以外の部分については、くらし部会と産業部会のそれぞれの部会で、東京都震災復興マニュアル・施策編との整合を考慮しつつ作成し、全体調整については総括部会において行った。

素案の作成にあたっての問題点・課題とその解決方法

平成15年度内にマニュアルを策定しなければならなかったことから、平成15年7月に防災対策推進会議において検討体制が承認されてから半年程度しか検討期間がないため、作業メンバーからは当初は苦情などが寄せられた。

しかし、各部長がメンバーとなっている防災対策推進会議での決定事項であり、また、東京都が平成14年度にマニュアルを公表したことで区としても早くつくらなければならないという認識を持っている職員が多かったため、再度その旨を説明し納得を得ることには大きな苦労はしなかった。

内容に関しては、各部会長が部会での作業や議論を取りまとめ、また、企画課が事務局に入っていたことで、内容に関しては特に問題は発生しなかったものの、東京都震災復興マニュアルで示されている時限的市街地の考え方について、区としてどのように対応するかという点は課題になった。しかしながら、平成14年7月に市街地復興マニュアルについては防災対策推進会議の承認を得ていることから、今回のマニュアルにおいては市街地復興の部分は手を加えないことにし、今後、マニュアルの改訂作業を行う場合には、その部分も検討を行うこととした。

(4) 策定過程における意見調整と問題点・課題及びその解決方法

有識者から成る専門会議への対応

有識者から成る専門会議は設置していない。

庁内部局との調整

事務局が各課に個別に調整を行うのではなく、都市・住宅部会、くらし部会、産業部会のそれぞれで部会長が中心となり調整を行った。また、部会の枠を超える調整や全体調整については総括部会において行われた。

都との調整

特に行っていない。

住民意見の聴取

特に行っていない。

(5) 復興関連条例の制定状況

市街地復興については、仮称・市街地復興整備条例骨子案は平成14年7月の段階で策定済みである。

今回策定したマニュアルにおいて、震災復興本部の組織や分掌事務について検討しマニュアルに掲載したものの、条例あるいは条例案の作成までには至らなかったことから、本部設置の根拠規定については、マニュアル策定後いずれは整備したいと考えている。

住民参加に関する条例等については未整備の状況であるが、東京都の動向も勘案しつつ考えていくこととし、墨田区が区として初めて住民参加に関する規則等を定め先進的に取り組んでいるので参考になると考える。

(6) 計画策定後の取り組み

今回は、市街地復興について基本的には平成14年7月策定のものを変更しないということで進めたが、今後の見直しにおいて、その部分の検討は行うことになると思う。

なお、マニュアルの見直しに当たっては、今回設置した検討会・部会は廃止になるため、防災対策推進会議において行うことになると思う。

(7) 国等への意見・要望等

完璧なマニュアルというのはいり得ないと思うが、何も無いところからはじめるより、マニュアルがあった方が安心感も得られて良かったと感じる。

区のマニュアルの策定過程では、東京都震災復興マニュアルなどを参考にしたが、例えば、都では時限的市街地の考え方が出されているが、それはあくまでも1つの手法であり他にもあり得るということを明確にしてもらわないと区は翻弄されることになるため、国や都においては、自治体や住民の使いやすさを考えて、自治体がマニュアルを策定する際に必要に応じて選択できるような手法や考え方を提示してほしいと考える。

これに関連して、復興マニュアルの策定に関する国や都の位置づけが弱く、また、災害対策あるいは復興対策に関して場当たりに政策や情報を発表しているように感じる部分もある。今回のマニュアル策定に関しては、防災対策推進会議での決定事項であるために時間の限られた中、職員の協力を得て成し遂げられたが、最終的には区が住民や議会に対応しなければならないため、アナウンスの仕方の工夫や事前に区に情報を流してほしいと思う。

東京都の復興模擬訓練については、事業費の半分を区が拠出するというのは難しく、また、東京都の模擬訓練事業に対して緊急性をあまり感じていない部分もある。今後実施の必要性が出てきたら検討していくことになると思う。

3 文京区における復興準備計画の策定過程

(1) 復興準備計画の概要

文京区は、平成16年度から策定に着手し、平成17年3月付けで「文京区震災復興マニュアル」を発行した。

同マニュアルは、地域防災計画に基づくものとして位置づけられるとともに、職員防災行動マニュアル(平成9年3月)と同位のものとして位置づけられる。

同マニュアルは、東京都の震災復興マニュアルを踏まえ、全分野を範囲とする総合的なマニュアルとなっている。

(2) 計画策定に至る発意の経緯

発意から計画策定が決定するまでの流れ

文京区は、都市復興マニュアルも生活復興マニュアルのいずれも策定していなかったが、平成14年度に東京都がマニュアルを改訂(都市復興マニュアルと生活復興マニュアルの統合)したことを踏まえ、平成15年度に総務部防災課と都市計画部計画調整課において区としてのマニュアルの必要性について検討し、マニュアル策定を方針決定し、平成16年度予算要求において計画策定費を要求した。

なお、都市復興については計画調整課が、生活復興については防災課が、それぞれ予算要求を行った。

発意の段階の問題点・課題及び解決方法

平成14年度末に東京都の震災復興マニュアルを発行し、その後の予算要求であったため、特に難航したということはない。

また、区マニュアルを職員の手づくりで行うという考えもあったが、専任職員の配置やその人件費を考えると、民間の調査研究機関に委託した方が効率的と判断した。

(3) 策定体制

策定期間

平成16年7月に検討委員会・部会を設置し、8月から本格的に検討がはじまり、平成17年3月の第5回検討委員会をもって策定作業は終了したことから、策定期間は8ヶ月余りである。

事務局

マニュアルの事務局は、防災課と計画調整課が共同で事務局となり、計画調整課は3名(実質専任は1名)、防災課は2名(実質専任は1名)であった。各部会については、都市復興部会は計画調整課が、生活復興部会は防災課がそれぞれ事務局となった。

各種会議の設置

有識者から成る専門会議は設置していない。庁内については、関係課長クラスから成る検討委員会と係長・主査クラスから成る部会（都市復興部会、生活復興部会）を設置した。住民や各種団体の参加する機会については、特に設けていない。

専門家等からのアドバイスや民間調査機関への委託等

平成16年度において、マニュアル策定に係る調査を民間の調査研究機関に委託した。予算は、計画調整課（都市復興）と防災課（生活復興）がそれぞれ確保したが、委託先は一本化している。なお、アドバイザーの参加は特になかった。

素案作成に当たって収集・活用した資料及び実施した調査

素案作成に当たって実施した調査については、調査委託した調査研究機関において、阪神・淡路大震災関係の資料や情報を収集した。

素案作成に際して活用した資料としては、東京都震災復興マニュアル、墨田区災害復興マニュアル、板橋区市街地復興マニュアルであったが、主として東京都のマニュアルを参考にした。

素案の作成

素案については、調査研究機関と事務局がたたき台を作成し、各部会及び検討委員会において内容を検討した。

素案の作成にあたっての問題点・課題とその解決方法

既に「文京区職員防災行動マニュアル」（平成9年3月）が整備されていたことから、行動マニュアルがあるのに、新たに震災復興マニュアルを策定する必要性を理解してもらうのに苦労したが、行動マニュアルと復興マニュアルの役割について事務局が整理・提示することによって理解を得た。

また、策定期間とマンパワーの問題があったが、計画策定費を予算計上し、民間の調査研究機関に委託することにより、職員の負担軽減を図った。

検討委員会での議論では、区民とマニュアルの関わり方や区民参加についてどのように図っていくのか指摘があった。東京都の場合も、震災復興マニュアル・プロセス編については中間報告についてパブリックコメントを行ったり、マニュアル完成後は都民向けのパンフレットを作成しているためであるが、今回の文京区マニュアルは（都マニュアルでいうところの）施策編にあたるため、パブリックコメント等は行わず、マニュアル策定後において、区民に対しては、住民向けのパンフレットなどで周知していくことになった。

(4) 策定過程における意見調整と問題点・課題及びその解決方法

有識者から成る専門会議への対応

有識者から成る専門会議は設置していない。

庁内部局との調整

文京区では、課長クラスから成る検討委員会の下に都市復興部会と生活復興部会を設置し、事務局が作成した資料等を部会において議論し、検討委員会においても議論した。調整については、各部会及び検討委員会において行うとともに、事務局、委託会社、関係部課で個別に調整を行った。

都との調整

特に行っていない。

住民意見の聴取

特に行っていない。

(5) 復興関連条例の制定状況

今回のマニュアル策定過程において、条例（又は条例案）の整備までは行っていないが、復興本部の設置については、その根拠が必要であるため、条例等の整備を行いたいと考えている。また、市街地復興、生活復興、住民参加についても、東京都における復興の考え方と整合性を図るため、いずれは条例等を整備したいと考えている。

(6) 計画策定後の取り組み

今回策定した震災復興マニュアルを受けて、平成17年度において、職員防災行動マニュアル（平成9年3月）の改訂を行う予定である。また、モデル地区でのシミュレーションに基づくケーススタディや復興模擬訓練の実施、区民への広報を行いたいと考えている。特に、復興模擬訓練については、他区においても取り組まれていることから、文京区としても実施したい意向があるが、現段階においてはそのための予算は確保しておらず、予算面と実施部隊の面を解決する必要がある。

(7) 国等への意見・要望等

マニュアルに係る調査や計画策定の補助があった方が良いと感じる。また、参考になる資料や情報の提供もあると便利だと思う。

都の復興模擬訓練の補助に関しては、全体経費の半分が都、半分は区の負担であるために、取り組みたいものの、区の予算確保は難しく、スポンサーとなる組織や団体を探さなければならぬ点がネックである。

4 その他の地方公共団体における復興準備計画の策定事例のまとめ

(1) 計画策定に至る発意の経緯のまとめ

名古屋市の場合、東海地震の地震防災対策強化地域に指定されたことが、市街地復興マニュアルを策定するきっかけになったが、生活復興に関するマニュアルについては担当部局(総務局、消防局)において着手できる状況になかったため取り組んでいない。市街地復興マニュアル策定のための予算は、時間を要したものの単費で確保し、民間の調査研究機関に調査を委託した。

杉並区の場合は、区の防災対策の再構築を検討しようとした時期と、東京都が震災復興マニュアルを策定する時期が重なったことから、区の防災対策の再構築を図るため、未整備の生活復興マニュアルの整備も含めた総合的なマニュアルの整備を図ることとし、行政内部で策定作業を行った。

文京区の場合は、東京都が震災復興マニュアルを発行したことを受け、総合的なマニュアルを策定することとなり、マニュアル策定のための予算を確保し、民間の調査研究機関に調査を委託した。予算の確保に当たっては、東京都が震災復興マニュアルを発行した後での予算要求であったため、特に難航しなかった。

(2) 策定体制のまとめ

名古屋市の場合、関係課長クラスから成る検討会と係長クラスから成る作業部会を設置し、事務局が作成した資料等を作業部会において議論し、検討会にあげるという形をとったことから、会議の場で調整を行うとともに、事務局と関係部課との個別の調整も行った。

杉並区の場合は、4つの部会(総括部会、都市・住宅部会、暮らし部会、産業部会)を設置し、各部長が中心となり調整を行った。

文京区の場合は、関係課長クラスから成る検討委員会と係長・主査クラスから成る部会(都市復興部会、生活復興部会)を設置し、各部会及び検討委員会で調整を行うとともに、事務局、委託会社、関係部課で個別に調整を行った。

事務局については、名古屋市の場合、住宅都市局都市計画部都市計画課で、課長1名、都市計画係長1名、技師2名が、検討会及び作業部会の運営や調整などを行った。

杉並区の場合は、総括部会については、防災課、都市計画課、企画課が共同で担当し、分野別の部会については、各分野の担当所管課が担当し、各部会とも、各課より1~2名程度が事務局の事務を担当した。

文京区の場合は、検討委員会の事務局は防災課と計画調整課が共同で担当し、各部会については、都市復興部会は計画調整課が、生活復興部会は防災課がそれぞれ事務局となった。

有識者から成る専門会議は、名古屋市、杉並区、文京区とも設置していない。

(3) 素案の作成のまとめ

素案の作成者は、名古屋市と文京区の場合は、民間の調査研究機関の調査をもとに、事務局がたたき台を作成し、各部会が作成した。杉並区の場合は、民間の調査研究機関に委託をしていないため、東京都の震災復興マニュアルを参考に、各部会が素案を作成した。

専門家等からのアドバイスや実施した調査については、名古屋市の場合は、民間の調査研究機関が資料の収集や被災自治体等に対するヒアリングを行い、それを活用するとともに、個別に専門家からアドバイスを受けた。杉並区の場合は、専門家等からのアドバイスは特に受けておらず、民間の調査研究機関への委託も行っていないことから、部会の各担当がマニュアル案を作成する上で個別に東京都や他区に問い合わせなどを行い、東京都の都市復興マニュアルと震災復興マニュアル、墨田区などのマニュアルを参考にした。文京区の場合は、マニュアル策定に係る調査を民間の調査研究機関に委託したことから、調査研究機関が阪神・淡路大震災関係の資料や情報を収集した。専門家等の参加は特になく、東京都震災復興マニュアル、墨田区災害復興マニュアル、板橋区市街地復興マニュアルなどを参考にした。

(4) 策定過程における意見調整のまとめ

名古屋市の場合、計画の対象や想定する被害など、市街地復興計画マニュアルの前提となる部分を固めるのに時間を要し、特に、復旧と復興の違いについて理解を得ることが容易ではなかったということである。そのため、都市計画学会資料などを参考に、復興の概念規定を行い、説明を行った。また、庁内関係部局との役割分担の調整が難航したが、阪神・淡路大震災時の神戸市の対応例なども引用し、事務局で整理し、調整を行った。また、各部局の事業を誰がどこで調整するのかという点が議論になったが、マニュアルはあくまでも考え方を示すものであって、計画そのものではないことを説明した。これは、マニュアルと行政計画の関係をどのように整理・調整していくのかという課題であるとも言える。

また、名古屋市地域防災計画では、発災後、全庁的な組織体制として「市災害復興本部」を設置することになっているが、どの部局が事務局の役割を担うのか等が定められていないことから、市全体の復興体制についても検討の必要があると部会で指摘されている。市の復興体制も含めて、市街地復興、生活復興を統合したマニュアルの整備が必要であると言える。

杉並区の場合、非常に短期間での策定作業であるために、当初は作業メンバーから苦情などが寄せられたが、防災対策推進会議（各部長がメンバー）での決定事項であり、また、東京都が平成14年度にマニュアルを公表したことで区としても早くつくらなければならないという認識を持っている職員が多かったため、再度その旨を説明した。東京都震災復興マニュアルで示されている時限的市街地については、今後、マニュアルの改訂作業を行う場合には、その部分も検討を行うこととした。

文京区の場合は、「文京区職員防災行動マニュアル」が整備されていたことから、新たに震災復興マニュアルを策定する必要性を理解してもらうのに苦労したが、各マニュアルの役割について事務局が整理・提示した。策定期間やマンパワー確保の面では、民間の調査研究機関に委託したことで、職員の負担軽減が図られた。

都あるいは県との調整については、名古屋市が県担当者にヒアリングを行っているが、その段階では特に調整を要する事項はなかった。杉並区と文京区は、東京都との調整は特に行っていない。策定過程における住民参加については、名古屋市、杉並区、文京区のいずれも行っていない。

(5) 国等への意見・要望等のまとめ

国等への意見・要望などについては、復興あるいは復興対策を事前に検討しておくことの重要性・必要性を認識してもらうための資料が必要であること、計画策定に対する財源措置あるいは自治体が財源措置しやすいような支援が必要であること、計画策定に際して参考となる資料・情報の提供が必要であること、（上位団体が計画を策定し、自治体が計画を策定するにしても）地域特性に応じた計画内容を選択できるような提示の仕方が必要であること、が指摘されている。

第3章 その他の地方公共団体における復興準備計画の普及・実践事例の整理

1 墨田区における普及・実践事例

(1) 訓練の目的・対象等

訓練の目的

東京都では、平成14年度に「東京都震災復興マニュアル」を策定し、その中で、復興市民組織の育成を掲げており、地域住民による復興を進める担い手としての組織づくりを目指し、平成16年度から「復興市民組織育成事業」を創設し、地域住民及び区市町村等と連携し、地域協働復興模擬訓練の実施を推進しているところである（都が事業費の1/2を補助）。

墨田区では、東向島地区において、平成15年度にデルの的に復興模擬訓練を実施しており、主に、避難、避難所生活、時限的市街地づくりについて検討したが、「復興模擬訓練を単なる防災訓練ではなく、まちづくりの一環として位置づけ、今後、継続して実施すること」が平成15年度の反省点であり今後の訓練の課題となった。

そこで、平成16年度は、昨年度の課題を踏まえ、震災復興においては、地域住民の協働により解決すべき様々な問題・課題が生じること、またそれを解決し、迅速な復興を進めるためには、自助・共助による復興が重要であることを、住民及び住民の活動を支援する専門家が理解するための模擬訓練を実施するとともに、震災復興における専門職団体の支援の必要性を検証し、支援のあり方を探ることを目的に、震災復興模擬訓練を実施することとした。

そのため、第一に「向島地区においては、復興の際に、どのような問題・課題があるのか、また、その課題を解決するためには、どのような対応をすれば良いか」について検討した。第二に、「課題解決について、地域ルールにすれば良いと考えられること」について検討した。

訓練の対象地域

訓練の対象地域は、区北部の東向島地区である。

東向島地区 = 第一寺島小区域（一寺小学校地域防災連絡会）及び東向島一丁目中、東向一南、曳舟中、東向島二丁目睦、東向島二丁目、東向島宮元、堤通一丁目町会（7町会）

東向島地区は、人口約12,000人、世帯数約5,700世帯、面積約73.1haの地区である。震災・戦災の被害にあわなかったことから、細街路や木造建物が密集している。地区内には、3つの商店街（鳩の街通り商店街、地藏坂通り商店街、東向島大通り商店街）と小規模工場が混在している。

この地区では、一寺言問を防災のまちにする会など各種の団体・有志が、長年にわたる防災まちづくり活動を活発に展開し、また、地域学会としての向島学会（平成14年4月設立）の活動でも有名である。地区内には、路地尊（雨水貯留槽）等の防災資源が豊富である。



路地尊（出所：墨田区公式ホームページ）

実施主体・事務局

訓練の実施主体は、「向島地区復興模擬訓練実行委員会」（災害復興まちづくり支援機構、墨田区、東京都）である。

事務局は、墨田区と（財）日本システム開発研究所である。区からは防災課、都市計画課、企画経営室が参画した。

訓練の実施期間

平成16年12月～1月

参加者

一寺小学校地域防災情報連絡会（東向一南町会、東向島一丁目中町会、曳舟中町会、東向島二丁目睦会、東向島二丁目町会、東向島宮元町会）、一寺言問を防災のまちにする会、商店会（地藏坂通り商店街、東向島大通り商店街）、第一寺島小学校（校長、教頭）、墨田区、東京都、（財）東京都防災・建築まちづくりセンター、災害復興まちづくり支援機構（弁護士・中小企業診断士・土地家屋調査士・不動産鑑定士・司法書士・行政書士・建築士・技術士等）、東京大学加藤研究室、（財）日本システム開発研究所

(2) 訓練の特徴

東向島地区の訓練の特徴は、まず第1に、行政職員については、区の関連所管各課の職員が多数参加したこと、第2に、専門家については、災害復興まちづくり支援機構のほぼすべての分野の専門家（弁護士・中小企業診断士・土地家屋調査士・不動産鑑定士・司法書士・行政書士・建築士・技術士・都市プランナー）や大学研究者が参加したこと、である。

このように行政の関係各課の職員や多数の専門家が参加した訓練は、都内のみならず全国でも初めての取り組みである。

(3) 訓練の内容

訓練のプログラム

第1回 模擬訓練 復興まちづくりを考える その1 平成16年12月9日	専門職能家チーム 研究会 平成16年12月28日	第2回 模擬訓練 復興まちづくりを考える その2 平成17年1月28日
昨年度実施の仮設市街地づくり訓練を受け、今回は墨田区都市マスタープランをもとに、本格復興を考え、その際の問題や課題を出し合い、その対応策について話し合う	住民から出された復興に関する問題や相談事項に対する模範回答例の作成について討議・検討をする	第1回の訓練で出された相談事項に対する専門家からの回答について話し合うとともに、復興に当たっての問題や課題を克服するために必要な地域協働のルールのあり方について話し合う

訓練の詳細

第1回 平成16年12月9日（木）18:00-20:00 墨田区立第一寺島小学校

訓練のテーマ

復興まちづくりを考える その1

ねらい

向島地区では、昨年度、まち中点検や仮設市街地づくり訓練を行っていることから、今年度はそれを受けて、本格復興に際して、どのような問題や課題が発生するのかについて、把握・確認する。

発生する問題や課題に関して、どのような対応が考えられるかについて話し合い、検討する。

訓練の流れ

- 1 昨年度の訓練内容と今年度の訓練内容について
- 2 訓練の実施（復興まちづくりを考える）
- 3 まとめ

配布資料

- 1 次第
- 2 昨年度の訓練内容と墨田区の復興体制について
- 3 本日の訓練の全体的な流れ
- 4 都市計画マスタープラン（地域別方針図）
- 5 訓練で想定する被害
- 6 復興まちづくりに望むこととその問題点について
- 7 阪神・淡路大震災におけるまちの復興例

内容

まずはじめに、墨田区都市計画マスタープランを用いて、都市計画課職員が東向島地区の復興の方向性を説明した。（都市計画マスタープランは、平常時における減災まちづくりの計画であるが、平常時のみならず、いざという時の復興まちづくりプランのベースとなるものと考えた）

次に、居住地区別に班編成し、各班に、行政の関連所管各課の職員、弁護士・中小企業診断士・土地家屋調査士・不動産鑑定士・司法書士・行政書士・建築士・技術士・大学研究者等々からなる専門職能家を配置した。

地域住民は、都市計画マスタープランの地域別方針図（東向島地区の図面のみ抜粋資料）を見ながら、専門職能家の助言をもとに、復興の際に発生する問題点や課題を把握・確認するとともに、その対応策について検討した。



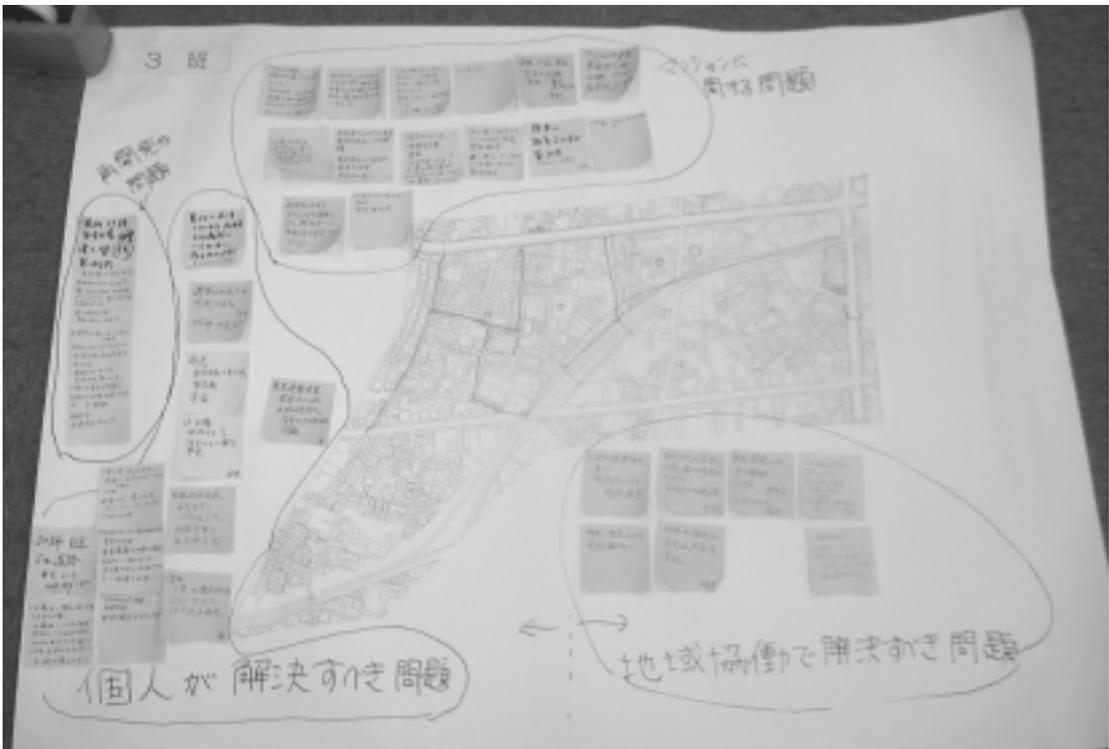


行政の関連所管各課の職員、弁護士・中小企業診断士・土地家屋調査士・不動産鑑定士・司法書士・行政書士・建築士・技術士・大学研究者の書く専門家を交えての討論

その上で、考えられる問題・課題について、「個人で解決すべきもの」「地域協働で解決すべきもの」に振り分けて整理し、発表した。



墨田区都市マスタープランを基に復興まちづくりの問題点と課題を発表する住民の皆さん



議論のまとめ(3班の作成図)

専門職能家による研究会 平成16年12月28日（火）

第1回訓練において提示された法的・制度的質問事項について、専門職能家チーム（個別対応ではなくチームを組んで）として、どのような回答を示し得るかについて検討を行い、回答集を作成した。

第2回訓練の進め方と復興まちづくりに関する検討課題を討議した。

第2回 平成17年1月28日（金）18:30-20:30 墨田区立第一寺島小学校

訓練のテーマ

復興まちづくりを考える その2

ねらい

復興に際しては、個人だけでは解決できない課題があり、地域で協働してこそ克服できる課題があることを確認する。

地域で協働して復興する際には守るべき地区のルールが必要であり、それを共有する。

復興には住民・事業者・行政・専門家の協働による対応が重要であることを確認する。

訓練の流れ

- 1 前回訓練で出された意見（相談・質問）とその回答について
- 2 訓練の実施（復興まちづくりを考える - その2）
- 3 シンポジウム（2月5日開催）のお知らせとお誘い
- 4 まとめ

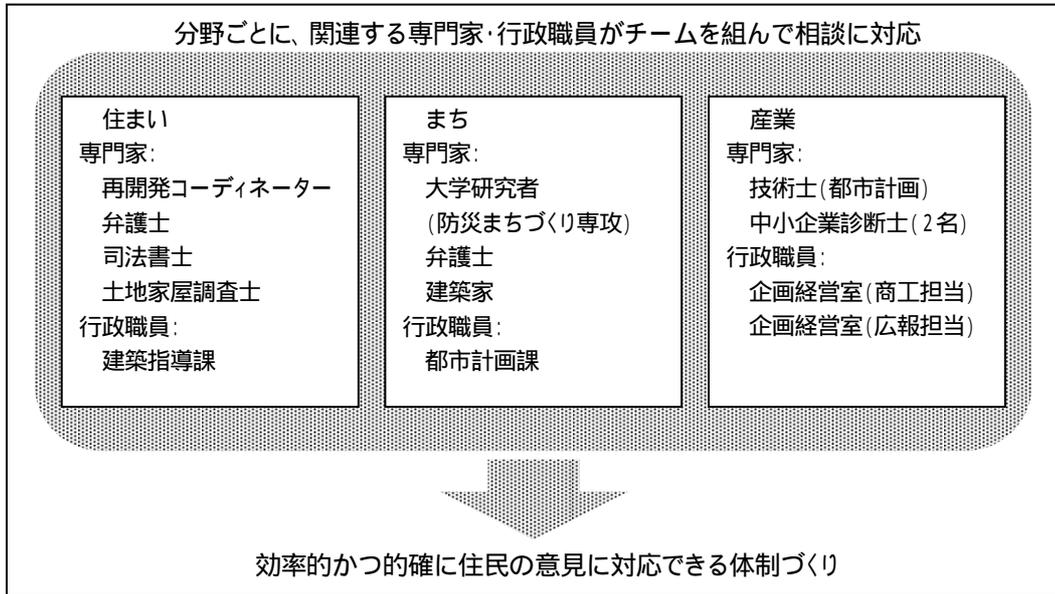
配布資料

- 1 次第
- 2 本日の訓練内容について
- 3 前回訓練で出された意見（質問・相談）とその回答について
- 4 前回訓練で出された意見（質問・相談）とその回答について（詳細版）
- 5 住まい班の討論用参考資料
- 6 まち班の討論用参考資料
- 7 産業班の討論用参考資料

内容

住まい（地区住民が復興後も住み続けられること）、まち（災害に強いまちに復興すること）、産業（地域の産業を復興すること）の3点について、地域住民が協働して取り組まなければならない課題は何か、そのために、地域のルールにした方が良いと考えられることは何かを話し合った。議論しやすいよう、3班に分かれて議論した。

各班において、専門職能家チームから、前回訓練で住民から提示された質問事項に対する回答がなされた。



各分野における復興課題について住民と専門家が討議し、以下に示す事項を確認した。

班	復興の際に重要なこと
住まい班	<ul style="list-style-type: none"> ○町会で独居高齢者世帯等の居住状況を把握しておく ○公的住宅の供給や共同化再建により、借家人の受け皿住宅を確保する ○まちづくり協議会等を結成し、平常時から防災まちづくりについて検討する
まち班	<ul style="list-style-type: none"> ○まちの復興プラン・戦略を被災状況別に事前に幾つか作成しておく ○道路幅員の確保等による防災効果や地域環境改善効果を確認しながら考える必要がある ○非倒壊家屋をどう活かすかという復興の視点が重要
産業班	<ul style="list-style-type: none"> ○復興の際には、商店・工場の共同化・協業化の検討も必要になる ○早期再開のためには応急仮設併用住宅の設置が必要 ○地域産業の集積(地域連携のシステム)や、商店街を壊さないこと ○防災産業起こしや、災害時のコミュニティ・ビジネスの創出が重要 ○専門家の助言・支援が受けられる体制の構築

(4) 参加者へのアンケート結果の概要

訓練の評価や課題などを把握するため、復興模擬訓練の各段階終了後において、参加者にアンケート調査が行われた。

訓練が実際の復興において役立つと思うか否かについては、第1回訓練後では約60%、第2回訓練後では70%の人が、「かなり役に立つ」と回答した。

訓練によって復興まちづくりを進める際の問題点・課題についてイメージできたか否かについては、第1回訓練後では「よくイメージできた」が5%、「少しはイメージできた」が86%であったが、第2回訓練後では「よくイメージできた」が40%、「少しはイメージできた」が60%と、訓練を重ねて理解度が深まった様子であった。

専門職能家のアドバイスが有用だったか否かについては、第1回・第2回ともに「有用であった」が7割以上であった。

訓練に参加した感想については、第1回・第2回ともに9割以上が「よかった」と回答している。

最終回である第2回訓練を終えて、今回の訓練を踏まえ今後どのようなことをしたいか尋ねたところ、「震災に備えて、今からでもできる対策について、地区のみなさんと具体的に検討したい」、「震災後にどのような問題・課題があるのかについて、詳しいことを専門家に尋ねたい」、「復興の際に守るべき地区のルールについて、地区のみなさんと具体的に検討したい」の順で割合が高い。

第1回訓練終了後アンケート結果

質問1 本日の訓練は、実際の震災復興において役に立つと思いますか。(1つに)

	かなり役に立つ	参考になる程度	不十分である	意味がない	その他	総計
回答者数	12	8	1	0	0	21
割合	57%	38%	5%	0%	0%	100%

質問2 本日の訓練によって、復興まちづくりを進める際の問題点・課題についてイメージできましたか。(1つに)

	よくイメージできた	少しはイメージできた	できなかった	総計
回答者数	1	18	2	21
割合	5%	86%	10%	100%

質問3 本日の訓練では、復興まちづくりの問題点・課題について検討する際に、各種土業の専門家が参画しましたが、専門家によるアドバイスは有用でしたか。(1つに)

	有用であった	少しは有用であった	全く必要なかった	総計
回答者数	16	5	0	21
割合	76%	24%	0%	100%

質問4 本日の復興訓練についてどう思われましたか。(1つに)

	よかった	よくなかった	何ともいえない	総計
回答者数	19	2	0	21
割合	90%	10%	0%	100%

質問5 今後も、引き続き復興模擬訓練に参加したいと思われましたか。(1つに)

	ぜひ参加したい	できるだけ参加したい	参加できないだろう	わからない	総計
回答者数	7	13	0	1	21
割合	33%	62%	0%	5%	100%

第2回訓練終了後アンケート結果

質問1 本日の訓練は、実際の震災復興において役に立つと思いますか。(1つに)

	かなり役に立つ	参考になる程度	不十分である	意味がない	その他	総計
回答者数	7	3	0	0	0	10
割合	70%	30%	0%	0%	0%	100%

質問2 本日の訓練によって、復興まちづくりを進める際の問題点・課題についてイメージできましたか。(1つに)

	よくイメージできた	少しはイメージできた	できなかった	総計
回答者数	4	6	0	10
割合	40%	60%	0%	100%

質問3 本日の訓練では、復興まちづくりの問題点・課題について検討する際に、各種土業の専門家が参画しましたが、専門家によるアドバイスは有用でしたか。(1つに)

	有用であった	少しは有用であった	まったく必要なかった	総計
回答者数	7	3	0	10
割合	70%	30%	0%	100%

質問4 本日の復興訓練についてどう思われましたか。(1つに)

	よかった	よくなかった	何ともいえない	無回答	総計
回答者数	9	0	0	1	10
割合	90%	0%	0%	10%	100%

質問5 復興訓練を踏まえて、今後どのようなことをしたいと思われましたか。(全てに)

項目	回答者数	割合
震災に備えて、今からでもできる対策について、地区のみなさんと具体的に検討したい	6	60%
震災後にどのような問題・課題があるのかについて、詳しいことを専門家に尋ねたい	5	50%
復興の際に守るべき地区のルールについて、地区のみなさんと具体的に検討したい	3	30%
震災後の地区の復興プラン(地区の姿)について、地区のみなさんと具体的に検討したい	2	20%
その他	0	0%

N=10

(5) 訓練の成果

復興には、個人では解決できない課題があり、地域が協働して対応しなければならない問題・課題があることを確認できた。

「一日も早い暮らしと営業の復興が必要」「そのためには、できるだけ地域を離れなくて済む、復興まちづくりが必要」「コミュニティを壊さない復興まちづくりが必要」といった点が確認された。

このことを実現するためには、地域協働による復興区民組織が必要であり、かつ復興にあたっての地域づくりのルールが必要である。これらは、災害が起きてから造るのではなく、事前から、平常時のまちづくりとして取り組まれる必要があることが確認された。また、そのためには、今から、まちづくり組織を創っておく必要があることが確認された。災害復興まちづくりプランとしての都市マスタープラン活用性についての議論が具体性を以って為された。

多種の専門職能家の参加を得たが、区内在住・在勤の専門職能家との連携も図ることができ、墨田区がその設立を目指している、災害復興プラットフォームの形成への足がかりをつくることができた。

区の災害復興に関連する関係所管課がほぼすべて参加し、区の総合復興復元の確立に関する訓練にもなった。

墨田区災害復興マニュアルに掲げる「暮らしの復興」(“ 住まい ” と “ まち ” と “ 産業 ”) の復興の的確さがほぼ実証された。

(6) 訓練の課題、今後取り組むべき事項

訓練の継続や平常時からの区民組織の立ち上げを区行政に位置づけることが必要。

専門職能家の支援・助言が重要であることが検証できたが、専門家の研修・訓練が必要。

平常時における減災まちづくり活動を定常化する必要がある、そのための措置を確立することが重要。

墨田区災害復興プラットフォームの形成に向けて、さらにこのような訓練を実施すること。庁内の復興体制確立に向けて、さらにこのような訓練を実施すること。

平成17年度における取り組み(予定)としては、次のとおりである。

災害復興マニュアルの抜粋を、区民・事業者向け啓発パンフレットとして作成・配布する。

墨田区災害復興マニュアルで提起している「墨田区復興支援専門家プラットフォーム」について、具体的な構成案(団体構成)の検討や候補団体ヒアリング等を行うとともに、復興模擬訓練での検証を行い、プラットフォームの構築を目指す。

12月上旬に、シンポジウムを開催し、復興模擬訓練の結果報告及びプラットフォーム構成案の公表を行う。

2 新宿区における普及・実践事例

(1) 訓練の目的・対象等

訓練の目的

震災復興においては、地域住民の協働により解決すべき様々な問題・課題が生じること、またそれを解決し、迅速な復興を進めるためには、自助・共助による復興が重要であることを、地域住民及び企業が理解するとともに、震災復興における専門家支援の必要性を検証することを目的とする。

訓練の対象地域

訓練の対象地域は、本塩町である。

本塩町は、人口約600人、世帯約280世帯、面積約0.08km²であり、地区の北側が靖国通りに、東側が外堀通りに面した地区である。沿道には、業務ビルが立地しているため、一見すると安全に見えるが、広幅員道路の中に入ると狭小過密の状況にある。街区内の建物の大半は住宅であるが、一部のエリアに、狭小敷地に建てられた木造住宅が密集している。

本塩町に隣接する坂町は木造密集住宅地であり、地域危険度測定調査結果(第5回)では、ランク5(最も危険)に指定されており、坂町からの延焼被害も懸念される。街区内道路の多くは、幅員4m未満であり、かつ行き止まり道路や階段などの段差、坂道も多い。

地区人口については、夜間人口に比べて、昼間人口が圧倒的に多い(本塩町で7倍以上)。地区内には四谷第3小があり、避難所に指定されているが、廃校予定であり、また、避難や防災活動拠点となる施設が不足している。

日本盲人職能開発センターに通う人々や高齢者など、災害時における要援護者の避難誘導が課題となっている。(65歳以上人口割合：16.7%、平成16年10月現在)

実施主体・事務局

訓練の実施主体は、「本塩町復興模擬訓練実行委員会」(東京司法書士会、新宿区、東京都)である。

事務局は、東京司法書士会と(財)日本システム開発研究所である。新宿区からは都市計画部都市計画課が参画した。

訓練の実施期間

平成16年12月～平成17年1月

参加者

本塩町会、町内企業等（カールツァイス、三洋商会、ショット日本、田中土建工業、雪印乳業、社会福祉法人日本盲人職能開発センター）、新宿区、東京都、（財）東京都防災・建築まちづくりセンター、災害復興まちづくり支援機構（司法書士会）、工学院大学野澤研究室、（財）日本システム開発研究所

（２）訓練の特徴

本塩町には大手企業から中小企業まで多数の事業所が立地しているが、これまでは日頃の町会活動には企業側もなかなか参加しにくい状況があったが、今回の訓練への参加を機に、企業と地域住民とのコミュニケーションが図れ、また、今後の防災まちづくりについても協働で取り組んでいくことになった。また、司法書士会と地域住民・企業との連携を深める機会にもなった。企業・地域住民・専門家の連携による訓練としては、他区では例のない取り組みである。

（３）訓練の内容

訓練のプログラム

第1回 まち歩き 平成16年12月4日	第2回 復興まちづくりを考える：1 平成16年12月19日
地震が起きた場合の被害状況を把握する 地震に対して危険な個所や、防災に役立つ箇所を把握する 広域避難場所まで安全に避難できるかどうか点検する。	地震による市街地火災が起きた場合の危険を延焼シミュレーションにより把握する 避難や応急活動時における問題と改善策を考える 復興に当たっての問題や課題を把握するとともに、その対応策を考える 企業においては、どのような問題や課題があり、 どういう対応が必要かを考える
専門職能家チームによる 研究会 平成16年12月28日	第3回 復興まちづくりを考える：2 平成17年1月26日
住民から出された復興に関する問題や相談事項に対する模範回答例の作成について討議・検討をする。	復興を進めるためには、地域で協働して対応すべき課題があることを確認する。 復興に際しては住民や企業の連携による地元の主体形成が必要であることを確認する。 復興には住民・事業者・行政・専門家の協働による対応が重要であることを確認する。

訓練の内容

第1回 平成16年12月4日(土) 14:00-17:00 司法書士会館

訓練のテーマ：

まちあるき

ねらい

地震が起きた場合の被害状況を把握・確認する。

地震に対して危険な個所や防災に役立つ箇所を点検・把握する。

訓練の流れ

- 1 本塩町を地震が襲ったら
- 2 すすめ方の説明
- 3 まちあるきの事前準備(班分け、まちあるきの作戦会議・役割の確認)
- 4 まちあるき
- 5 グループ討論(班ごとにまちあるきのまとめとまちの点検結果マップの作成)
- 6 まとめ

配布資料

- 1 次第
- 2 「まちあるき」のすすめ方
- 3 まちあるきマップ
- 4 参考図集

内容

地域危険度調査結果等の資料や、阪神・淡路大震災の被害映像等をもとに、地震が起きた場合の本塩町地区の被害状況について検討した。

住民を主とする「まち中点検班A」「まち中点検班B」、企業と町会防災部を中心とする「避難誘導点検班」の3班に分かれて、皆で実際にまちを歩いて点検・チェックした。

まち歩きの後、各班ごとに点検・チェックした内容を図上に整理し、避難の際の危険な個所や、防災上問題のある箇所や役に立つ箇所を確認した。

企業における防災対策の現況と課題について討議するとともに、町会との連携について、何が課題であり、どのような対応が求められるかについて話し合った。

社会福祉法人：日本盲人職能開発センターより、ウィークデイにおける目の不自由な人々の避難誘導協力依頼の相談がなされた。



第1回の内容のまとめ
(まち中点検班Aの地区)



第2回 平成16年12月19日(日) 15:00-17:00 司法書士会館

訓練のテーマ

復興まちづくりを考える1

ねらい

復興に際して、どのような問題や課題が発生するのかを確認する。

発生する問題や課題に関してどのように対応すべきか。また、効果的な対応はどのようなものであるかを話し合い、検討する。

復興には、住民・事業者・行政・専門家の協働による対応が必要であることを確認する。

訓練の流れ

- 1 本塩町に地震が襲ったら(その2)
- 2 前回の訓練のまとめと本日の訓練内容について
- 3 まちぐるみで防災と復興を考える(班ごと)
- 4 各班の発表
- 5 まとめ

配布資料

- 1 次第
- 2 本日の復興訓練の内容について
- 3 前回の訓練で出た意見（地域課題）のまとめと考えられる対応策について
- 4 道路幅員及びオープンスペースの現況
- 5 新宿区都市計画マスタープラン四谷地域整備方針図
- 6 阪神・淡路大震災における復興まちづくりの問題点や相談事例

内容

延焼シミュレーションを実施し、市街地火災が発生した場合の危険について検討した。当地区の特性から、避難・応急対応期の問題と課題についても検討した。盲人職能開発センターの人々の避難は、地域や地域内企業の支援に依拠するしかなく、この場を活用して議論していくことを確認した。

地価の高い当地区において、復興を可能とする共同化による都市再開発事業等、効果的な手法を検討する必要があることを確認した。

ビルオーナーが多いことから、復興に際しては、テナントとの協働も視野に入れておく必要があることを確認した。

企業の復興に際しては、地元との協議も視野に入れつつ行うことが重要であることを確認した。



まち中点検班 A

問題点・疑問点	専門家の回答	うち改めて解決が必要なもの
<p>① 〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇</p> <p>〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇?</p>	<p>〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇</p>	<p>〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇</p> <p>〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇</p>
<p>② 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇</p>		<p>〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇</p> <p>〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇</p>
<p>③ 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇?</p>		<p>〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇</p>
<p>④ 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇</p> <p>〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇</p> <p>〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇</p> <p>〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇</p>	<p>〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇</p> <p>〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇</p> <p>〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇</p>	<p>〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇</p> <p>〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇</p> <p>〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇</p>
<p>⑤ 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇</p>		<p>〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇</p>
<p>⑥ 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇</p>		<p>〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇</p>
<p>⑦ 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇</p>		<p>〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇</p>

第2回の内容のまとめ(まち中点検班 A の表)

専門職能家による研究会 平成16年12月28日(火)

第1回訓練において提示された法的・制度的質問事項について、専門職能家チーム(個別対応ではなくチームを組んで)として、どのような回答を示し得るかについて検討を行い、回答集を作成。

第3回訓練の進め方と復興まちづくりに関する検討課題の討議。

第3回 平成17年1月26日(水) 19:00-21:00 司法書士会館

訓練のテーマ

復興まちづくりを考える2

ねらい

都心区においては避難・応急対応期からの企業との連携が求められることを確認する。復興をより効果的に進めるためには、地域で協働して対応すべき課題があることを確認する。

復興を速やかに進めるためには、住民や企業の連携による地元の主体形成が必要であることを確認する。

復興には住民・事業者・行政・専門家の協働による対応が重要であることを確認する。被害軽減・早期復旧・復興のためには事前対策が重要であることを確認する。

訓練の流れ

- 1 前回訓練で出された意見(相談・質問)とその回答について
- 2 まちぐるみで防災と復興を考える(その2)
- 3 まとめ

配布資料

- 1 次第
- 2 前回訓練で出された意見(相談・質問)とその回答について
- 3 前回訓練で出された意見(相談・質問)とその回答について(詳細版)
- 4 阪神・淡路大震災におけるまちの復興事例
- 5 復興模擬訓練のまとめ

内容

日本盲人職能開発センターとショット日本が、避難誘導に関する協力連携の具体的な話し合いに入ることができた。

「防災に強いまちに復興すること」、「地区住民が復興後も住み続けること」を実現するためには、地域住民・企業の協働による取り組みが重要であることを確認した。

復興の際の問題・課題とその対応策について検討した。また、その検討を踏まえて、「復興の際に重視すること」について話し合った。





第3回の内容のまとめ(まち中点検班Aの表)

(4) 参加者へのアンケート結果の概要

訓練の評価や課題などを把握するため、復興模擬訓練の各段階終了後において、参加者にアンケート調査が行われた。

訓練についてどのように思うか尋ねたところ、「よかった」と回答した割合は、第1回訓練で80%、第2回訓練で79%、第3回訓練で92%であった。

訓練が実際の復興においても役に立つと思うか否かについては、第2回訓練後で57%が、第3回訓練後で85%が、「かなり役立つ」と回答している。

専門職能家によるアドバイスについても、第2回訓練よりも第3回訓練の方が「有用であった」と回答した割合が高く、7割以上であった。第2回訓練では住民同士の討議が中心であり、第3回訓練では専門職能家との質疑応答や議論が中心であったことも影響しているものと思われる。

この訓練によって、地域住民と事業者の協働により復興を進めていくことの重要性を理解できたか否かについては、「よく理解できた」が約7割と、多くの参加者が理解できたと回答した。

また、今後どのようなことをしたいかについては、「震災に備えて、今からでもできる対策について、町内のみなさんと話し合いたい」、「震災後、どのような問題・課題はるのか、詳しいことを専門家に尋ねたい」、「避難所や仮設住宅での生活や問題点・課題について、町内のみなさんと検討したい」の順で高くなっている。

第1回訓練終了後アンケート結果

質問1 本日の訓練内容で、良かったと思うものは何ですか。(すべてに)

項目	回答者数	割合
阪神・淡路大震災の被害再現ビデオ	14	70%
専門家による本塩町の地震に関する説明	12	60%
グループごとのまち点検	13	65%
グループごとの討論会	9	45%
その他	1	5%

N=20

質問2 本日の訓練によって、東京に大地震が襲った場合の本塩町の被害状況についてイメージできましたか。(1つに)

	よくイメージできた	少しはイメージできた	できなかった	総計
回答者数	5	15	0	20
割合	25%	75%	0%	100%

質問3 本日の訓練で、自分たちのまちにどのような問題があるか、イメージできましたか。(1つに)
[避難誘導点検班]

	よくイメージできた	少しはイメージできた	できなかった	総計
回答者数	6	12	0	18
割合	33%	67%	0%	100%

注:他班参加者の回答も含む。

[まち中点検班A及びB]

	よくイメージできた	少しはイメージできた	できなかった	総計
回答者数	9	4	0	13
割合	69%	31%	0%	100%

注:他班参加者の回答も含む。

質問4 本日の復興訓練についてどう思われましたか。(1つに)

	よかった	よくなかった	何ともいえない	無回答	総計
回答者数	16	1	2	1	20
割合	80%	5%	10%	5%	100%

質問5 今後も、引き続き復興模擬訓練に参加したいと思われましたか。(1つに)

	ぜひ参加したい	できるだけ参加したい	参加できないだろう	わからない	総計
回答者数	5	15	0	0	20
割合	25%	75%	0%	0%	100%

第2回訓練終了後アンケート結果

質問1 本日の訓練は、実際の震災復興において役に立つと思いますか。(1つに)

	かなり役に立つ	参考になる程度	不十分である	意味がない	その他	総計
回答者数	8	6	0	0	0	14
割合	57%	43%	0%	0%	0%	100%

質問2 本日の訓練によって、復興まちづくりを進める際の問題点・課題についてイメージできましたか。(1つに)

	よくイメージできた	少しはイメージできた	できなかった	総計
回答者数	3	10	1	14
割合	21%	71%	7%	100%

質問3 本日の訓練では、復興まちづくりの問題点・課題について検討する際に、各種士業の専門家が参画しましたが、専門家によるアドバイスは有用でしたか。(1つに)

	有用であった	少しは有用であった	まったく必要なかった	その他	無回答	総計
回答者数	4	7	1	1	1	14
割合	29%	50%	7%	7%	7%	100%

質問4 本日の復興訓練についてどう思われましたか。(1つに)

	よかった	よくなかった	何ともいえない	総計
回答者数	11	1	2	14
割合	79%	7%	14%	100%

質問5 今後も、引き続き復興模擬訓練に参加したいと思われましたか。(1つに)

	ぜひ参加したい	できるだけ参加したい	参加できないだろう	わからない	総計
回答者数	4	9	0	1	14
割合	29%	64%	0%	7%	100%

第3回訓練終了後アンケート結果

質問1 本日の訓練は、実際の震災復興において役に立つと思いますか。(1つに)

	かなり役に立つ	参考になる程度	不十分である	意味がない	その他	総計
回答者数	11	2	0	0	0	13
割合	85%	15%	0%	0%	0%	100%

質問2 本日の訓練によって、地域住民・事業者の協働により復興を進めていくことが大事であることを理解できましたか。(1つに)

	よく理解できた	少しは理解できた	理解できなかった	総計
回答者数	9	4	0	13
割合	69%	31%	0%	100%

質問3 本日の訓練では、復興まちづくりの問題点・課題について検討する際に、各種士業の専門家が参画しましたが、専門家によるアドバイスは有用でしたか。(1つに)

	有用であった	少しは有用であった	まったく必要なかった	その他	総計
回答者数	10	3	0	0	13
割合	77%	23%	0%	0%	100%

質問4 本日の復興訓練についてどう思われましたか。(1つに)

	よかった	よくなかった	何ともいえない	総計
回答者数	12	0	1	13
割合	92%	0%	8%	100%

質問5 復興訓練を踏まえて、今後どのようなことをしたいと思われましたか。(全てに)

項目	回答者数	割合
震災に備えて、今からでもできる対策について、町内のみなさんと話し合いたい	11	85%
震災後、どのような問題・課題があるのか、詳しいことを専門家に尋ねたい	8	62%
避難所や仮設住宅での生活や問題点・課題について、町内のみなさんと検討したい	5	38%
震災後、本塩町をどのように復興させるのかについて、町内のみなさんと具体的に検討したい	4	31%
その他	3	23%

N=13

(5) 訓練の成果

復興に際しては、地区住民と企業が協力しあって対応する必要がある問題・課題があることを確認した。

復興には、個人では解決できない課題があり、地域が協働して対応しなければならない問題・課題があることを確認できた。

「一日も早い暮らしと営業の復興が必要」「そのためには、できるだけ地域を離れなくて済む、復興まちづくりが必要」「コミュニティを壊さない復興まちづくりが必要」といった点が確認された。

このことを実現するためには、企業を含む地域協働による復興区民組織が必要であり、かつ復興にあたっての地域づくりのルールが必要である。これらは、災害が起きてから造るのではなく、事前から、平常時のまちづくりとして取り組まれる必要があることが確認された。

防災対応に関して、地区住民と地区内企業との連携が図られた。

(6) 訓練の課題、今後取り組むべき事項

訓練の継続や平常時からの区民組織の立ち上げを区行政に位置づけることが必要。

専門職能家の支援・助言が重要であることが検証できたが、専門家の研修・訓練が必要。

平常時における減災まちづくり活動を定常化する必要がある、そのための措置を確立することが重要。

平常時から企業との連携をさらに一層強化するとともに、さらにもっと多くの企業の参加を追求する必要がある。

四谷第3小学校跡地の再開発計画を防災に役立つよう要求し、減災のみならず、災害時の緊急、応急対応活動に寄与する計画にしていける必要がある。

訓練や地域の防災活動において、特に若手を巻き込んでいくことが重要である。

今後の予定としては、次のとおりである。

町会と企業との連携強化のための検討を継続するとともに、日本盲人職能開発センターへのサポートのあり方についても検討する。

3 その他の地方公共団体における復興準備計画の普及・実践事例のまとめ

(1) 活動の目的・体制のまとめ

墨田区東向島地区、新宿区本塩町とも、1. 震災後において速やかに復興するためには地域住民の協働による復興が必要であること、2. 1の活動を支えるために専門家による支援が必要であること、を検証することが訓練の目的である。

訓練の実施主体は、両地区とも、区、都、専門職能団体が共同で設置した実行委員会であり、訓練の企画・運営については、外部の調査研究機関の協力を得ている。

(2) 活動の特徴のまとめ

住民を対象としたワークショップ形式の訓練の場合、一般的に、外部の調査研究機関あるいは行政職員等がファシリテーターになり、まち歩き マップづくり まとめ、という流れで実施されるが、墨田区東向島地区では、多岐にわたる分野の専門家と多数の行政職員の参加による住民との協働訓練であったことから、住民にとっては復興時の問題点や課題を専門職能家のアドバイスを受けながら現実問題として考えることができ、また、専門職能家にとっては、災害時に発生する可能性のある相談事項をあらかじめ把握でき、かつ、住民に対してどのような説明をすれば理解してもらえるのかということを考える機会になるなど、地域住民と専門職能家の双方にとって有意義な訓練であり、他には例のない特筆すべき特徴である。

新宿区本塩町の場合、地域住民・企業・専門家の協働訓練であることに特徴がある。これは、下町とは異なり、都心部では、町会にも属さず地域との関わりをほとんど持たない企業が多いが、今回の訓練では、そのような地域にあって、地元の手ををはじめとする企業の参画を得て、かつ、企業と地域住民の協働作業のきっかけづくりとなった。

(3) 活動の内容のまとめ

墨田区東向島地区の場合、平成15年度に同地区においてモデル的に模擬訓練を実施した経験があることから、今回の訓練は、昨年度の訓練での課題を踏まえ、地域の復興のあり方について検討することを主眼に企画を十分に詰めた上で、平成16年12月から平成17年1月までの2カ月間の間に、2回の模擬訓練を実施した。2回の訓練の間には、多岐にわたる分野の専門家からなる「専門職能家チーム研究会」を開催し、第1回訓練で出された住民からの相談事項について、専門家が対応方策等を検討・整理する作業を行った。

新宿区本塩町の場合は、今回が初めての模擬訓練であったが、企画を十分に詰めた上で、平成16年12月から平成17年1月までの2カ月間の間に、3回の模擬訓練を実施した。第1回訓練後には、司法書士や都市計画・防災専門家をはじめとする「専門職能家チーム研究会」を開催し、第1回訓練で出された住民からの相談事項について、専門家が対応方策等を検討・整理する作業を行った。

訓練の内容については、墨田区東向島地区の場合、都市計画マスタープランは、平常時のみならず、いざという時の復興まちづくりプランのベースとなるという考えのもと、第1回訓練で都市マスで示されている東向島地区の整備方針図等を説明し、また、その図面をもとに、地域住民が復興の際に発生する問題点や課題を把握・確認するとともに、その対応策について検討した。各班には、複数分野から成る専門家チームが張り付き、住民からの質問への対応やアドバイスを行った。各班での議論に際しては、考えられる問題・課題を、「個人で解決すべきもの」「地域協働で解決すべきもの」に振り分けて整理するよう助言し、そのことによって、行政にお任せではなく、自分たちや地域で解決していこうという意識も同時に啓発することに寄与した。

新宿区本塩町の場合、初めての訓練経験であったことから、初回はまち歩きと点検マップづくり、第2回訓練では問題点・課題の整理、改善策の検討、第3回訓練では復興まちづくりなどを、専門職能家と一緒に検討した。企業が参画したことから、企業の防災対策の現況と課題について討議するとともに、町会との連携についても話し合った。また、日本盲人職能開発センターからは、ウイークディにおける目の不自由な人々の避難誘導協力依頼の相談がなされた。このようなことは、今回の訓練で初めて行われたことであり、共通の話し合いのテーブルにつくきっかけづくりとしても有効であったと言える。

(4) 参加者の感想・意識のまとめ

参加者に対するアンケート調査結果によると、今回の訓練が実際の復興において「かなり役立つ」と感じた参加者は、訓練の最終回において、墨田区東向島地区で70%、新宿区本塩町で85%であった。また、訓練に参加したことによって、復興まちづくりを進める際の問題点・課題をイメージできたり、地域住民と事業者の協働により復興を進めていくことの重要性を理解できたりするなど、訓練の効果が参加者に対するアンケートからもうかがえた。

両地区とも専門職能家チームが参画したが、これについては、訓練の最終回において7割以上の参加者が「有用であった」と回答した。

今後の取り組み意向については、震災に備えて今からでもできる対策を住民同士で話し合ったり、震災後にどのような問題・課題があるのか詳しいことを専門家に尋ねたい、などの意向が高く、地域住民が主体となって防災・復興まちづくりを考えていこうという意識が強まったと言える。また、平常時・災害時におけるまちづくり活動に、専門職能家がチームとして参加することの重要性を、専門職能家、地域住民の双方が認識することができたと考えられる。

(5) 活動の成果のまとめ

復興時には、地域が協働して対応しなければならない問題・課題があり、それらを解決するためには、地域住民主体による組織的な対応と復興にあたってのルールづくり、専門職能家のサポートが必要であることが確認されたことから、東京都震災復興マニュアルや墨田区災害復興マニュアルで位置付けられている内容が検証されたと言える。

また、墨田区の場合は、災害復興マニュアルの中で、災害復興プラットフォームの形成を位置づけており、今回の訓練で区内在住・在勤の専門職能家との連携も図ることができ、その設立の足がかりをつくることができたとともに、区の災害復興に関連する関係所管課がほぼすべて参加したことから、区の総合復興復元の確立にも役立つ訓練となった。

新宿区の場合は、これまで地域に参加することのほとんどなかった企業と、町会との協働作業の機会となり、今回の訓練がきっかけとなり、今後も企業と町会との協働作業は継続していくことになったことは大きな成果と言える。

(6) 活動の課題のまとめ

両地区とも、今回のような訓練の継続的实施や平常時からの区民組織の立ち上げを区行政に位置づけ、まちづくり活動を継続・活性化するための措置を講じる必要があると指摘している。また、住民を支援する側である専門職能家については、各分野の専門家であるものの、防災・復興対策に関する知識や実践の場での経験は少ないことから、専門職能家に対する研修・訓練も必要であるとの指摘もあった。

加えて、墨田区の場合は、災害復興マニュアルで位置づけている災害復興プラットフォームの形成と庁内体制の確立に向けて、さらに今回のような訓練を実施することが課題としてあげられており、平成17年度において、これらを主眼に置いた訓練が実施される予定である。

新宿区本塩町の場合は、今回初めて企業と住民との協働作業が実現したが、そのような連携を強化するとともに、さらに多くの企業の参加を追求する必要があると指摘している。また、今回の訓練では、中高年者の参加が多かったが、今後の訓練や地域の防災活動においては、特に若手を巻き込んでいくことが重要であると指摘している。

第4章 地方公共団体における復興準備計画策定の推進支援方策の検討

1 発意段階における支援方策について

計画策定マニュアル等の作成

都道府県が復興準備計画を策定すると、市区町村においても計画策定に向けた動きが出てくる。実際に、東京都が生活復興と都市復興を統合した「東京都震災復興マニュアル」を平成14年度に策定したことによって、それ以降、統合型のマニュアルの策定に取り組む区も出てきている。神奈川県の場合も、「神奈川県震災復興対策マニュアル」を平成17年度に公表し、年度内に市町村に対する説明会を開催することから、県内市町村の中から復興準備計画の策定に取り組む団体が出てくることが期待される。したがって、都道府県における計画策定の推進を図るためには、都道府県向け策定マニュアルなどの作成・普及が重要であると考えられる。

また、市区町村が計画を策定する場合、単に上位団体の計画を真似すれば計画はつくれる、というものではなく、当該地域の問題や課題を調査し、会議等の運営を行い、独自の計画を策定する必要がある。このため、市区町村向けの策定マニュアルなどの作成・普及も重要であると考えられる。

計画策定の重要性・必要性の周知

復興準備計画の重要性・必要性を普及するためには、復興準備計画の策定団体の事例紹介や計画策定のための支援策の紹介、既往災害の復興事例などの情報の提供や専門家の派遣、団体にアドバイスなどを行う支援窓口の設置といった支援が考えられる。

また、多くの行政職員は、発災後の復興過程においてどのような問題が発生し、どう対処すべきかということをはなかなか想像できず、また、策定事例の整理からも明らかのように、担当課が計画策定を発意しても、庁内関係課の了解を得るのに苦労している現状がある。事前の取り組みが発災後の復興に影響するということを庁内関係課に理解してもらうことができれば復興準備計画の策定も進むものと考えられることから、復興準備計画の重要性・必要性に関する裏付け資料等を再整理し、提示することも重要である。

計画策定のための予算確保に対する支援

今回の策定事例の調査においても、計画策定に対する財源措置あるいは自治体が財源措置しやすいような支援が必要であることが指摘された。また、先述のとおり、庁内関係課の理解を得るのに苦労している現状がある。

地方公共団体に対して復興準備計画の策定を促す文書などを通知することによって、復興準備計画策定の拠り所を与えることができ、地方公共団体独自の予算確保も行いやすくなると考える。また、地方公共団体に対する経費支援については、庁内関係部局を説得する材料としても有効に機能すると考えられる。

2 策定段階における支援方策について

地方公共団体が復興準備計画を策定しようとする場合、東京都など他団体の復興準備計画を入手すれば、計画のおおよそのイメージはつくものの、実際にはどのような点を検討しなければならないのか、どのような体制で検討した方が良いのかわからないということも少なくないと考えられる。このため、復興準備計画策定の手引書・マニュアルの作成や、アドバイザー・専門家の派遣、あるいは職員研修の開催、既往調査資料の提供といった支援が有効と考えられる。また、復興準備計画策定のための調査や講師招聘などを可能にする予算上の支援措置も重要であると考えられる。

さらに、発意の段階だけではなく、策定過程においても、復興対策及び事前の取り組みの必要性・重要性に関する庁内の共通認識の形成を図る必要性が生じることが予想されることから、職員や地域住民等を対象とした研修会を開催したり、地方公共団体が研修会を開催する場合にあっては専門家に関する情報提供や企画に対するアドバイス、開催経費の一部補助などの支援が重要であると考えられる。また、民間の調査研究機関に調査を委託せず、すべてを行政職員で行う場合は、策定過程における問題点・課題を解決するための情報をなかなか入手できない状況も想定される。このため、復興準備計画の策定段階における課題とその対処方法に関する事例や情報を提供したりすることも有効であると考えられる。

3 計画策定後の取り組みに対する支援方策について

復興準備計画の策定後は、当該計画に基づく事前の取り組みを推進していく必要があるとともに、計画の実行性を検証し、計画の見直しを図っていく必要がある。このため、地方公共団体における復興準備計画の活用方策と進行管理の方法を研究し、手引書などの形で地方公共団体に提供していくことが重要である。

また、復興準備計画の検証や計画に基づく諸活動を推進していくため、アドバイザー・専門家の派遣や、職員や地域住民等に対する研修、既往調査資料の提供、復興準備計画に係る各種情報の整備・提供など、計画策定のための支援体制づくりが必要である。

加えて、今回の調査では、復興準備計画の普及・実践事例として、墨田区と新宿区の復興模擬訓練の取り組みを整理したが、この手法を展開し、復興準備計画の検証と住民等の意識啓発の両方を可能とする方策を今後も検討していく必要がある。

4 計画策定に対する支援システムの構築について

地方公共団体が復興準備計画を策定するに当たって、民間の調査研究機関等の協力が得られる場合は、発意の段階から計画策定が終了するまで一貫した支援を受けることが可能であるが、そうでない場合は、行政が判断し必要な支援策を探し求めることになる。復興準備計画の発意の段階から計画策定後のフォローまでをも視野に入れた、支援策を検討し、用意しておく必要がある。

このため、復興準備計画策定に関するライブラリーの開設（文献、事例、マニュアル、人材情報等）や、講師派遣制度の創設、都道府県単位などの研修会の開催、復興に関する専門家支援体制づくりの推進が重要と考えられる。

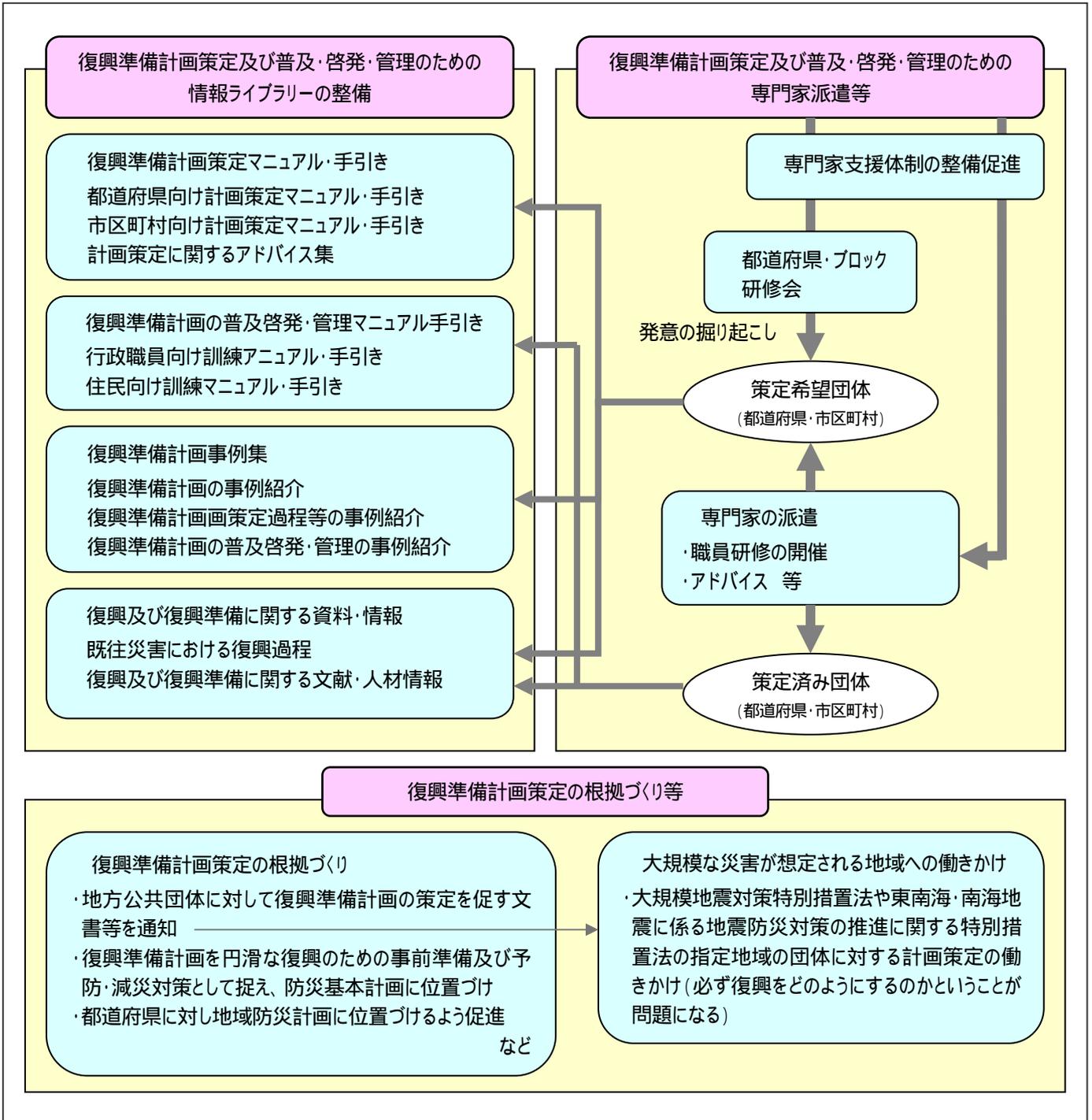
5 その他について

地方公共団体に対して復興準備計画の策定の根拠を与えることも重要である。地域防災計画に、あらかじめ復興体制の整備や復興対策の手順等を検討し定めておく旨を明記しておくことは、地方公共団体において復興準備計画策定の根拠となると考えられることから、復興準備計画の策定を都道府県地域防災計画に位置づけることを推進することが重要である。また、復興準備計画を地域防災計画の事業計画として捉え、その策定を推進・支援することも考えられる。

都道府県の地域防災計画に復興準備計画の策定を位置づける場合にあっては、防災基本計画に地方公共団体の復興準備計画の策定を位置づけることが有効であると考えられ、例えば、防災基本計画に、都道府県は市町村域を越えた広域災害の復興に関してあらかじめ体制等を検討しておくことを入れるなどの対応が考えられる。

また、首都直下地震や東海地震、東南海・南海地震を想定すれば、これらの地震による被災地域において、あらかじめ復興体制の整備や復興対策の手順等を検討し定めておくことを推進することも重要であり、今回調査した名古屋市では、東海地震の強化地域に指定されたことを契機に、復興準備計画の策定に取り組んでいる。このため、地方公共団体における計画策定を動機づける誘因として、大規模地震対策特別措置法や東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の指定地域など、大規模な災害の発生が想定されている地域に対して計画策定を働きかけることも重要である。

復興準備計画策定の推進支援フレーム（案）



資料

1 神奈川県震災復興対策マニュアル(案) 検証について

検証対象とする対策

対策	マニュアル(案)の該当箇所
被害調査	
建物	2-2-1
公園	2-2-2
その他	2-2-2
応急仮設住宅必要戸数の把握	2-2-3
住宅再建意向調査	2-2-3
分野別復興計画	
都市復興基本方針の策定	3-1-2
復興整備条例の検討制定	3-3-1
地区区分判定基準の作成・周知	3-3-2
地区区分の設定	3-3-3
建築制限の実施	3-3-3
都市復興基本計画の策定	3-3-4
仮設市街地対策	3-3-5
仮設市街地づくりの方針設定	3-3-6
仮設市街地計画の策定	3-3-6
仮設市街地の建設運営	3-3-6
住宅対策	
応急住宅の供給対策	3-3-7
被災住宅の応急修理対策	3-3-7
持家の再建支援	3-3-7
マンション等の再建支援	3-3-7
災害公営住宅の整備	3-3-7
民間賃貸住宅の供給促進及び入居支援	3-3-7
道路交通基盤の復興	
道路に関する復旧・復興方針の作成	3-4-1
道路ネットワークの整備	3-4-1
公園・緑地の復興	
公園・緑地に関する復旧・復興方針の作成	3-4-2
公園・緑地ネットワークの整備	3-4-2
災害廃棄物等対策	
災害廃棄物等処理実施方針・計画の作成、処理の実施	3-4-6
家屋等の解体の実施(公費負担で実施する場合)	3-4-6

網掛け : 都市計画部門として検証する項目例

網掛け以外 : 都市計画部門に付随して検証する項目例

参考資料

墨田区被災市街地の復興整備に関する条例

墨田区被災市街地の復興整備に関する条例施行規則

復興市街地づくりのプロセス図

仮設市街地と連続復興市街地～墨田区災害復興マニュアルより抜粋～

1 被害調査

1) 建物被害調査

具体的な対策	所管部局実施	目標時期	手順と方法
家屋被害状況調査 ①調査の実施と整理 ②調査応援職員の派遣 等の支援	市町村 県土整備部	被災直後～ 発災後1か 月以内	・市町村は現地において調査を実施し、結果を整理します。 ・県は、必要に応じ国や他自治体等の協力を得ながら、派遣要請等の支援措置を講じます。

検証のポイント

調査体制(マンパワーの確保): 誰が調査を実施するのか。(市職員のみで実施するのか、建築士会・建築事務所協会等の協力を得るのか。誰が協力要請をするのか。)

宅地被害調査はどのように取り扱うのか。

調査方法、調査結果の整理、市と県の情報共有化はどのようにするのか。

被災建築物(公共建築物以外)の応急危険度判定について、その周知及び結果集約等は誰がいつ行うのか。

都市復興基本方針の策定や建築制限区域の指定など、市街地復興対策(第3章)の各対策の実施時期との関係から見て妥当かどうか。

阪神・淡路大震災における被災建築物応急危険度判定の実施

- 被災建築物の二次災害を防止するため、地震発生の翌日から被災建築物の応急危険度判定を実施した。

	安全チェック(一次判定)	被災度チェック(二次判定)
実施時期	平成7年1月18日～22日	平成7年1月23日～2月9日
実施主体	兵庫県及び県下特定行政庁	
対象建築物	用途、規模は特定しない	すべての共同住宅及び長屋
調査方法	明らかに危険な建築物に「使用禁止」の紙を貼る	概観を目視調査し、その結果を次の区分で貼る 「危険」赤紙、「要注意」黄色紙、「調査済」緑紙
調査人員	約1,400人(県、市、住宅都市整備公団、他府県)	5,068人(県、市、住宅都市整備公団、35都道府県)
調査結果	神戸市を中心に2,825棟の建築物に「使用禁止」の紙を貼る	調査総数 46,601棟 「危険」6,476棟、「要注意」9,302棟、「調査済」30,832棟

[「甦るまち・住まい 阪神・淡路大震災からの震災復旧・復興のあゆみ」兵庫県都市住宅部,p33]

阪神・淡路大震災における危険宅地の調査

- 兵庫県では、宅地の被害状況を把握するため、宅地防災相談所の設置及び宅地防災パトロールを実施した。

- ①一次調査
- | | |
|------|--|
| 調査期間 | 平成7年1月22日～28日 |
| 調査人員 | 延べ約350人 |
| 調査対象 | 被災想定地で毎年行っている宅地防災パトロールにおいて注視している箇所を中心(約3,700haの踏査) |
| 調査目的 | 被災地域における被災概要の把握 |
| 調査結果 | 被害程度大54箇所、緊急度大54箇所 |

②二次調査

- ア 第1段階
- | | |
|------|------------------------------|
| 調査期間 | 平成7年2月3日～6日 |
| 調査人員 | 延べ約20人 |
| 調査対象 | 1次調査の結果を受け抜き取りにより箇所の調査(37箇所) |

調査目的 被災パターンの把握
 調査結果 被災パターンを「a 面的対応の検討必要箇所」「b コンサル調査必要箇所」
 「c 砂防関連事業等検討必要箇所」「d 道路施設復旧関連箇所」「e 監視必要箇所」
 「f 他の事業にての対応箇所」とした

イ 第2段階（宅地防災相談所5箇所（西宮市、宝塚市、芦屋市、川西市、明石市）の設置）

調査期間 平成7年2月6日～15日
 調査人員 延べ約190人
 調査対象 各相談所周辺被災住民
 調査目的 被災地の把握
 調査結果 期間中1,389件の相談受付

ウ 第3段階（現地パトロール）

調査期間 平成7年2月6日～28日
 調査人員 延べ約410人
 調査対象 宅地防災相談所への調査依頼箇所
 調査目的 各被災宅地の状況把握
 調査結果 被害程度大182箇所、緊急度大187箇所

③3次調査

調査期間 平成7年2月22,23日
 調査人員 延べ約30人（建設省、兵庫県）
 調査対象 公共事業の対象の検討
 調査目的 各公共事業間の調整
 調査結果 被害程度大54箇所、緊急度大54箇所

阪神・淡路大震災における罹災証明発行のための被害認定調査

- ・神戸市では、市及び区職員3,660人、他都市からの応援要員130人が実施。再調査の受付は4月7日で打ちきったが、再調査の件数は6万件以上にのぼった。再調査は、区役所職員が担当し、従事職員数は合計14,002人日。
- ・芦屋市では、再調査結果に対しても不服申請があったものについては、建築専門家による被害調査を実施した。
- ・宝塚市では、固定資産税及び都市計画税の減免を行うため、3月～5月に家屋及び家財の全戸被害調査を実施した。
- ・西宮市では、判定基準に幅があったことも考慮して、12/25までに解体し、年内に判定変更の申し出があったものについては、全壊扱いとする措置を講じた。

2) 公園

具体的な対策	所管部局実施	目標時期	手順と方法
公園・緑地の被害調査、 情報収集	国、県土整備部、 環境農政部、市町村	被災直後～ 被災後1週間～	<p><県土整備部></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、県、市町村は、公園の被害調査を行い、情報収集します。 <p><環境農政部></p> <ol style="list-style-type: none"> ①各地区行政センター環境部及び自然環境保全センターは、市町村と協力しながら、管内の緑地の被害状況について調査し、緑政課に報告します。 ②緑政課は、各地区の調査結果をとりまとめ、環境農政部長、環境農政総務室、災害復興総合推進局（仮称）へ報告します。

検証のポイント

調査体制(マンパワーの確保): 誰が調査を実施するのか。(市職員のみで実施するのか、関連業界・団体等の協力を得るのか。誰が協力要請をするのか。)

調査方法、調査結果の整理、市と県の情報共有化はどのようにするのか。

市街地復興対策(第3章)の各対策の実施時期との関係から見て妥当かどうか。

3) その他

具体的な対策	所管部局実施	目標時期	手順と方法
関係者による対策組織の設置と連絡体制の確立	市町村、環境農政部、各施設管理者	被災直後	<ul style="list-style-type: none"> 県および市町村は、災害廃棄物等の処理に関する諸事務を実施するため、災害廃棄物等対策組織を整備するとともに、相互の連絡体制を確立します。
災害廃棄物等の発生量の把握・推計	市町村、各施設管理者、環境農政部	災害廃棄物等の推計発生量: 被災後約1週間～2週間	<ul style="list-style-type: none"> ①市町村は、災害廃棄物等の推計発生量を県(各地区行政センター環境部、ただし、政令市にあっては、廃棄物対策課)に報告します。各地区行政センター環境部は、管内の報告を取りまとめ、廃棄物対策課に報告します。 ②県の各施設管理者は、災害廃棄物等の推計発生量を廃棄物対策課に報告します。 ③廃棄物対策課は、被災市町村及び県の施設管理者からの報告に基づき、県内における災害廃棄物等の推計発生量を把握し、環境農政部長、環境農政総務室、災害復興総合推進局(仮称)へ報告します。また、必要に応じて国等への報告を行います。
災害廃棄物等の処理計画の策定および支援の要請	市町村、環境農政部、各施設管理者	<p>ごみ、し尿の処理計画: 被災後約1週間</p> <p>災害廃棄物処理計画: 被災後約2週間～1ヶ月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①市町村は災害廃棄物等の処理計画を作成します。 <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の仮保管場所の配置と収集方法、搬入ルート決定 ・処分の優先順位の決定、選別・中間処理場、最終処分場の決定などを検討 市町村は、県(各地区行政センター環境部、ただし、政令市にあっては、廃棄物対策課)に災害廃棄物等の処理計画について報告するとともに、必要に応じ処理の支援を要請します。 ②各地区行政センター環境部は、管内の報告を取りまとめ、廃棄物対策課に報告します。 ③廃棄物対策課は市町村からの報告に基づき、災害廃棄物の保管場所、収集運搬方法、選別・中間処理場を把握するとともに、(社)神奈川県産業廃棄物協会を通じて民間産業廃棄物処理施設の被災状況および処理能力を把握し、市町村への情報提供、調整を行います。 ④廃棄物対策課は被災市町村からの支援要請に基づき防災局と連携し、県内の市町村や県外自治体との調整を行います。
収集、処理業務実施者の確保	市町村、環境農政部、各施設管理者	被災後約2週間～	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物対策課は市町村の要請に基づき、県内各市町村と調整を図るとともに、(社)神奈川県産業廃棄物協会(社)神奈川県建設業協会、(社)神奈川県建物解体業協会に対し協力を要請します。

具体的な対策	所管部局実施	目標時期	手順と方法
不適正処理対策	市町村、環境農政部、各施設管理者	被災後約2週間～	①市町村は災害廃棄物等の処理計画に基づき、災害廃棄物等の処理が適正に行われるよう分別方法や収集場所などについて広報します。また、処理状況を把握し、県（各地区行政センター環境部、ただし、政令市にあつては、廃棄物対策課）へ報告します。 ②各地区行政センター環境部は、管内の報告を取りまとめ、廃棄物対策課に報告します。 ③廃棄物対策課は市町村からの報告に基づき、災害廃棄物等の処理処分の状況を把握します。
住民への広報	市町村、環境農政部	被災後1週間～	①市町村は仮設トイレの設置、ごみ・し尿処理、家屋等の解体撤去申請受付などに関する市町村民への広報を行います。 ②廃棄物対策課は県内の災害廃棄物等の処理に関する情報を整理集約し、必要に応じて県民に広報します。また、倒壊家屋の解体撤去に関する国庫補助の動向や、市町村の解体撤去の開始状況等についても広報します。

検証のポイント

調査体制（マンパワーの確保）：誰が調査を実施するのか。（市職員のみで実施するのか、関連業界・団体等の協力を得るのか。誰が協力要請をするのか。）

調査方法、調査結果の整理、市と県の情報共有化はどのようにするのか。

公費による解体・撤去の判断基準（又は方針）廃棄物処理の優先度（復興まちづくりとの関係）はどのようにするのか。

4) 応急仮設住宅必要戸数の把握

具体的な対策	所管部局実施	目標時期	手順と方法
応急仮設住宅必要量の算出	市町村、県土整備部	被災直後～1か月以内	①市町村は、家屋被害状況調査（同編第2章第1節）、建設戸数調査（第3編第3章第7節）を行い、県に報告します。 ②県は、市町村からの情報等を利用・分析し、応急仮設住宅の必要戸数を把握します。

検証のポイント

本町エリアの建物被害（住家）

	現況(棟)	大破数(棟)	中破数(棟)	中破以上数(棟)
木造建物	1,098	331	341	672
鉄筋コンクリート造建物(RC)	85	11	9	20
鉄骨造住家建物(S)	79	6	18	24
小計	1,262	348	368	716

・この被害想定を前提とし、各建物棟数 = 1世帯居住と仮定すると、本地区において必要となる応急仮設住宅は716棟となる。（ただし中破の場合は、その半分という想定もある）

・応急仮設住宅1戸当たり29.7㎡（災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準） 21265.2㎡ 2.1ha

調査体制(マンパワーの確保): 誰が調査を実施するのか。(市職員のみで実施するのか、建築士会・建築事務所協会等の協力を得るのか。誰が協力要請をするのか。)

市町村が「建設戸数調書」を作成することになっているがどのような内容・方法なのか。応急仮設住宅の建設必要戸数の算出はどのようにするのか。

災害時民間賃貸住宅を一時提供住宅として借り上げる場合の基準や手続きについて準備しておく必要はないか。

阪神・淡路大震災では、災害救助法に基づく応急仮設住宅は、兵庫県で48,300戸、大阪府で1,381戸が設置された。しかし、大量の応急仮設住宅の建設に必要な資材等の調達に当初は困難を生じ、また、特に神戸市など大都市部においては、応急仮設住宅の建設用地の確保が困難となり、結果的には郊外部への大規模仮設団地が誕生することになった。加えて、当初の規格・仕様が画一的であったことや高齢者等を優先した入居者選定を行ったこと等により、入居者の孤独死の問題や従前の地域コミュニティの崩壊、居住者が従前居住地に戻ってこないことによる地域経済の復興の遅れなど、様々な問題が提起された。

阪神・淡路大震災での兵庫県における応急仮設住宅等の数値目標について

- ・ 応急仮設住宅: 兵庫県は、避難所726箇所での被災者ヒアリング調査の結果から、避難者総数は約30万人を1世帯当たり3人として約10万世帯を母数に、1月23日の避難所緊急パトロール隊によるアンケート調査から得られた全壊・半壊7割(A)、自力住宅確保可能1割(B)をそれぞれ乗じて差し引きし(6万世帯)、一時提供住宅で3万世帯を対応、応急仮設住宅の必要戸数は3万戸とされたが、遠隔地等における公営住宅への入居希望は少なく、入居者が12,000世帯程度にとどまったことや、再度避難所での聞き取り調査を行った結果、最終的に応急仮設住宅の建設戸数を48,300戸とした。
- ・ 一時提供住宅: 兵庫県は、建設省と協議した結果、最近の入居希望者の漸減傾向、一般空家募集対象へ変更を求める各事業主体の要望等に鑑み、また今後の一時入居見通しのもと、6月1日以降の一時入居受け入れ可能戸数を14,592戸確保とすることとした。

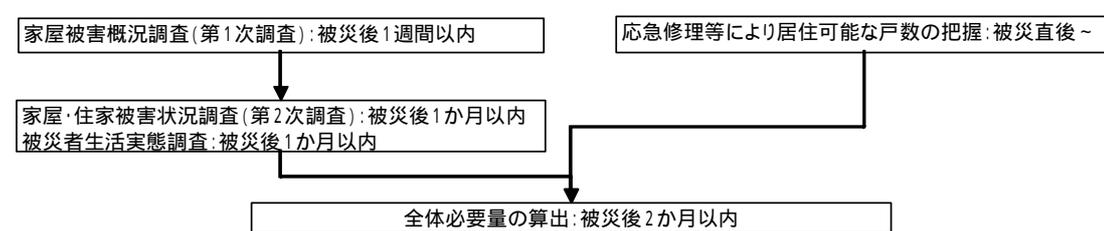
阪神・淡路大震災における応急仮設住宅の供給方針の決定

- ・ 兵庫県は、1月18日に応急仮設住宅を建設することを決定し、被災市町に対しこの旨連絡した。22日には避難所726カ所で避難所緊急パトロール隊による聞き取り調査を実施し、31日には「原則として今回の震災で家を失くされ入居を希望される方々全員に応急仮設住宅を提供する」との方針を決定した。

すべての被災者のニーズ変化の全部に応じることは物理的に不可能であるだけでなく、法の趣旨からすれば適法な対応とは言い難い。今回の地震では、被災地の混乱状況と緊急性の度合いが考慮され、また避難者の社会不安を未然に防止する意図もあり、柔軟な運用(所得要件を適用せず原則として希望者全員に提供)を行うこととなったが、法趣旨からは、応急仮設住宅は経済的弱者の避難所生活を短期間に限定し、他の住宅に転居するまでの一時居住の場と位置付けられるものであった。

(『阪神・淡路大震災復興誌【第1巻】』(財)21世紀ひょうご創造協会)

東京都震災復興マニュアルにおける応急仮設住宅の全体必要量算出の流れ



罹災証明申請、罹災証明書の発行の体制、手順をどのようにするのか。

各種被害認定調査の連携をどのように図るのか。

- ・このプロセスにおいて、応急危険度判定、建物被災度区分判定、罹災証明発行に伴う建物被害調査（いわゆる再調査申請調査）、個人保険査定調査、の各種調査が入るが、ここで被災者と行政が大混乱に陥る危険性もある。（すべて認定基準が異なるため）

具体的な対策	所管部局実施	目標時期	手順と方法
り災証明用住宅被災状況調査	市町村	被災後1週間以降随時	・市町村は、り災証明用住宅の被災状況調査を行います。

阪神・淡路大震災における罹災証明の発行

- ・神戸市：元来、災害による被害に関する証明は、被災者からの申し出内容を「被災届出証明書」として被災地の区長が発行するものであったことから、神戸市においては、罹災証明の法的位置づけについて急遽検討した。その結果、「法律、条例で発行にあたっての規定はないが、『防災に関する事務が市町村の事務』（地方自治法第2条）の規定をもとに、災害対策の一環と位置づけ、事実行為として神戸市が発行する」ものとした。罹災証明の発行は2月6日より開始。焼失分については消防署長が、損壊分については区長が証明書を発行。罹災証明発行件数 = 558,399件（平成12年2月29日現在）
- ・芦屋市：2月20日より罹災証明の発行を開始。地震による「罹災証明書」は保健福祉部が、また、火災による「罹災証明書」は消防本部が担当。なお、罹災証明書の発行に関する市民対応に迫られたため、1月23日以降は、被災者の自己申告による「(仮)罹災証明書」の発行手続きも行った。罹災証明発行件数 = 50,589件（平成8年3月31日現在）
- ・伊丹市：1月19日から発行願出書の受付を開始、3月4日までは、被害調査を実施していなかったため、被災のあったことを証明する「届出証明書」を発行。証明書発行に当たっては消防局が担当。2月に入ると、1日500件を超える申請があったことから、事務処理を補助するボランティアやアルバイトの応援を受けた。3月5日以降、災害対策本部が実施した被害実態調査の第一次通知をもとに、被災判定結果を明示した「事実証明書」を発行した。事実証明とは、災害対策本部が実施した実態調査結果に基づき、全壊・半壊・一部損壊の被害判定で明示した証明であり、平成7年1月19日～3月4日まで、届け出に基づく「届出証明」を即日手書きにより発行した。事実証明発行件数 = 36,255件（平成7年3月4日現在）
- ・川西市：家屋損壊、焼失に関する罹災証明に加え、家財被害の証明についても被災者からの申告により発行した。罹災証明発行件数 = 28,245件（平成8年12月現在）

5) 住宅再建意向調査

具体的な対策	所管部局実施	目標時期	手順と方法
被災者の住宅再建意向調査	市町村	被災後1か月～	・被災者に対し、市町村ごとに意向等を把握します。
被災者の住宅再建意向調査結果の分析	県土整備部	被災後1か月～	・市町村で取りまとめたデータを分析し、被災者の実態をもとに各種施策の必要度を把握します。

検証のポイント

調査体制(マンパワーの確保): 誰が調査を実施するのか。(市職員のみで実施するのか、関連業界・団体等の協力を得るのか。誰が協力要請をするのか。)

調査方法、調査結果の整理、市と県の情報共有化はどのようにするのか。

阪神・淡路大震災の発災後、兵庫県では、災害対策本部の要請により、被災住民の実態・動向及び救護対策等の問題点の把握のため、震災1ヶ月の間に「福祉施設等の緊急一時入所希望調査」「ボランティアニーズの把握調査」「避難所における健康医療関係調査」「避難所の生活実態調査」を実施した。また、3月までにボランティア・炊き出し状況調査、避難所状況調査を、4～7月には避難所における世帯数等の把握調査、ボランティア活動状況調査等を実施した。

2 分野別復興計画

1) 都市復興基本方針の策定

具体的な対策	所管部局実施	目標時期	手順と方法
都市復興基本方針の策定	県土整備部、市町村	被災後2週間以内	①県は、被災後直ちに都市復興基本方針(案)を作成し、震災復興本部長に提出します。 ②震災復興本部長は、被災後2週間以内に、基本方針を決定します。 ③県は、被災市町村が具体的な都市復興基本方針を策定できるよう、人的、技術的支援を行います。 ④市町村は、被災後2週間以内に都市復興基本方針を策定します。

検証のポイント

県の都市復興方針と市の作成する都市復興基本方針との整合性をどのように図るのか。

阪神・淡路大震災での各市の復興基本方針の名称・発行は以下のとおり。

- ・「震災緊急復興市街地・住宅整備基本方針」(平成7年1月31日)
- ・「西宮市災害市街地復興基本方針」(平成7年1月31日)
- ・「芦屋市震災復興事業基本方針」(平成7年2月7日)
- ・「伊丹市震災復興基本指針」(平成7年2月21日)
- ・「宝塚市震災復興基本方針」(平成7年2月8日)

2) 復興整備条例の検討制定

具体的な対策	所管部局実施	目標時期	手順と方法
復興整備条例の検討・制定	市町村	被災後1ヶ月目途	・市町村は、被災後必要と判断した場合には、復興整備条例を検討し、制定します。
具体的な対策	所管部局実施	目標時期	手順と方法
復興整備条例の施行	市町村	被災後1ヶ月目途	・市町村は、被災後1ヶ月目途に復興整備条例を制定し、施行します。

検証のポイント

市として、発災後1ヶ月を目処に、条例制定が可能かどうか。(事前に制定しておく必要はないか。県による標準条例は必要か。)

阪神・淡路大震災では、兵庫県は、平成7年2月初旬に、「兵庫県南部大地震震災復興整備条例(案)」を作成、各市町に示し、その制定を働きかけた。

- ・「神戸市震災復興緊急整備条例」(平成7年2月16日)
- ・「芦屋市震災復興緊急整備条例」(平成7年3月18日)
- ・「伊丹市震災復興緊急整備条例」(平成7年3月24日)
- ・「宝塚市震災復興緊急整備条例」(平成7年3月27日)

3) 地区区分判定基準の作成・周知

具体的な対策	所管部局実施	目標時期	手順と方法
地区区分判定基準の作成・周知	県土整備部、市町村	被災後1ヶ月目途	①県及び市町村は、被災状況調査や都市復興基本方針に基づき地区区分判定基準を作成します。 ②県及び市町村は、地区区分判定基準を作成後直ちに内外に公表します。

4) 地区区分の設定

具体的な対策	所管部局実施	目標時期	手順と方法
地区区分の設定	県土整備部、市町村	被災後1ヶ月目途	・県及び市町村は、被災状況調査や都市復興基本方針を踏まえ、別表基準案に基づき地区区分を設定します。

検証のポイント

復興対象地区の地区区分、指定基準をどのようにするか。

- ・県マニュアル(案):「重点復興地区」「復興促進・誘導地区」
- ・小田原市マニュアル:「重点地区」「促進地区」「誘導地区」

本町2丁目・3丁目・4丁目近商業=基盤整備済み老朽危険地区、本町4丁目2住専=老朽基盤未整備地区

5) 建築制限の実施

具体的な対策	所管部局実施	目標時期	手順と方法
ア短期制限型 建築制限区域の指定・告示等	市、県土整備部	被災後2週間以内	・特定行政庁(県知事又は市長)は、建築基準法第84条の規定に基づき、区域を指定し、2ヶ月以内を超えない期間において、当該区域内の建築制限を行います。
ア短期制限型 建築制限区域内の建築指導	市、県土整備部	被災後2ヶ月以内	・建築主事は、当該区域内の建築指導を行います。
イ長期制限型 被災市街地復興推進地域の決定・告示	市町村、県土整備部	被災後2ヶ月以内	①市町村は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定に基づき、県知事の同意を得て、都市計画に「被災市街地復興推進地域」を定めます。 ②県知事又は市長は、同法第7条の規定に基づき、当該地域内の建築行為等の制限等を行います。
イ長期制限型 被災市街地復興推進地域内の建築指導	市、県土整備部	被災後2年以内	①建築主事は、当該地域内の建築指導を行います。
建築相談所等の開設	市町村、県土整備部	被災後1ヶ月以内	・市町村及び県は、住宅等の復興に関して情報提供を行うため、建築相談所等を開設します。

検証のポイント

建築相談所の体制(マンパワーの確保): 県と市職員の人員配置をどうするのか。関連業界・団体等の協力を得るのか。誰が協力要請をするのか。

建築制限の案について検討しておく必要はないか。

兵庫県では、建築基準法第84条第1項による建築制限を以下の3条件によって実施した。

既成市街地の中で、特に被害が甚大であった地域

生活の基盤整備が遅れており、防災面等から早期に整備改善を図る必要がある地域

三宮や六甲道・新長田といった都心・副都心をはじめ土地の高度利用、都市機能の更新が必要な地域

- ・建築基準法第84条第1項による建築制限は、神戸市及び西宮市においては2月1日付、また宝塚市、芦屋市、及び北淡町においては2月9日付、全14地区で実施された。84条第1項による建築制限は、建設大臣の承認を得て、その期間を3月17日まで延長。

(被災市街地における建築制限)

第84条 特定行政庁は、市街地に災害のあつた場合において都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要があると認めるときは、区域を指定し、災害が発生した日から1月以内の期間を限り、その区域内における建築物の建築を制限し、又は禁止することができる。

2 特定行政庁は、更に1月を超えない範囲内において前項の期間を延長することができる。

(簡易な構造の建築物に対する制限の緩和)

第84条の2 壁を有しない自動車車庫、屋根を帆布としたスポーツの練習場その他の政令で指定する簡易な構造の建築物又は建築物の部分で、政令で定める基準に適合するものについては、第22条から第26条まで、第27条第2項、第35条の2、第61条から第64条まで及び第67条の2第1項の規定は、適用しない。

(仮設建築物に対する制限の緩和)

第85条 非常災害があつた場合において、その発生した区域又はこれに隣接する区域で特定行政庁が指定するもの内においては、災害により破損した建築物の応急の修繕又は次の各号の一に該当する応急仮設建築物の建築でその災害が発生した日から1月以内にその工事に着手するものについては、建築基準法令の規定は、適用しない。ただし、防火地域内に建築する場合については、この限りでない。

1. 国、地方公共団体又は日本赤十字社が災害救助のために建築するもの
2. 被災者が自ら使用するために建築するもので延べ面積が30平方メートル以内のもの
 - 2 災害があつた場合において建築する停車場、郵便局、官公署その他これらに類する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物又は工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物については、第6条から第7条の6まで、第12条第1項及び第2項、第15条、第18条(第14項を除く。)、第19条、第21条から第23条まで、第26条、第31条、第33条、第34条第2項、第35条、第36条中第19条、第21条、第26条、第31条、第33条、第34条第2項及び第35条に関する部分、第37条、第39条並びに第40条の規定並びに第3章の規定は、適用しない。ただし、防火地域又は準防火地域内にある延べ面積が50平方メートルを超えるものについては、第63条の規定の適用があるものとする。
- 3 前2項の応急仮設建築物を建築した者は、その建築工事を完了した後3月をこえて当該建築物を存続しようとする場合においては、特定行政庁の許可を受けなければならない。この場合において、特定行政庁は、安全上、防火上、及び衛生上支障がないと認めるときは、2年以内の期間を限って、その許可をすることができる。
- 4 特定行政庁は、仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物について安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合においては、1年以内の期間(建築物の工事を施工するためその工事期間中当該従前の建築物に替えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物については、特定行政庁が当該工事の施工上必要と認める期間)を定めてその建築を許可することができる。この場合においては、第12条第1項及び第2項、第21条から第27条まで、第31条、第34条第2項、第35条の2並びに第35条の3の規定並びに第3章(第6節を除く。)の規定は、適用しない。

6) 都市復興基本計画の策定

具体的な対策	所管部局実施	目標時期	手順と方法
都市復興基本計画検討委員会設置の検討	県土整備部	被災後1ヶ月目途	・県は、被災後1ヶ月目途に都市復興基本計画検討委員会を設置します。
都市復興基本計画骨子案の策定	県土整備部	被災後2ヶ月目途	①県は、被災後2ヶ月目途に都市復興基本計画検討委員会の意見を聴きながら都市復興基本計画骨子案(案)を作成し、震災復興本部会議に付議します。 ②震災復興本部長は、震災復興本部会議の議を経て骨子案を決定します。
都市復興基本計画骨子案の公表	県土整備部	被災後2ヶ月目途	・県は、都市復興基本計画骨子案の決定後、直ちに内外に公表します。

具体的な対策	所管部局実施	目標時期	手順と方法
都市復興基本計画の策定	県土整備部	被災後6ヶ月以内	①県は、被災後6ヶ月以内に都市復興基本計画検討委員会の意見を聴きながら都市復興基本計画(案)を作成し、震災復興本部会議に付議します。 ②震災復興本部長は、震災復興本部会議の議を経て基本計画を決定します。
都市復興基本計画の公表	県土整備部	被災後6ヶ月以内	①県は、都市復興基本計画の決定後、直ちに内外に公表します。
市町村都市復興基本計画骨子案及び同基本計画の策定、公表	市町村	被災後6ヶ月以内	・市町村は、県と調整を図りながら都市復興基本計画骨子案及び同基本計画を策定、公表します。
地区復興都市計画の策定、住民参加	市町村	被災後6ヶ月以内	・市町村は、住民等と協働して地区復興都市計画を策定します。
地区復興都市計画に沿った市街地開発事業等の都市計画決定	市町村、県土整備部	被災後6ヶ月以内	・市町村及び県は、地区復興都市計画に沿って、市街地開発事業等の都市計画を決定します。

検証のポイント

県の都市復興基本計画、市の地区復興都市計画の策定過程における住民参加をどのような方法で行うのか。

兵庫県は、都市計画事業について各市町と調整し、必要な各種協議・手続きを経て県案を作成した。2月27日には、この案の縦覧公告を行い、翌日から縦覧を開始した。各市町の都市計画審議会の審議を経て、3月16日に兵庫県都市計画地方審議会を開催した。その際、面整備事業の都市計画については、混乱した被災地域の中で、住民に対する周知や合意形成を完全にはなしえない状況に配慮し、1段階として施行区域や幹線道路などの大枠のみを決定し、区画道路や街路道路などの詳細な計画については、その後の住民との協議、合意を踏まえて決定するといった、「2段階方式」都市計画を採用した。都市計画案の縦覧に対して提出された意見書は約3,500通に上った。その主な内容は、住民への周知がなされておらず事業を決定するのは時期尚早、減歩を伴う事業は反対、というものであった。

3 仮設市街地対策

1) 仮設市街地づくりの方針設定

具体的な対策	所管部局実施	目標時期	手順と方法
仮設市街地づくりの方針の策定	市町村、県土整備部、民間	被災後2ヶ月目途	・市町村と県は、それぞれの役割分担に基づき、仮設市街地づくりの方針案を作成・公表します。

2) 仮設市街地計画の策定

具体的な対策	所管部局実施	目標時期	手順と方法
仮設市街地計画の策定	市町村、県土整備部、民間	被災後2ヶ月目途	・市町村と県は、それぞれの役割分担に基づき、仮設市街地計画を作成・公表します。

3) 仮設市街地の建設運営

具体的な対策	所管部局実施	目標時期	手順と方法
仮設市街地の建設・運営	市町村、県土整備部、民間	被災後2ヶ月以降	・市町村、県及び民間は、それぞれの役割分担に基づき、仮設市街地の建設・運営を行います。

検証のポイント

市街地復興のプロセスをどのように考えるか。そのプロセスを踏まえた事業手法としてはどのような事業があるのか。

仮設市街地（“仮設”であるため本格復興の際には仮設建築物を取壊し再び住宅などの建設を行う）を建設するのか、それとも仮設市街地とは別の考え方の市街地復興を目指すのか。

仮設市街地（東京都震災復興マニュアルでは「時限的市街地」）とは、住民が主体となって地域の復興を進めるため、「暫定的な生活と生業の場」として暫定的につくる市街地のことであり、仮設市街地は、仮設の住宅、店舗や事業所と利用可能な残存建設物などから構成される。

墨田区においては、あくまでも仮設市街地が「仮設」（仮設建築物を取り壊し、再度資本投資して再建する）であるのに対し、ある一定のルールのもとに、建築制限を行わず、自力復興住宅や店舗、工場等の建設を認め、早い時期からの居住地再建を図ろうとする、連続復興市街地を検討することとしている。

4 住宅対策

1) 応急住宅の供給対策

具体的な対策	所管部局実施	目標時期	手順と方法
応急仮設住宅供給対策 応急住宅必要量の算出	県土整備部、 市町村	被災直後～	①市町村が建設戸数調書をつくり、県が取りまとめます。 ②公営住宅等の空室戸数を把握します。 ③県は建設戸数調書から空室戸数を控除し、必要量を算出します。
建設対応可能戸数の算出	県土整備部、 市町村	被災直後～	①県がプレハブ建築協会・神奈川県建設業協会に協力を要請します。 ②プレハブ建築協会に神奈川県に供給可能戸数を確認します。 ③上記数で対応できない場合、輸入住宅等の供給法を検討します。
応急住宅種類毎の供給計画の作成	県土整備部、 市町村	被災直後～	①市町村作成の戸数調書を作成します。 ②調書・福祉部からの障害者等の情報をもとに県が種類ごとの供給計画を作成します。
応急仮設住宅建設地、建築資材、建設業者の確保、決定	県土整備部、 市町村	被災直後～	①県は建設戸数調書をもとに市町村ごとの建設戸数を割り当てます。 ②その建設戸数調書をもとに、応急仮設住宅建設可能地調査のデータベースを活用し、市町村が建設個所を確保します。 ③建築資材・建築業者はプレハブ協会にあっせんを依頼し、それに基づき決定します。
応急仮設住宅入居者の募集・選定、入居者名簿・管理台帳等の作成	市町村		①被災住民に対し応急仮設住宅の情報提供を行います。 ②受付窓口を設置し、入居希望者の募集を行い入居者を選定します。 ③入居手続きを行い入居者名簿・管理台帳等を作成します。
入居者へのケア	福祉部、市町村	応急仮設住宅完成後2年間	・福祉部は、市町村からの応援要請に基づき、入居者へのケアを担う福祉的人材や福祉ボランティア等のあっせんを行います。
応急仮設住宅のメンテナンス	福祉部、市町村	応急仮設住宅完成後2年間	・福祉部は、市町村（入居者）からの要望を受け、県土整備部を通じて補修内容に応じた施行業者に補修等を依頼します。

具体的な対策	所管部局実施	目標時期	手順と方法
一時提供住宅供給対策 空家（公営住宅等） 情報の収集、提供の依頼	県土整備部、 市町村	被災直後～	①県は公営住宅等の一時提供について、市町村・近接都県及び公社等に依頼し、利用可能住宅の情報を収集します。 ②県営住宅の空き家を目的外使用により一時提供住宅として確保し、①と併せてリストを作成し、被災市町村へ情報提供を行います。 ③この場合、被災規模が大きく、広域的に対応を行う必要がある場合には、国、市町村等と協力のもと「被災者用公営住宅等斡旋支援センター（仮称）」を設置し、TV・ラジオ等を活用し、被災者に対し情報提供を行うとともに、入居に係る事務手続きを一括して行います。
一時提供住宅の情報提供、受付窓口の設置	市町村	被災直後～	①被災住民に対し一時提供住宅の情報提供を行います。 ②一時提供住宅の受付窓口を設置します。
一時提供住宅入居者の募集・選定	県土整備部、 市町村等	被災直後～	・入居希望者の募集を行い、住宅の困窮状況等を勘案し入居者を選定します。
一時提供住宅入居者名簿・管理台帳等の作成	市町村等	被災直後～	・市町村は一時提供住宅入居者の名簿、管理台帳を作成します。
集会所、診療所の運営	市町村		・集会所の運営は自治会が行います。

検証のポイント

応急仮設住宅入居者のケア体制（マンパワーの確保）をどのようにするのか。

応急仮設住宅のメンテナンスは誰が主体となって行うのか。

空家情報の収集・提供体制（マンパワーの確保、情報共有化）はどのようにするのか。

応急仮設住宅・一時提供住宅の入居者の募集方法や選定基準の案を、あらかじめ検討しておく必要はないのか。

応急仮設住宅・一時提供住宅の入居者の管理に係るマンパワーの確保や管理方法（台帳等）はどのようにするのか。

応急仮設住宅の建設可能地のデータベースは、小田原市が作成しておく必要があるのではないのか。

2) 被災住宅の応急修理対策

具体的な対策	所管部局実施	目標時期	手順と方法
公営住宅の被害調査、 応急修理計画の作成	県土整備部、 市町村	被災直後 2週間～	①県営住宅については、発災後直ちに県土整備部地震時行動マニュアル（案）に基づき、応急危険度判定を実施します。 ②応急危険度判定の結果、危険度が高く周辺へ影響を及ぼすおそれがあるものについては、早急な対応策を講じます。 ③応急危険度判定結果をもとに必要に応じて追加調査を行い、応急修理計画を作成します。

検証のポイント

公営住宅の応急修理体制はどのようにするのか。（県・市職員のみで実施するのか、建築士会・建築事務所協会等の協力を得るのか。誰が協力要請をするのか。）

調査方法、調査結果の整理、市と県の情報共有化はどのようにするのか。

民間住宅の応急修理に対しては、どのような手順、体制等で進めていくのか。災害救助法の応急修理制度の活用促進のための周知はどのように行うのか。

阪神・淡路大震災において応急修理制度の適用を受けたのは10,154世帯と、半壊・半焼世帯の4%弱であったと指摘されており、制度周知が不十分であったことや公費による家屋解体などによるものと見られている。応急仮設住宅の需要抑制を図り、また、被災者が住み慣れた地域を離れることなく、復興の足がかりを早期につくるようにするためにも、応急修理制度の活用とともに、制度の充実を指摘する意見は多い。

応急修理制度の改善要望を出しておく必要がある。(応急修理制度は、被災者にとっては非常に使いにくい。見積もり、発注、清算をすべて自分でやらなければならない、また、逐一、書類提出と審査を受けなければならない。)

神戸市住宅局の『阪神・淡路大震災記録誌』によると、応急修理の実施に関する課題として以下の点を指摘している。

当事業の資格要件、修理の内容等は知事が定め、実施は知事が市長に委任し、実施することになっている。資格要件、修理の内容等には、市としても日頃から検討を加え、緊急時に備えること。(実施時に、資格要件、修理の内容等について、検討する時間的余裕はない。)

受付期間は余裕を持って決定すること。受付期間に関する苦情が多かった。

広報には、配慮すること。通常の広報では、被災者に伝わりにくい。受付期間、資格要件、修理の内容等できるだけ分かりやすく、簡潔に。

施工は神戸市建築協力会災害対策本部会員に依頼したが、直接、申請者と面談していただいたため、次の点について、大変なご苦労をかけた。

- ア 申請者との連絡が取れず、着工までに平常時の数倍の日数を要した。
- イ 1件あたり最大工事価格が税込みで、295,000円の枠に対する理解を得ること。
- ウ 修理箇所の限定に対する理解を得ること。特に浴室は強い不満があった。
- エ 電話連絡が取れず、何度も足を運んだ。
完了まで約5ヶ月を要し、制度の趣旨に沿っているのかという苦情を受けた。
申請者は高齢者が多く、家具や荷物の移動も手伝ったり、工事内容の説明に手間取った。

3) 持家の再建支援

具体的な対策	所管部局実施	目標時期	手順と方法
融資制度等の拡充	県土整備部、市町村、	被災直後～被災後3ヶ月～	①住宅金融公庫等に対し、必要に応じて住宅復興特別融資の創設、拡充を要請します。 ②被災県民に対し、災害復興住宅融資制度の周知を行います。 ③被災の程度等により必要な場合は、復興基金等の活用による利子補給制度を創設します。
既存制度の弾力運用の検討	県土整備部、市町村	被災直後～	・既存不適格建物としてそのまま立て替えができないものについての対応を検討します。
相談窓口設置等情報提供体制の構築	県土整備部、市町村	被災直後～	①総合相談窓口の設置と連携し、住宅相談窓口を設置します。 ②住情報の提供体制を整備するため、関係団体、業界団体に協力を要請します。 ③住宅金融公庫等に対し相談対応職員の派遣を要請します。

検証のポイント

情報提供体制はどのようになるのか。(県と市の役割分担はどのようになるのか、誰が関係団体・業界団体等に協力要請をするのか。)

民間住宅の供給促進に関して、県あるいは市が取り組むべき事項はないか。

被災者生活再建支援法による支援措置のみで対応するのか。独自の支援措置案の検討を行う必要はないのか。

被災者の多様な住宅再建のプロセスを考慮し、融資及び利子補給のみではない支援のあり方を検討しておく必要はないのか。

4) マンション等の再建支援

具体的な対策	所管部局実施	目標時期	手順と方法
アドバイザーの派遣等による合意形成のための活動支援	県土整備部、市町村、民間	被災直後～	①管理組合等の要請に基づき、アドバイザー（コーディネーター）を派遣します。 ②被災の程度等により必要な場合は、建替・修繕等の手法選定のため、初動期の調査費用の一部を助成する制度を創設します。 ③住宅金融公庫等に対し、必要に応じてマンション建替にかかる融資制度の拡充を要請します。 ④建替に伴い住み替えを希望する従前居住者に対し、適切な住情報を提供します。
優良建築物等整備事業等の活用	県土整備部、市町村	被災直後～	・優良建築物等整備事業等を活用します。
利子補給等再建支援事業の実施	県土整備部、市町村	被災後 3ヶ月～	・被災の程度等により必要な場合は、復興基金等の活用による利子補給制度を創設します。

検証のポイント

アドバイザー派遣に関する県と市との役割分担はどのようになるのか。また、アドバイザーをどのように確保し派遣するのか。

分譲マンションの被災度区分判定等の調査に係る費用に対する支援など、融資及び利子補給のみではない支援のあり方を検討しておく必要はないのか。

5) 災害公営住宅の整備

具体的な対策	所管部局実施	目標時期	手順と方法
新規災害公営住宅整備計画の作成・実施	県土整備部、市町村	被災後 3ヵ月～	①応急仮設住宅入居者等について、今後の住宅に関する実態を把握し、供給戸数を定めます。 ②必要に応じ、民間賃貸住宅の利用等他の手法による供給を図ります。 ③①②について整備計画を作成し、実施します。
建設用地の確保	県土整備部、市町村	被災後 3ヶ月～	・災害公営住宅整備計画に基づき、建設用地の確保を行います。
入居者の募集・選定	県土整備部、市町村	被災後 6ヶ月～	①様々な広報手段を活用し、広く被災者に対し募集情報を提供します。 ②募集情報の提供に際しては、特に地区外に住宅を確保し居住する者への情報提供に留意します。 ③入居者の選定については、住宅困窮状況等を考慮した入居選定を行います。
公営住宅家賃の減額	県土整備部、市町村	被災直後～	・被災により家賃支払い能力が喪失した入居者に対し、家賃の減免措置を行います。

検証のポイント

災害復興公営住宅等の供給及び入居選定に際して、コミュニティの維持・形成に留意する必要があるか。

買取り・借上げの実施及び入居選定等の案をあらかじめ作成しておく必要はないか。

福祉施策、都市施策、産業・雇用施策との連携はどのように図るのか。

兵庫県は、「ひょうご住宅マスタープラン」の成果を前倒して、平成7年8月に「ひょうご住宅復興3カ年計画」を策定した。また、国の「被災者住宅対策等について」の決定を受けて、平成8年7月に「恒久住宅への移行のための総合プログラム」を策定するとともに、同年8月には「ひょうご住宅復興3カ年計画」を改訂した。

表 「ひょうご住宅復興3カ年計画」(改訂計画)における住宅供給計画内訳

合計	公的住宅							民間住宅	(再掲)
	計	うち 賃貸系	災害復興 公営住宅 等	再開発系住 宅(市町 分)(低所得者 以外)	災害復興 準公営住 宅	公団・公社住宅 小計	うち 賃貸系		街づくり系住 宅(公団・公社 及び民間住 宅の内数)
125,000	80,500	67,500	38,600	1,900	16,800	23,200	10,200	44,500	13,000

表 災害復興(賃貸)住宅の供給実績(平成11年12月現在)

	公的住宅 計		災害復興 公営住宅等	再開発系住宅	災害復興 準公営住宅	公団・公社 住宅	うち 賃貸系
		うち 賃貸系					
計画	80,500	67,500	38,600	1,900	16,800	23,200	10,200
取得	75,270	61,212	41,736	1,290	12,320	19,924	5,866
うち発注	74,967	61,035	41,736	1,113	12,320	19,798	5,866
うち完成	71,614	59,265	41,114	851	12,320	17,329	4,980

6) 民間賃貸住宅の供給促進及び入居支援

具体的な対策	所管部局実施	目標時期	手順と方法
民間賃貸住宅入居者への入居支援	県土整備部、市町村	被災直後～	①民間賃貸住宅への入居機会を確保する観点から、適正な供給を図るため、住宅金融公庫等に対し、必要に応じて賃貸住宅の建設・再建にかかる融資制度の拡充を要請するとともに、復興基金等の活用による利子補給制度を創設します。 ②必要に応じ国、県、市町村、関係団体、業界団体等からなる「住宅復興調整会議(仮称)」を設置します。 ③中低所得者の被災者に対して、特定優良賃貸住宅の活用を図ります。

検証のポイント

民間賃貸住宅の供給促進だけではなく、民間賃貸住宅に入居する者に対する支援(家賃補助等)は検討する必要はないのか。

罹災都市借地借家臨時処理法の運用について検討しておく必要はないか。(借家人保護規定があいまいであることに加え、復興まちづくりや生活再建との関係から法の改善が必要との指摘もある。)

権利関係等の調整・調停のための体制はどのようにするのか。

法務省では、平成7年2月6日に罹災都市借地借家臨時処理法第25条の2の災害及び同条の規定を適用する地区を定める政令を施行し、阪神・淡路大震災により被害を受けた借家人及び借地人の権利を保護するため、阪神・淡路大震災を罹災都市借地借家臨時処理法第25条の2に規定する災害に指定した。罹災都市借地借家臨時処理法の適用は、兵庫県下の10市11町、大阪府下の12市であった。阪神・淡路大震災では、兵庫県は、中低所得の被災者が賃借する民間賃貸住宅等の家賃について、被災者の家賃の初期負担の軽減を図るため、復興基金により「民間賃貸住宅家賃負担軽減事業」を創設し、家賃軽減措置を講じた。(平成8～17年度)

仕組み：①「被災者向け賃貸住宅」として提供を希望する経営者等が市町に登録申請し、市町が適当と判断した場合に、認定登録する。②入居を希望する被災者が予め市町に登録し、資格審査を受けた上で、登録住宅の中から賃貸住宅を選択し、経営者等の同意を得て、市町に民間賃貸住宅家賃補助申請を行う。③市町は、審査の上、的確と判断した場合、被災者及び経営者等と、家賃・補助金額・減免後家賃を明示した三者契約を締結する。④経営者等は、予め補助金分を減額した家賃を入居者から徴収し、経営者等の請求により補助金を交付する。

補助対象者：経営者等（補助対象見込件数：29,806戸）

家賃減額対象者：①収入分位50%階層以下の被災者、②震災以前に入居していた住宅が滅失した者、③基金による他の支援制度を利用しない者

補助対象住宅：①住戸規模25㎡以上、②適正な住宅の構造、設備等を備えている民間賃貸住宅（公団・公社一般住宅を含む）

※平成9年4月より、対象住宅の面積要件と設備要件は撤廃した。

補助対象期間：平成10年度末までを受付期間とし、認定後、平成11年度末まで。

※平成9年4月、平成12年4月に補助期間を延長し、平成13年度末までとなった。(受付期間は平成11年度末まで)

※政令月収20万円以下については、平成14年度から4年間、補助期間を延長した。

補助額：家賃が6万円以上の場合、各年度の定額とし、家賃が6万円未満の場合、各年度の定率。

※平成11年度以後の補助額、率について、増額措置を講じた。

	平成8～11年度	平成12年度	平成13～17年度
家賃6万円以上	30,000円	20,000円	10,000円
家賃6万円未満	家賃の1/2	家賃の1/3	家賃の1/6

・なお、民間賃貸住宅家賃負担軽減事業の実績は以下のとおりである。

年度	平成8	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15
延べ決定件数	5,767	13,639	7,618	4,518	2,068	716	468	310

神戸弁護士会第一小委員会において指摘された、罹災都市法適用の問題点のうち、住宅再建・都市計画に関する指摘は以下のとおりである。

- ・罹災都市法とマンション（区分所有建物、集合賃貸住宅）との関係＝罹災都市法はマンション等集合住宅の滅失の場合における罹災借家人の権利行使を予想しており、罹災借家人の罹災都市法上の権利行使がマンション等集合住宅の再建を妨げる事態も予想される。
- ・罹災都市法適用と都市計画の問題＝震災後のまちづくりにあたって罹災都市法の主旨である復旧より都市計画が目的とする復興に重きをおくなら、都市再開発事業等においても罹災都市法上の優先借家権、借地権についても規定し、権利変換、買収の対象とすることも必要である。

(大搦幸男「阪神・淡路大震災における罹災都市法適用の問題点と課題」『震災復興のまちづくりと法』神戸弁護士会震災復興対策本部編より抜粋整理)

5 道路交通基盤の復興

1) 道路に関する復旧・復興方針の作成

具体的な対策	所管部局実施	目標時期	手順と方法
道路の復旧・復興方針の作成	各道路管理者	被災後速やかに 都市復興基本方針の策定に合わせて	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の救助・救援、緊急物資輸送等に必要な緊急輸送路の機能確保に向けて、迅速な復旧を進めます。 道路の復興方針の作成については、被災状況調査を踏まえ、都市復興基本方針との連携・調整を図りながら進めます。

2) 道路ネットワークの整備

具体的な対策	所管部局実施	目標時期	手順と方法
公共土木災害復旧事業、都市施設災害復旧事業の実施	県土整備部、市町村	発災後速やかに	<ul style="list-style-type: none"> 県及び市町村が管理する道路が被災した場合、規定の手続きにより速やかに災害復旧事業の執行を進めます。 また、道路公社が管理する道路が被災した場合、的確な被災状況の情報収集及び迅速な災害復旧事業の執行を図るよう、道路公社に指導します。
計画道路の整備	県土整備部、市町村	都市復興基本計画の策定期間に合わせて	<ul style="list-style-type: none"> 震災の状況によって市街地の状況が大きく変化した場合、都市復興基本方針との連携・調整を図りながら必要に応じて既存の道路計画の見直しを検討します。
既存道路の耐震性の強化	県土整備部、市町村	計画的に整備を行っていく	<ul style="list-style-type: none"> 災害に強い道路ネットワークを補完するため、路線や道路施設の優先度等を勘案し、既存道路の耐震対策等を進めます。

検証のポイント

震災前と震災後の市街地の状況、地域住民の意向に大きな変化が生じた場合、既存計画の見直しや損壊道路の復旧をどのように進めるのか（住民参加を図るのか）

6 公園・緑地の復興

1) 公園・緑地に関する復旧・復興方針の作成

具体的な対策	所管部局実施	目標時期	手順と方法
復旧・復興方法の判別	県土整備部	被災状況の調査終了後、速やかに復旧・復興の判別を行う	<ul style="list-style-type: none"> 「整備済みの公園・緑地」と「既存計画に示されている公園・緑地」とに分け、避難地・避難路の被災状況、整備状況から「復旧・復興に関する決定基準」により判別を行います。
公園・緑地に関する復旧・復興方針の作成	県土整備部、環境農政部、市町村	復旧・復興の整理が終了次第、整備方針を作成	<ul style="list-style-type: none"> 各公園・緑地の復旧・復興の判別ができ次第、被災市街地・集落の復興における基盤整備の方針計画、整備手法などと調整を図りながら、整備方針を速やかに作成し、復旧・復興を行っていきます。

検証のポイント

応急仮設住宅建設や復興事業との調整が必要となる場合が考えられるが、復旧・復興の優先順位などの考え方を検討しておく必要はないか。

2) 公園・緑地ネットワークの整備

具体的な対策	所管部局実施	目標時期	手順と方法
都市施設災害復旧事業の実施	県土整備部、市町村	被災直後～	・県・市町村の役割分担に基づき、迅速な復旧事業を実施。特に広域避難地、広域応援活動拠点地に指定されている公園は被災後直ぐに復旧事業を行います。
都市公園の整備	県土整備部、市町村	計画的に整備を行っていく	・災害発生時に避難地、避難路、救援活動拠点、復旧活動拠点、仮設住宅用地、火災延焼防止等となるよう防災空間の確保の推進を図ります。
既存公園の拡充・整備	県土整備部、市町村	計画的に拡充・整備を行っていく	・防災機能を強化するため、園内放送施設、延焼防止等のための散水施設、雨水利用のための貯水槽、防災井戸など災害応急対策施設の整備の推進を図ります。
防災拠点ともなりうる公園の新規整備	県土整備部、市町村	重点的に整備を行っていく	・地震防災等の災害応急活動拠点を陸・海・空の広域交通の結節点に連携しうる位置に配置するよう新規整備を行います。
公園、緑地のネットワーク化	県土整備部、環境農政部、市町村	計画的に整備を行っていく	・県広域緑地計画等に基づき、被災市街地の復興計画と連携し、緑地のネットワーク化を進めるとともに、県立都市公園の整備を行います。
河川の親水公園の整備	県土整備部、市町村	計画的に整備を行っていく	①被災箇所について、迅速な現状復旧を目指すか、中長期的な問題点の改良等も行う復興を行うのか検討し基本方針を決定します。 ②関係機関と調整を行い、親水公園を整備することが望ましく、かつ可能である場合は整備を行います。

検証のポイント

震災前と震災後の市街地の状況、地域住民の意向に大きな変化が生じた場合、既存計画の見直しをどのように進めるのか。

阪神・淡路大震災における公園・緑地の復旧・整備に関しては、例えば以下のような指摘がなされている。

- ・ライフラインや二次災害の危険のある事業に比べると、都市公園はどうしても、それ自体としては緊急性の低い部分があり、ボランティア団体が活動拠点とした公園などでは、撤退時まで公園復旧が行えなかったケースもある。（『阪神・淡路大震災 神戸復興誌』神戸市）
- ・震災直後、救助救援の最前線にある市は行政あげてその対応に追われていた。後方にある県としては復興の立ち上がり時期を逸しないよう被災地域における公園緑地の復興計画立案に努めた。しかし、復興計画が本来の主体である市の手元に帰り、被災者の意見や財政的フィルターを通すに及んで不十分なものとなってしまった。50年前、戦災復興の際に描かれた緑地計画のうち基幹的な緑地が画餅に終わったと同様に、この県の作業が日の目を見ることはなかったのである。（『阪神・淡路大震災復興誌（第7巻）』（財）阪神・淡路大震災記念協会）
- ・住民不在の都市計画決定手続きへの反対、広域的施設である近隣公園への反対などが相次ぎ、大量の意見書が提出された。（外岡秀俊『地震と社会（下）』みすず書房）

7 災害廃棄物等対策

1) 災害廃棄物等処理実施方針・計画の作成、処理の実施

具体的な対策	所管部局実施	目標時期	手順と方法
関係者による対策組織の設置と連絡体制の確立	市町村、環境農政部、各施設管理者	被災直後	<ul style="list-style-type: none"> 県および市町村は、災害廃棄物等の処理に関する諸事務を実施するため、災害廃棄物等対策組織を整備するとともに、相互の連絡体制を確立します。
災害廃棄物等の発生量の把握・推計	市町村、各施設管理者、環境農政部	災害廃棄物等の推計発生量：被災後約1週間～2週間	<ul style="list-style-type: none"> ①市町村は、災害廃棄物等の推計発生量を県（各地区行政センター環境部、ただし、政令市にあつては、廃棄物対策課）に報告します。各地区行政センター環境部は、管内の報告を取りまとめ、廃棄物対策課に報告します。 ②県の各施設管理者は、災害廃棄物等の推計発生量を廃棄物対策課に報告します。 ③廃棄物対策課は、被災市町村及び県の施設管理者からの報告に基づき、県内における災害廃棄物等の推計発生量を把握し、環境農政部長、環境農政総務室、災害復興総合推進局（仮称）へ報告します。また、必要に応じて国等への報告を行います。
災害廃棄物等の処理計画の策定および支援の要請	市町村、環境農政部、各施設管理者	ごみ、し尿の処理計画：被災後約1週間 災害廃棄物処理計画：被災後約2週間～1ヶ月	<ul style="list-style-type: none"> ①市町村は災害廃棄物等の処理計画を作成します。 <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の仮保管場所の配置と収集方法、搬入ルート決定 ・処分の優先順位の決定、選別・中間処理場、最終処分場の決定などを検討 市町村は、県（各地区行政センター環境部、ただし、政令市にあつては、廃棄物対策課）に災害廃棄物等の処理計画について報告するとともに、必要に応じ処理の支援を要請します。 ②各地区行政センター環境部は、管内の報告を取りまとめ、廃棄物対策課に報告します。 ③廃棄物対策課は市町村からの報告に基づき、災害廃棄物の保管場所、収集運搬方法、選別・中間処理場を把握するとともに、(社)神奈川県産業廃棄物協会を通じて民間産業廃棄物処理施設の被災状況および処理能力を把握し、市町村への情報提供、調整を行います。 ④廃棄物対策課は被災市町村からの支援要請に基づき防災局と連携し、県内の市町村や県外自治体との調整を行います。
収集、処理業務実施者の確保	市町村、環境農政部、各施設管理者	被災後約2週間～	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物対策課は市町村の要請に基づき、県内各市町村と調整を図るとともに、(社)神奈川県産業廃棄物協会(社)神奈川県建設業協会、(社)神奈川県建物解体業協会に対し協力を要請します。

具体的な対策	所管部局実施	目標時期	手順と方法
不適正処理対策	市町村、環境農政部、各施設管理者	被災後約2週間～	①市町村は災害廃棄物等の処理計画に基づき、災害廃棄物等の処理が適正に行われるよう分別方法や収集場所などについて広報します。 また、処理状況を把握し、県（各地区行政センター環境部、ただし、政令市にあっては、廃棄物対策課）へ報告します。 ②各地区行政センター環境部は、管内の報告を取りまとめ、廃棄物対策課に報告します。 ③廃棄物対策課は市町村からの報告に基づき、災害廃棄物等の処理処分の状況を把握します。
住民への広報	市町村、環境農政部	被災後1週間～	①市町村は仮設トイレの設置、ごみ・し尿処理、家屋等の解体撤去申請受付などに関する市町村民への広報を行います。 ②廃棄物対策課は県内の災害廃棄物等の処理に関する情報を整理集約し、必要に応じて県民に広報します。また、倒壊家屋の解体撤去に関する国庫補助の動向や、市町村の解体撤去の開始状況等についても広報します。

検証のポイント

災害廃棄物の仮保管場所の確保はどのような考え方で行うのか。

災害廃棄物の分別収集の方法はどのようなになるのか。（リサイクル法の適用）

災害廃棄物の発生状況の把握、処理、監視の体制整備をどのように行うのか。

阪神・淡路大震災での各市町の災害廃棄物処理事業費は、以下のとおりである。[『大震災いまだ終わらず 5年間の国と自治体の復旧・復興施策を問う』兵庫県震災復興研究センター]

(千円)

市町名	事業費(全体)	平成6年度分	平成7年度分
神戸市	153,979,996	35,389,448	118,590,548
尼崎市	13,882,421	1,590,720	12,291,701
西宮市	41,287,834	9,538,934	31,748,900
芦屋市	19,240,382	3,051,526	16,188,856
伊丹市	8,766,286	3,144,620	5,621,666
宝塚市	10,690,049	5,867,619	4,822,430
川西市	2,102,505	470,005	1,632,500
明石市	5,836,866	1,062,400	4,774,466
三木市	30,667	9,946	20,721
洲本市	561,162	275,000	286,162
津名町	1,212,001	827,760	384,241
淡路町	605,464	502,974	102,490
北淡町	2,862,866	961,328	1,901,538
一宮町	1,796,727	995,856	800,871
五色町	596,690	248,600	348,090
東浦町	959,132	588,330	370,802
緑町	112,616	48,472	64,144
西淡町	621,062	234,250	386,812
三原町	302,370	120,000	182,370
南淡町	105,001	94,400	10,601
合計	265,552,097	65,022,188	200,529,909

平成7年度分は、平成9年度まで繰り越して事業を執行。

阪神・淡路大震災では、兵庫県が、各市町が処理計画を策定するための災害処理計画策定マニュアルを作成。廃棄物の仮置き場として、神戸・阪神間の未竣工または未利用の海面埋立地等、淡路島関係市町、神戸市及び阪神6市において46カ所、合計面積125万㎡を確保。、さらに、国有地の利用について国の現地対策本部に要請。

阪神・淡路大震災での廃棄物処理については以下のような指摘がされている。

- ・仮置き場に搬入されてくる量があまりにも膨大であったこと、また、当初域外処理で何とか対応ができるという意識を持ってしまった上、処分方法に行き詰まったことから、少しでも量を減らしたいとのことで、野焼きを始める自治体が続出する結果となった。
- ・倒壊家屋等の解体撤去により発生する膨大な量の災害廃棄物を市街地から速やかに撤去することが、震災復興を迅速に進める上での最大の課題であったが、特に仮置き場、積出基地の確保は非常に困難であった。
- ・仮置き場や積出基地周辺道路では、震災直後から5月中旬までは仮置き場に搬入する車で渋滞。例えば、布施畑では搬入する車が最大12kmにわたり大渋滞が発生し、大きな社会問題となった。
- ・事業費の推計等にあたって、要解体家屋数の把握とガレキ発生量の予測は必要不可欠であるが、全半壊棟数からの構造別の要解体棟数、構造別1棟当たりの標準面積、構造別1棟当たり標準ガレキ発生量等の予測が非常に困難であった。
- ・芦屋市では、仮置き場への搬入に際し、市内発生廃棄物のみを受け付けるために許可証を発行した。家屋の面積を証明する書類（固定資産税評価証明など）を提出させ、2トン/坪の見当で搬入許可書を発行した。この発行事務は当初大変な量の業務となり、派遣職員も含めて相当な人手がかかったが、適正な廃棄物処理には不可欠のものであった。

2) 家屋等の解体の実施（公費負担で実施する場合）

具体的な対策	所管部局実施	目標時期	手順と方法
受付窓口の開設	市町村 環境農政部	被災後約2週間	①市町村は、被災家屋の発生状況、国の動向などを踏まえ解体処理に関する処理計画を定めるとともに、解体申請の受付窓口を設置し対応を図ります。 ②廃棄物対策課は解体に関する国の動向などを把握し、各地区行政センターを経由して（ただし、政令市にあつては直接）、市町村への情報提供を行います。
解体処理実施計画の広報	市町村	被災後約2週間	①市町村は、被災家屋の発生状況、国の動向などを踏まえ解体処理に関する処理計画を定めるとともに、受付窓口や方法についての広報を行います。
応援民間業者の指定、契約、指導	市町村	被災後約2週間	①市町村は、解体業者を指定し、契約を行います。また、解体の実施にあたり廃棄物の適正処理について指導を行います。
分別処理の徹底	市町村 環境農政部	被災後約2週間	①市町村は、解体処理にともなう発生する廃棄物について分別処理を徹底し、再利用、再資源化を図り、有効利用が不可能なものは適正処理を行うよう努めるとともに、処理処分状況について、県（各地区行政センター環境部、ただし、政令市にあつては、廃棄物対策課）へ報告します。 ②地区行政センター環境部は、管内の報告を取りまとめ、廃棄物対策課に報告します。

具体的な対策	所管部局実施	目標時期	手順と方法
粉じん・アスベスト飛散防止対策	市町村	被災後約2週間	<ul style="list-style-type: none"> 市町村は解体撤去時の周辺環境に及ぼす影響を最小限とする対策を講じるよう解体業者に周知します。 また、解体材の搬出輸送に際して周囲への飛散を防止するよう周知します。

検証のポイント

公費による家屋等の解体・撤去の実施判断基準、復興事業との関係（処理の優先度）について検討しておく必要はないか。

家屋等の解体・撤去の受付窓口の設置に係る体制はどのようにするのか。（県と市の役割分担、マンパワーの確保）

阪神・淡路大震災における平成10年3月31日現在の倒壊家屋解体処理状況は以下のとおりである。

[『大震災いまだ終わらず 5年間の国と自治体の復旧・復興施策を問う』兵庫県震災復興研究センター]

(棟)

市町名	全体処理対象家屋	市町及び自己処理分	自衛隊処理分	処理合計
神戸市	61392	60353	1039	61392
尼崎市	4878	4835	43	4878
西宮市	17312	17257	55	17312
芦屋市	4623	4544	79	4623
伊丹市	2908	2839	69	2908
宝塚市	4678	4542	136	4678
明石市	2780	2738	42	2780
川西市	1227	1227	0	1227
三木市	41	41	0	41
淡路地域	8287	8287	0	8287
合計	108126	106663	1463	108126

参考 墨田区被災市街地の復興整備に関する条例

(平成16年6月30日条例第20号)

(目的)

第一条 この条例は、大規模な地震等により被害を受けた市街地の復興に際し、市街地の計画的な整備を行うための必要な事項を定めることにより、市街地の復興を円滑に推進し、災害に強い活力のある市街地の形成に資することを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この条例における用語の意義は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の例によるほか、次に定めるところによる。

- 一 **暮らしの復興** 墨田区災害復興基本条例（平成十六年墨田区条例第 号）第二条第二号に規定する暮らしの復興をいう。
- 二 **復興区民組織** 墨田区災害復興基本条例第二条第五号に規定する復興区民組織をいう。
- 三 **建築物等** 建築物及び建築物以外の工作物で墨田区規則（以下「規則」という。）で定めるものをいう。
- 四 **土地区画整理事業** 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業をいう。
- 五 **市街地再開発事業** 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二条第一号に規定する市街地再開発事業をいう。
- 六 **災害復興事業** 大規模な地震等により被害を受けた市街地の復興を図るために、墨田区都市復興基本計画に基づく、市街地整備の事業をいう。
- 七 **建築物等の更新** 災害に強いまちづくりを促進するため、耐震性及び耐火性の高い建築物等の新築、改築又は増築を行うことをいう。

(市街地復興の理念)

第三条 区、区民及び事業者は、暮らしの復興を基本としつつ、地域の特性を生かした活力のある災害に強い市街地の形成を目指し、協働して市街地の復興に努めなければならない。

(区長の責務)

第四条 区長は、被災後、速やかに東京都及び関係する地方公共団体と連携を図りつつ、墨田区基本構想、墨田区基本計画及び墨田区都市計画マスタープランに基づき、都市の復興に関する基本的な方針（以下「墨田区都市復興基本方針」という。）を策定しなければならない。

2 区長は、墨田区都市復興基本方針の策定後、速やかに、区民及び事業者に公表するとともに、災害復興事業その他必要な事業を区民、事業者等と協働して推進しなければならない。

(区民、事業者及び復興区民組織の責務)

第五条 区民、事業者及び復興区民組織は、災害に強いまちづくりについて理解を深め、被災後の市街地の復興に努めるとともに、災害復興事業に協力しなければならない。

2 区民、事業者及び復興区民組織は、自立的かつ相互に協力して、自らの生活及び生業の復興に努めつつ、墨田区都市復興基本方針に基づく市街地の復興を図るよう努めなければならない。

(復興対象地区の指定)

第六条 区長は、次の各号に掲げる地区を復興対象地区として指定することができる。

- 一 **重点復興地区** 災害により、建築物等の集中的倒壊又は面的焼失、都市基盤施設の損壊等の壊滅的な被害を被り、災害復興のための建築物等の更新及び都市基盤施設の整備を一体的かつ重点的に行うことが必要と認める地区
 - 二 **復興促進地区** 災害により、相当数の建築物等が倒壊し、又は焼失し、さらに、当該地区内の一部の地域が、建築物等の集中的倒壊又は面的焼失、都市基盤施設の損壊等甚大な被害を被り、災害復興のための建築物等の更新及び都市基盤施設の整備を一体的に行うことが必要と認める地区
 - 三 **復興誘導地区** 災害により、建築物等の倒壊又は焼失の小規模な被害を被り、当該建築物等の更新を誘導することが必要と認める地区
- 2 前項の復興対象地区の指定基準は、規則で定める。
 - 3 区長は、第一項の復興対象地区を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

(復興対象地区の指定の変更)

第七条 区長は、災害復興事業の進捗状況を考慮して必要があると認めるときは、前条の規定による指定を変更することができる。

2 区長は、前項の規定により指定を変更したときは、その旨を告示しなければならない。

(墨田区都市復興基本計画の策定)

第八条 区長は、東京都都市復興基本計画との整合を図りつつ、墨田区都市復興基本方針に基づき、災害復興事業を推進するための計画（以下「墨田区都市復興基本計画」という。）を策定し、これを区民及び事業者公表するものとする。

2 区長は、墨田区都市復興基本計画の策定に当たっては、区民、事業者及び復興区民組織の意見を聴くよう努めるとともに、その意見が十分に反映されるよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被災市街地復興推進地域の指定)

第九条 区長は、重点復興地区及び復興促進地区内において、土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築を制限する必要がある地域については、被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第五条第一項の規定に基づき、都市計画に被災市街地復興推進地域を定めることができる。

(建築行為の届出)

第十条 重点復興地区及び復興促進地区（前条の規定により被災市街地復興推進地域を定めた区域を除く。）並びに復興誘導地区内において、建築物等の建築をしようとする建築主は、規則で定めるところにより、当該建築物等の内容を区長に届け出なければならない。ただし、次の各号に掲げる建築物等については、この限りでない。

- 一 非常災害により必要な応急措置として建築するもの
- 二 国、地方公共団体等が災害復興事業として建築するもの
- 三 都市計画事業の施行として建築するもの及び都市計画に適合して建築するもの
- 四 自己の居住の用に供する住宅又は自己の業務の用に供する建築物（住宅を除く。）で次に掲げる要件に該当するもの

- ア 階数が二以下であり、かつ、地階を有しないものであること。
- イ 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。
- ウ 容易に移転し、又は除却することができるものであること。

五 前各号に掲げるもののほか、区長が特に災害復興事業の施行に支障がないと認める建築物等

2 前項の規定による届出の義務は、第六条第一項に規定する復興対象地区の指定の日から起算して二年を経過した日に、その効力を失う。

(情報の提供及び協議)

第十一条 区長は、前条第一項の規定による届出があった場合は、当該届出を行った建築主に対し、災害に強いまちづくりを促進するために、必要に応じて、建築物等の耐震性及び耐火性を高めるための情報の提供に努めなければならない。

2 区長は、前条第一項の規定による届出に関して、当該届出を行った建築主と災害に強いまちづくりのための協議を行うことができる。

(災害復興事業の推進)

第十二条 区長は、重点復興地区及び復興促進地区において、墨田区都市復興基本計画に基づき、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の面的な整備事業の施行及び道路、公園等の公共の用に供する施設の整備を行うとともに、地区計画等の決定、建築物の不燃化その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 区長は、復興誘導地区において、墨田区都市復興基本計画に基づき、当該地区の市街地特性、居住特性を勘案し、市街地の復興を可能とする事業の誘導、促進に努めるとともに、地区計画等の決定、建築物等の不燃化その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 区長は、災害復興事業の推進に当たっては、区民、事業者及び復興区民組織の意見を聴くとともに、その意見を尊重し、その意見が十分に反映されるよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 区長は、必要に応じ、災害復興事業を行う者に対し、墨田区都市復興基本計画に基づく当該事業の速やかな推進を要請することができる。

(委任)

第十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(付則)

この条例は、公布の日から施行する。

参考 墨田区被災市街地の復興整備に関する条例施行規則

(平成16年6月30日規則第42号)

(趣旨)

第一条 この規則は、墨田区被災市街地の復興整備に関する条例（平成十六年墨田区条例第二十号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 条例第二条第三号に規定する建築物以外の工作物で規則で定めるものは、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三百三十八条第一項に規定する工作物とする。

(復興対象地区の指定基準)

第三条 条例第六条第二項に規定する規則で定める復興対象地区の指定基準は、別表のとおりとする。

2 区長は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる地区等の区域内に復興促進地区が存するときは、当該復興促進地区を重点復興地区に指定することができる。

- 一 東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に則した計画がある地区
- 二 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二条の三第一項第二号の規定に基づき定められた都市再開発の方針における再開発促進地区
- 三 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第六項の規定による都市計画施設のうち、道路、公園等の基幹的都市計画施設が未整備の地域
- 四 東京都防災都市づくり推進計画の整備計画における整備地域
- 五 墨田区基本構想及び墨田区基本計画に則した計画がある地区
- 六 墨田区都市計画マスタープランに則した計画がある地区
- 七 墨田区住宅マスタープランにおける重点供給地区
- 八 前各号に定めるもののほか、区長が特に必要と認める地区

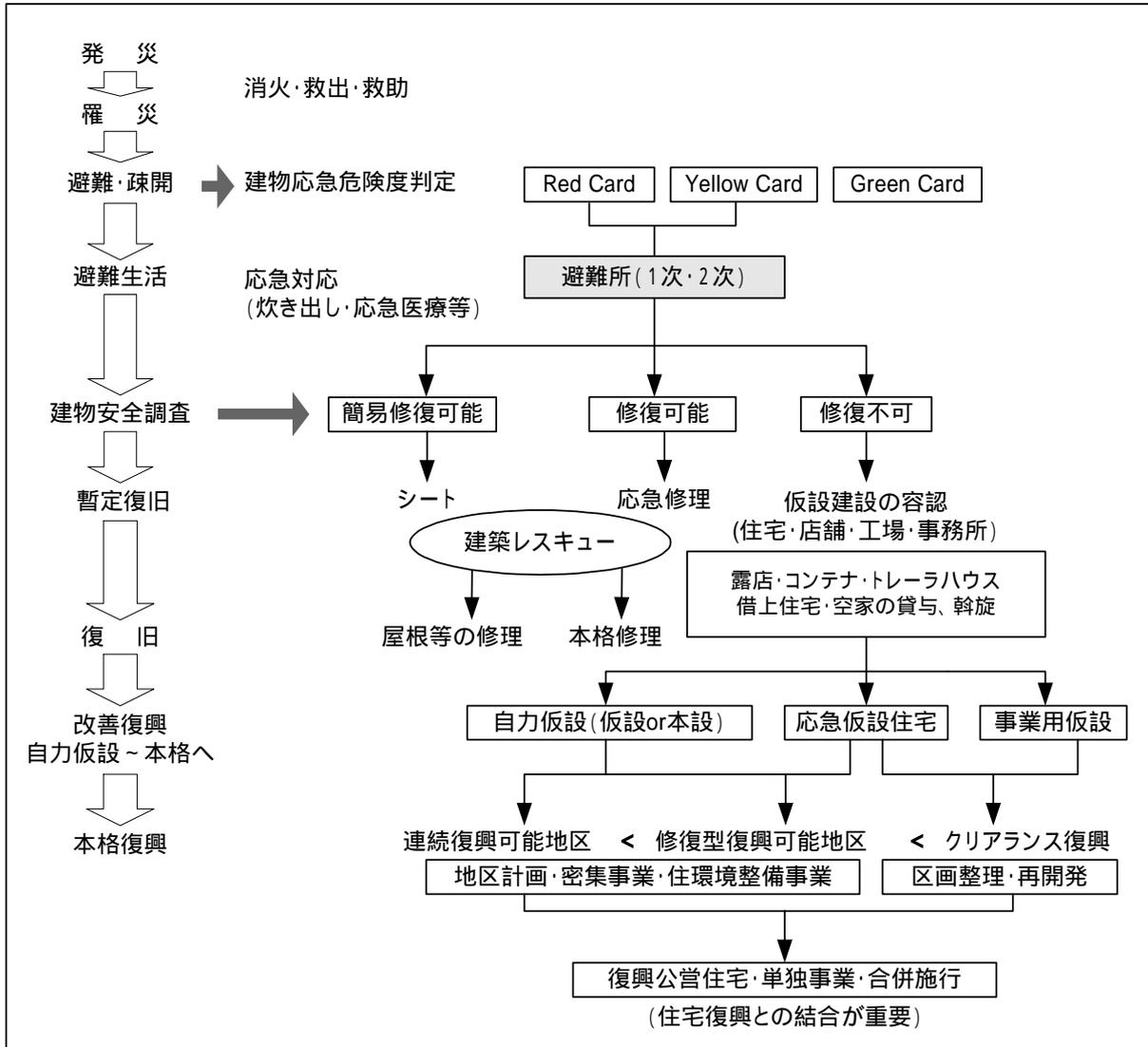
(建築行為の届出)

第四条 条例第十条第一項に規定する建築物等の建築をしようとする建築主は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六条第一項又は第六条の二第一項に規定する確認申請をしようとする三十日前までに、建築行為届出書（別記様式）を区長に提出しなければならない。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

参考 復興市街地づくりのプロセス図



資料：墨田区災害復興マニュアル

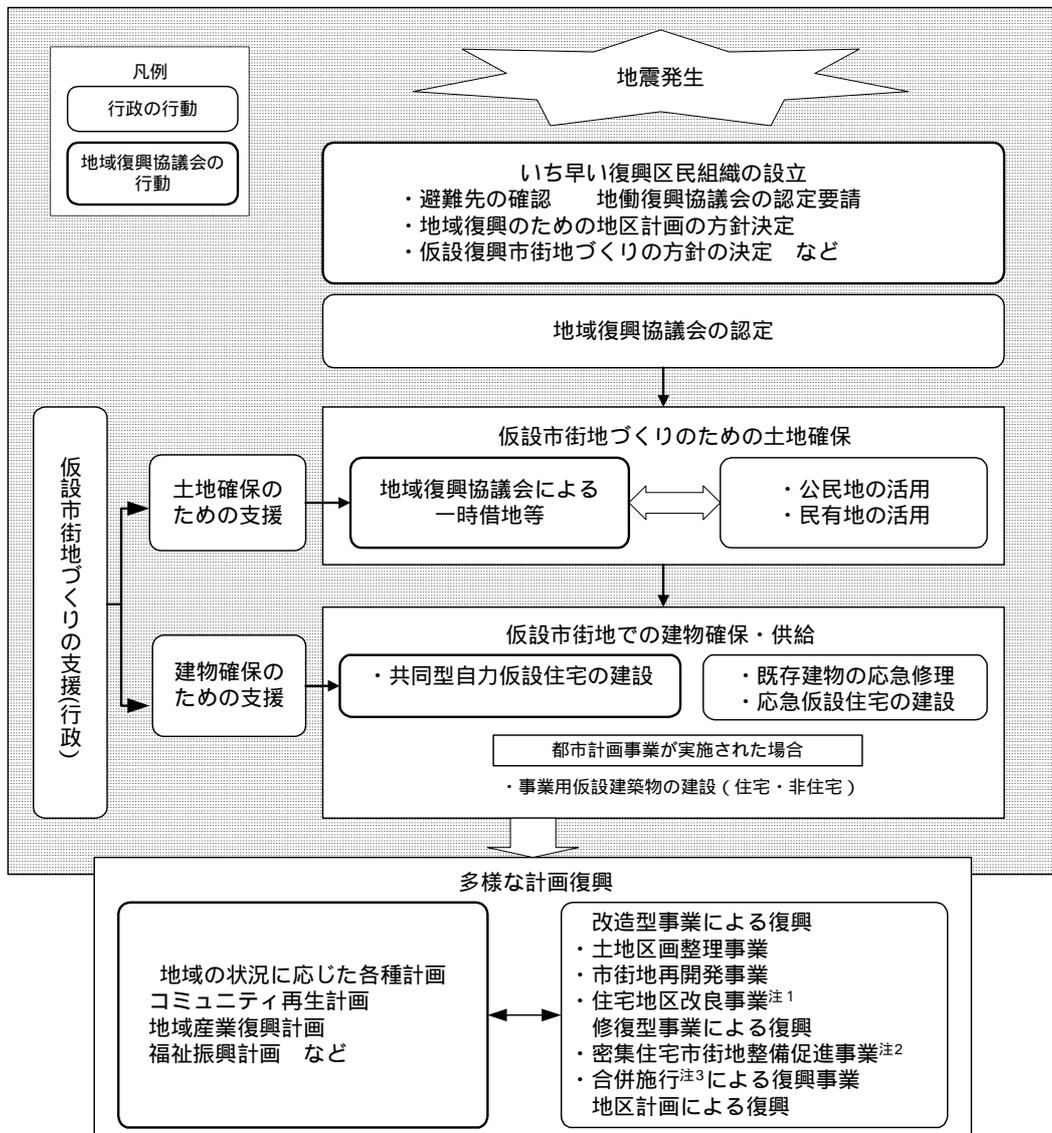
仮設市街地の形成

仮設市街地とは

「仮設市街地」とは、住民が主体となって地域の復興を進めるため、「暫定的な生活と生業の場」として暫定的につくる市街地のことです。仮設市街地は、仮設の住宅、店舗や事業所と利用可能な残存建築物などから構成されます。

仮設市街地づくりの仕組み

復興区民組織の主体的な活動に応じて、区は地域復興協議会の認定を行い、東京都はこれに対して、区と緊密な連携を図りながら、仮設市街地のための土地の確保や仮設建築物の供給・確保などを支援します。



連続復興市街地の形成に関する検討

連続復興市街地とは

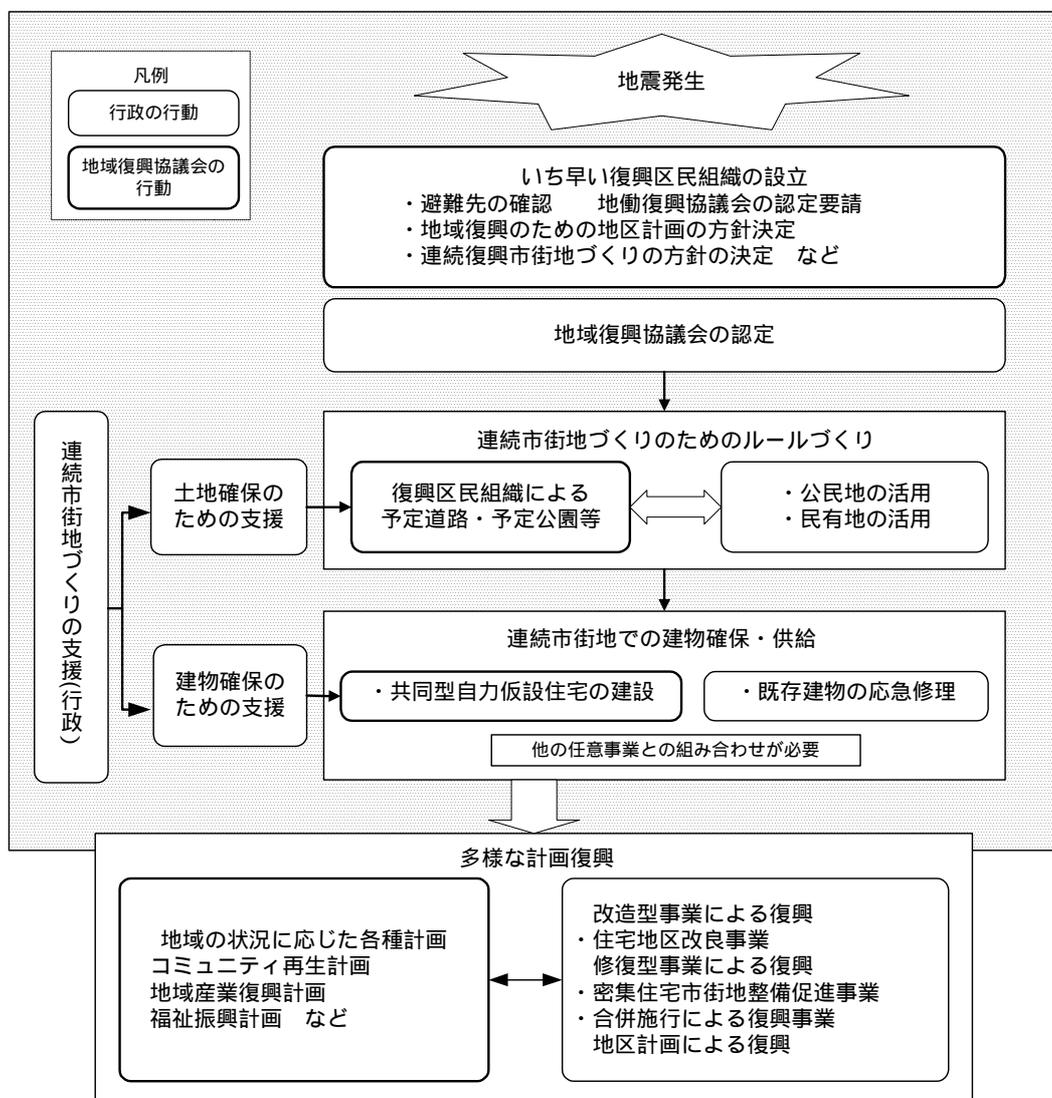
連続復興市街地とは、土地区画整理事業や都市再開発事業、あるいは仮設市街地とは異なり、ある一定のルールのもとに、自力復興住宅や店舗、工場等の建設を認め、早い時期からの居住地再建を図ろうとするものです。つまり、ある一定のルールが地区復興協議会において策定、担保されるならば、建築制限を行わず、当該ルールに基づいた範囲以内の建物であれば、その建築を認めて行こうとするものです。

こうすることによって、二重の投資（仮設市街地の場合は、あくまでも“仮設”であり、本格復興の際には仮設建築物を取壊し、再び住宅などの建設を行わなければならない。）を防ぎ、かつ、建築制限を行う最大の根拠となっている無秩序な市街地形成ということも防げるのです。

さらには、応急仮設住宅や一時借り上げ住宅での居住期間を縮小するとともに、これらへの投資も縮小できる可能性を有しているといえます。

連続復興市街地づくりの仕組み

復興区民組織の主体的な活動に応じて、区は地域復興協議会の認定を行い、これに対して、緊密な連携を図りながら、連続復興市街地形成のための支援をします。



2 復興準備計画の策定事例

愛知県名古屋市

団体名	愛知県名古屋市
担当部局課	住宅都市局都市計画部都市計画課都市計画係

1 復興準備計画の概要													
(1) 計画の名称	名古屋市市街地復興計画マニュアル												
(2) 発行	平成16年3月（平成16年6月30日検討会・最終）												
(3) 計画期間	平成16年3月～平成 年 月（計画の終了期間は定めていない）												
(4) 位置づけ	○地域防災計画において、市災害対策本部（地震警戒本部）設置時の住宅都市部の任務の1つに「市街地復興計画に関すること」（市街地復興計画の検討の準備に関すること）が挙げられていることによる。												
(5) 対象分野	<p>1 全分野</p> <p>2 特定分野 （特定分野の具体的内容）</p> <table border="0"> <tr> <td>1 被災状況調査</td> <td>2 復興体制の整備</td> <td>3 復興計画の策定</td> </tr> <tr> <td>4 市街地・集落の復興</td> <td>5 都市基盤</td> <td>6 住宅</td> </tr> <tr> <td>7 産業・雇用</td> <td>8 福祉・保健・医療</td> <td>9 教育・文化</td> </tr> <tr> <td>10 情報提供・相談</td> <td>11 その他（</td> <td>）</td> </tr> </table>	1 被災状況調査	2 復興体制の整備	3 復興計画の策定	4 市街地・集落の復興	5 都市基盤	6 住宅	7 産業・雇用	8 福祉・保健・医療	9 教育・文化	10 情報提供・相談	11 その他（	）
1 被災状況調査	2 復興体制の整備	3 復興計画の策定											
4 市街地・集落の復興	5 都市基盤	6 住宅											
7 産業・雇用	8 福祉・保健・医療	9 教育・文化											
10 情報提供・相談	11 その他（	）											
(6) 構成	<p>第1章 市街地復興計画マニュアルの目的等</p> <p>1-1 市街地復興計画マニュアル策定の目的</p> <p>1-2 市街地復興計画マニュアルの位置づけ</p> <p>1-3 市街地復興計画策定のプロセスと作業内容等</p> <p>1-4 市街地復興計画マニュアルの留意点</p> <p>第2章 市街地復興計画策定に係る行動計画</p> <p>■初動段階 警戒・初動体制確立（注意情報発表～発災後3日）</p> <p>2-1 東海地震における警戒対応</p> <p>2-2 初動体制の確立</p> <p>■第1段階 市街地復興基本方針の策定（発災後2週間まで）</p> <p>2-3 家屋被害概況調査</p> <p>2-4 市街地復興基本方針の策定</p> <p>2-5 第一次建築制限の実施</p> <p>■第2段階 市街地復興計画（骨子案）の策定（発災後2ヶ月まで）</p> <p>2-6 家屋被害状況調査</p> <p>2-7 復興対象地区の設定</p> <p>2-8 市街地復興計画（骨子案）の策定</p> <p>2-9 第二次建築制限の実施</p> <p>■第3段階 市街地復興計画の策定（発災後6ヶ月まで）</p> <p>2-10 地区別復興まちづくり計画等の策定</p> <p>2-11 市街地復興計画の策定</p> <p>■第4段階 市街地復興事業の推進（発災後6ヶ月以降）</p> <p>2-12 市街地復興事業の推進</p>												
2 復興準備計画策定に取り組むまでの経緯													
(1) 計画策定の発意（いつ、誰が、どのような理由で）													
○発意の時期：平成14年4月以降													
○発意した者：住宅都市局長・住宅都市局都市計画部都市計画課													
○発意の理由：平成14年4月に東海地震の地震防災対策強化地域に指定されたことを受け、当時の住宅都													

市局長が、地域防災計画に震災時及び警戒宣言時の住宅都市局の役割として位置づけられている市街地復興計画の検討及び検討準備について、事前準備を進めることが急務と判断。

(2) 計画策定が決定するまでの流れ

- 平成14年度において、平成15年度予算要求時に、市街地復興計画マニュアルの策定に係る予算を要求した。
- 平成14年度内に庁内の検討体制を立ち上げるため、平成15年2月26日に、市街地復興計画マニュアル検討会準備会を開催し、関係課長との意見交換を行った。

(3) 計画策定が決定するまで及び計画策定に着手するまでの問題点・課題

- 計画策定に係る国からの補助制度がなく、計画策定費の予算化に時間を要した。

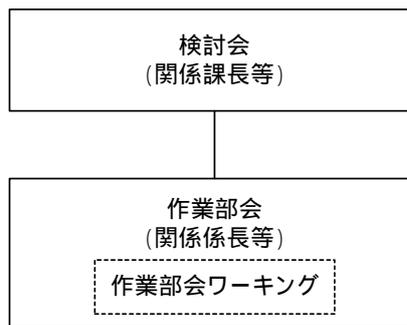
(4) (3)の問題点・課題の解決方法

- 計画策定費を市の単費により確保した。

3 復興準備計画の策定期間・体制

(1) 策定期間 平成15年2月（準備会開催）～ 平成16年6月（第3回検討会・最終）

(2) 策定体制



□検討会（以下の関係課長等）

総務局企画部企画課長、市民経済局地域振興部地域振興課長、環境局環境都市推進部環境都市推進課長、住宅都市局総務課長、住宅都市局企画経理課長、住宅都市局都市計画部都市計画課長、住宅都市局都市計画部主幹（都市計画公園等）、住宅都市局都市計画部街路計画課長、住宅都市局都市計画部交通施設計画課長、住宅都市局都市計画部特定交通施設整備室長、住宅都市局建築指導部建築指導課長、住宅都市局建築指導部建築指導課長、住宅都市局建築指導部開発指導課長、住宅都市局営繕部営繕企画課長、住宅都市局住宅部住宅企画課長、住宅都市局開発調整部開発調整課長、住宅都市局開発調整部区画整理課長、住宅都市局都市再生推進部都市再生推進課長、住宅都市局都市再生推進部臨海開発推進室長、住宅都市局市街地整備部市街地整備課長、緑政土木局道路部道路建設課長、緑政土木局河川部河川計画課長、消防局防災部防災室長、上下水道局技術本部計画部下水道計画課長

□作業部会（以下の関係係長等）

総務局企画部企画課主査（企画）、市民経済局地域振興部地域振興課振興係長、環境局環境都市推進部環境都市推進課環境計画係長、住宅都市局総務課庶務係長、住宅都市局企画経理課企画係長、住宅都市局都市計画部都市計画課総括係長、住宅都市局都市計画部都市計画課都市計画係長、住宅都市局都市計画部都市計画課地域計画係長、住宅都市局都市計画部都市計画課緑地計画係長、住宅都市局都市計画部都市計画課主査（地区計画）、住宅都市局都市計画部街路計画課街路第一係長、住宅都市局都市計画部交通施設計画課計画第一係長、住宅都市局都市計画部特定交通施設整備室主査（企画）、住宅都市局建築指導部建築指導課建築指導係長、住宅都市局建築指導部開発指導課開発審査係長、住宅都市局営繕部営繕企画課企画係長、住宅都市局住宅部住宅企画課企画係長、住宅都市局開発調整部開発調整課企画係長、住宅都市局開発調整部区画整理課審査係長、住宅都市局都市再生推進部都市再生推進課整備推進係長、住宅都市局都市再生推進部臨海開発推進室主査（港関連事業等）、住宅都市局市街地整備部市街地整備課総括係長、住宅都市局市街地整備部市街地整備課事業推進係長、緑政土木局道路部道路建設課事業計画係長、緑政土木局河川部河川計画課企画調査係長、消防局防災部防災室防災計画係長、上下水道局技術本部計画部下水道計画課計画第一係長

(3) 事務局・各種会議の設置状況	
有識者から成る専門会議の設置状況	○設置していない。
庁内関係者から成る会議の設置状況	○平成15年2月26日に市街地復興計画マニュアル検討会準備会を立ち上げ、3月には、課長クラスから成る検討会、係長クラスから成る作業部会を設置（設置要領による）。 ○検討会等の開催状況は以下のとおりである。 平成15年2月26日 検討会準備会 平成15年3月17日 第1回検討会 平成15年5月8日 検討会・作業部会合同会議 平成15年11月17日 作業部会（第2回） 平成16年1月19日 作業部会（第3回） 平成16年2月4日 作業部会（ワーキング） 平成16年2月18日 作業部会（ワーキング） 平成16年3月16日 作業部会（第4回） 平成16年3月29日 作業部会（第5回） 平成16年6月30日 検討会（第3回）
県等の参加状況	○なし
住民の参加状況	○なし
各種団体の参加状況	○なし
事務局の設置状況	○住宅都市局都市計画部都市計画課都市計画係
調査機関、アドバイザーの参加状況	○調査機関への委託：民間の調査研究機関に、策定に関する調査を委託した。（平成15年度）
4 復興準備計画素案作成までの経緯	
(1) 素案作成者	
○素案については、調査研究機関の調査をもとに、事務局がたたき台を作成し、作業部会において記載内容等の詳細を具体的に検討した。	
(2) 素案作成のために収集・活用した資料	
<ul style="list-style-type: none"> ○東京都都市復興マニュアル（東京都） ○東京都震災復興マニュアル（東京都） ○震災復興ランドデザイン（東京都） ○北区市街地復興マニュアル（東京都北区） ○復興市街地整備事業とその推進方策に関する調査報告書（兵庫県） ○都市計画学会・建築学会合同の被害実態緊急調査マニュアル ○震災都市復興の1年 中間資料（日本都市計画学会関西支部震災復興都市づくり特別委員会） ○震災緊急復興市街地・住宅整備基本方針について（神戸市） 等 <p>※マニュアル内容の検討に際しては、主に東京都のマニュアルが活用されている。</p>	

(3) 素案作成のために実施した調査（現地調査又はヒアリング調査等）	
	<ul style="list-style-type: none"> ○既往災害の被災自治体に対するヒアリング調査 ○復興準備計画を策定している自治体に対するヒアリング調査
(4) 素案作成にあたっての問題点・課題	
	<ul style="list-style-type: none"> ○どのような内容にするのかイメージを固めるのに時間を要した。 ○計画の対象（復旧と復興の違い）を決めるのに難航した。 ○どのような被害を想定するのか（名古屋市の場合は東京とは異なり戦災復興により基盤がある程度整備されている）という点が議論になった。 ○市街地復興計画マニュアルで記載する役割について、庁内関係部局との調整に時間を要した。 ○河川や道路等の各部局がそれぞれ取り組みたい事項（高規格堤防、都市計画道路等）があるものの、それをどのように調整するのかという点が議論になった。また、都市基盤についての記述が少ないという指摘があった。 ○既存のマニュアル（「災害時における初動時行動マニュアル」「住宅都市局防災マニュアル」）との調整に時間を要した。 ○期間・費用が限られていた。
(5) (4)の問題点・課題の解決方法	
	<ul style="list-style-type: none"> ○地震と風水害の対応の違いを指摘されたが、水害では建物が倒壊することは考えにくいいため、まずは地震について集中的に取り組むという説明で納得を得た。 ○復旧と復興については、都市計画学会の報告書等を参考に説明した。 ○地区レベルで広がりのある被害を基本とし、事務局において対象とする被害のイメージを整理した。 ○都市計画課において、阪神・淡路大震災時の神戸市の対応例なども引用し、名古屋市市街地復興計画マニュアルにおける関係組織を整理・提示し、庁内会議を重ね調整を行った。 ○市街地復興計画マニュアルは、発災後、市街地復興計画を策定するための考え方等を示すものであって、計画そのものではないことを説明した。都市基盤については、市街地整備の中での都市基盤については触れるものの、都市基盤そのものについてはマニュアルでは触れないことを説明した。なお、道路整備水準を明示する必要性については今後検討することとした。 ○道路整備水準を明示する必要性については今後検討することとした。 ○市街地復興計画マニュアル素案と既存マニュアルの確認・調整を鋭意行った。また、市街地復興計画マニュアル策定にあわせて既存マニュアルの必要な見直しを行うこととした。 ○対象とする範囲を限定した。
5 有識者から成る専門会議の設置までの経緯	
(1) 有識者を含む専門会議の設置目的	—
(2) 有識者を含む専門会議の構成	—
(3) 委員の選定過程	—
(4) 専門会議の設置にあたっての問題点・課題	—
(5) (4)の問題点・課題の解決方法	—

6 有識者から成る専門会議における討議	
(1) 専門会議での検討事項(議事)	
—	
(2) 専門会議からの指摘事項及びその対応	
調整事項	対応
—	—
(3) 専門会議からの指摘に対応するために収集・活用した資料	
—	
(4) 専門会議からの指摘に対応するために実施した調査	
—	
(5) 専門会議での討議又は指摘への対応にあたっての問題点・課題	
—	
(6) (5)の問題点・課題の解決方法	
—	
7 庁内部局との調整	
(1) 調整体制	
○検討会、作業部会において検討・調整を行うとともに、事務局と関係部課で個別に調整を行った。	
(2) 調整を必要とする事項及びその対応	
調整事項	対応
(素案作成にあたっての問題点・課題に同じ)	(素案作成にあたっての問題点・課題の解決方法に同じ)
(3) 庁内部局との調整にあたっての問題点・課題 (素案作成にあたっての問題点・課題に同じ)	
(4) (3)の問題点・課題の解決方法 (素案作成にあたっての問題点・課題の解決方法に同じ)	
8 県等との調整	
(1) 対象となる団体	
○愛知県	
(2) 調整体制	
○策定過程において県担当者へのヒアリングを行ったが当時の段階では特に調整を要する事項はなかった。なお、今後調整の必要が出た場合の対応については未定。	
(3) 県等との調整を必要とする事項及びその対応	
調整事項	対応
—	—
(4) 県等との調整にあたっての問題点・課題	
○(今のところ)特になし	
(5) (4)の問題点・課題の解決方法	
—	

9 住民意見の聴取・反映	
(1) 対象となる住民	
—	
(2) 住民意見の聴取・反映の方法	
住民意見の聴取の方法	—
住民意見の反映の方法	—
(3) 住民からの意見及びその対応	
調整事項	対応
—	—
(4) 住民意見の聴取又は反映にあたっての問題点・課題	
—	
(5) (4)の問題点・課題の解決方法	
—	
10 復興準備計画の最終決定までの経緯	
(1) 再調整体制	
—	
(2) 再調整を必要とする事項及びその対応	
再調整事項	対応
—	—
(3) 再調整から最終決定までの流れ	
—	
(4) 最終決定までの問題点・課題	
—	
(5) (4)の問題点・課題の解決方法	
—	
11 関係条例等の整備状況	
○名古屋市の場合には市街地復興整備条例は必要ないとの判断であるため、今のところ制定は未定。	
12 今後の取り組み（予定）	
○実際に災害が発生した時に、市街地復興計画の策定や復興事業に速やかに取り組むことができるようにするため、市街地復興計画マニュアルの策定を受けて、平成17年度に災害危険度判定調査の実施及び都市防災づくり計画素案の作成を行い、平成18年度に防災都市づくり計画を策定する予定である。	
13 復興準備計画の策定又は復興対策全般に対する意見、国又は県への要望等	
○庁内関係部局が共通認識を持つにあたっての有用な資料があれば良かったと感じる。例えば、復興とは何か（定義）、マニュアルの策定の意義、マニュアルを策定するにあたって誰が何を検討しなければならないかというリストがあったら良かったと思う。	

東京都杉並区

団 体 名	東京都杉並区
担 当 部 局 課	危機管理室防災課、都市整備部都市計画課、政策経営部企画課

1 復興準備計画の概要													
(1) 計画の名称	杉並区震災復興マニュアル												
(2) 発行	平成16年3月												
(3) 計画期間	平成16年3月 ～ 平成 年 月 (計画の終了期間は定めていない)												
(4) 位置づけ	○地域防災計画の復興に係る部分を具体化するものであり、その意味で、地域防災計画の一部をなすものとして位置づける。												
(5) 対象分野	<ol style="list-style-type: none"> 1 全分野 2 特定分野 (特定分野の具体的内容) <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">1 被災状況調査</td> <td style="width: 33%;">2 復興体制の整備</td> <td style="width: 33%;">3 復興計画の策定</td> </tr> <tr> <td>4 市街地・集落の復興</td> <td>5 都市基盤</td> <td>6 住宅</td> </tr> <tr> <td>7 産業・雇用</td> <td>8 福祉・保健・医療</td> <td>9 教育・文化</td> </tr> <tr> <td>10 情報提供・相談</td> <td>11 その他 ()</td> <td></td> </tr> </table>	1 被災状況調査	2 復興体制の整備	3 復興計画の策定	4 市街地・集落の復興	5 都市基盤	6 住宅	7 産業・雇用	8 福祉・保健・医療	9 教育・文化	10 情報提供・相談	11 その他 ()	
1 被災状況調査	2 復興体制の整備	3 復興計画の策定											
4 市街地・集落の復興	5 都市基盤	6 住宅											
7 産業・雇用	8 福祉・保健・医療	9 教育・文化											
10 情報提供・相談	11 その他 ()												
(6) 構成	<p>序 章</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 マニュアル策定の目的と範囲 <ol style="list-style-type: none"> 1 杉並区震災復興マニュアル策定の目的 2 杉並区震災復興マニュアルの範囲 2 震災復興の基本的考え方 <ol style="list-style-type: none"> 1 検討にあたっての前提条件等 2 震災復興の基本的考え方 <p>第1章 震災復興体制の構築</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 震災復興体制の整備 <ol style="list-style-type: none"> 1 震災復興本部の設置 2 復興体制構築に係る具体的施策 <ol style="list-style-type: none"> 1 被害状況、地域福祉需要等の把握 2 復興計画の策定 3 復興にかかる財政対応 4 人的資源の確保・調整 5 用地等の確保・調整 6 広報・被災者相談体制の整備 <p>第2章 市街地復興</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 序章 はじめに <ol style="list-style-type: none"> 1 市街地復興マニュアルとは 2 「杉並区市街地復興マニュアル」の位置づけ 3 「杉並区市街地復興マニュアル」の性格 2 市街地復興のプロセス <ol style="list-style-type: none"> 1 市街地復興のプロセス 3 第I章 復興体制の確立 <ol style="list-style-type: none"> 1 震災復興本部の組織及び処理業務 2 復興まちづくり判の立ち上げ 3 復興まちづくりの基礎調査の準備 4 震災復興本部の設置 5 地区復興まちづくり計画の作成 4 第II章 被害状況の把握 <ol style="list-style-type: none"> 1 区有施設などの点検 (2日以内) 2 家屋被害概況調査 (1週間以内) 3 建築物の応急危険度判定 (概ね2週間以内) 4 家屋被害状況調査 (2週間以内) 5 住宅被害戸数調査 (概ね2カ月以内) 6 公共施設などの被害の把握 (概ね1カ月以内) 5 第III章 復興まちづくり <ol style="list-style-type: none"> 1 市街地復興基本方針の策定 												

- 2 建築制限（建築基準法第84条）の実施
- 3 市街地復興整備条例の制定・施行
- 4 復興対象地区の指定
- 5 建築制限（被災市街地復興特別措置法第7条）の実施
- 6 市街地復興基本計画（骨子案）の策定
- 7 地区復興まちづくり計画の策定
- 8 復興まちづくりの推進
- 6 第IV章 今後検討すべき事項
 - 1 まちづくりへの住民の参画
 - 2 「地域復興計画」のモデルプランの策定
- 資料
- 第3章 住宅の復興
 - 1 応急的な住宅の整備
 - 1 応急的な住宅の供給量の算定
 - 2 被災住宅の応急修理
 - 3 応急的な住宅の供給・運営
 - 4 公営住宅の維持
 - 2 自力再建への支援
 - 1 一般住宅の再建に対する支援
 - 2 マンションの再建に対する支援
 - 3 情報提供及び相談の実施
- 第4章 暮らしの復興
 - 1 医療・保健
 - 1 医療機関の機能回復
 - 2 地域医療体制の再構築
 - 3 保健対策
 - 4 生活環境の整備
 - 5 動物救護
 - 2 福祉
 - 1 社会福祉施設の再建
 - 2 緊急対策の実施
 - 3 生活支援対策
 - 3 教育・福祉
 - 1 教育活動の継続・再開
 - 2 被災児童・生徒等への支援
 - 3 社会教育・体育施設等の再建
 - 4 文化財の復興・補修等
 - 4 地域の区民活動への支援
 - 1 地域コミュニティの復興支援
 - 2 地域活性化対策
 - 3 外国人への支援
 - 4 ボランティア等市民活動への支援
 - 5 消費者の保護
- 第5章 産業の復興
 - 1 中小企業施策
 - 1 被災状況の把握
 - 2 産業支援
 - 3 事業再開支援
 - 2 雇用施策
 - 1 雇用施策
- 参考資料

2 復興準備計画策定に取り組むまでの経緯

(1) 計画策定の発意（いつ、誰が、どのような理由で）

○発意の時期：平成14年12月

○発意した者：防災対策推進会議

○発意の理由：東京都が平成14年度中に都市復興マニュアルと生活復興マニュアルを一本化する運びとなったことから、区としても未整備の生活復興マニュアルの整備を含めたマニュアルの整備充実を図る必要があったため。

※杉並区防災対策推進会議：部長クラスから成る庁内組織（助役が会長）。平成7年の阪神・淡路大震災以

降、区の防災対策体制の見直しの中で設置。常設組織ではないが、防災対策に係る重要案件を諮る場合に開催。区の防災対策に関する計画化等を所掌している。他区ではあまり例がない。

(2) 計画策定が決定するまでの流れ

- 杉並区は、平成9年度に市街地復興マニュアルの検討をはじめ、平成14年7月には改訂した市街地復興マニュアルを策定した（防災対策推進会議承認）。
- 平成14年10月頃、区総合計画の実施計画策定に際して、トップ側から「区の防災対策の再構築について」検討するようとの意向があり、防災対策推進会議において検討を進めることになった。東京都が平成14年度中に都市復興マニュアルと生活復興マニュアルを一本化する運びとなったことから、区としても防災対策の再構築を図るため、未整備の生活復興マニュアルの整備も含めマニュアルの整備充実が必要との方針を出した（平成14年12月）。
- この方針を受け、マニュアルの検討体制の整備などを進め、防災対策推進会議で承認を得て、平成15年7月から本格的に検討を開始することになった。
- 行政内部のマニュアルということもあり庁内職員で策定していこうということになり、予算計上はしなかった。

(3) 計画策定が決定するまで及び計画策定に着手するまでの問題点・課題

○特になし。

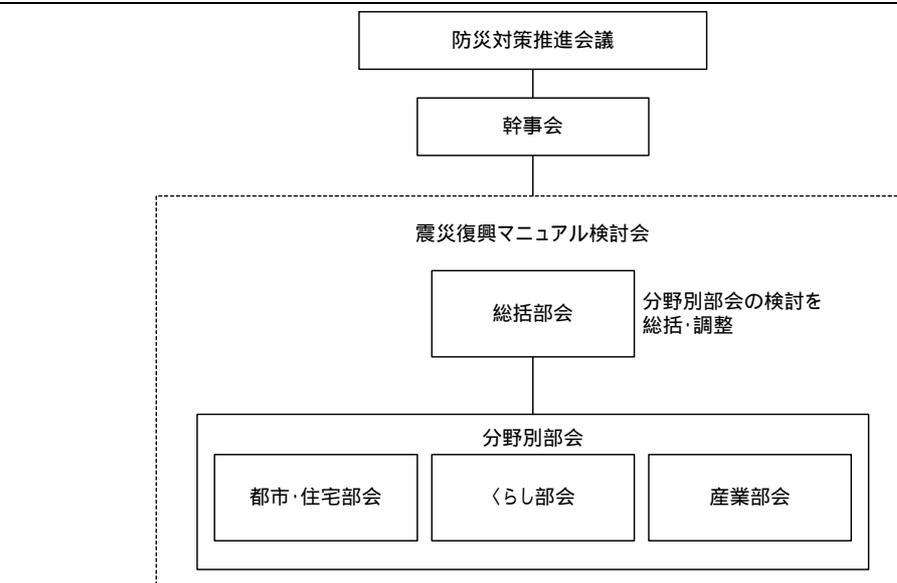
(4) (3)の問題点・課題の解決方法

○特になし。

3 復興準備計画の策定期間・体制

(1) 策定期間 平成15年7月～ 平成16年3月

(2) 策定体制



□検討会は以下の3つの部会から構成される。

○「総括部会」

部会長 政策経営部企画課長(事務取扱)

副部会長 危機管理室防災課長

副部会長 都市整備部都市計画課長(事務取扱)

部会員 区長室総務課長、区民生活部管理課長、保健福祉部管理課長(事務取扱)、環境清掃部環境課長、教育委員会事務局庶務課長、政策経営部財政課長(事務取扱)、杉並保健所健康推進課長

○「都市・住宅部会」

部会長 都市整備部都市計画課長(事務取扱)

副部会長 都市整備部住宅課長

部会員 都市整備部まちづくり推進課長、都市整備部拠点整備担当課長、都市整備部公園緑地課長、都市整備部建築課長、都市整備部土木管理課長、都市整備部建設課長

	<p>○「くらし部会」 部会長 保健福祉部管理課長(事務取扱) 副部会長 教育委員会事務局庶務課長 部会員 杉並保健所健康推進課長、杉並保健所生活衛生課長、杉並保健所高円寺保健センター所長、保健福祉部東福祉事務所長、保健福祉部障害者施策課長、保健福祉部高齢者施策課長、保健福祉部保育課長、区民生活部地域課長、地域人材・NPO担当課長、環境清掃部清掃管理課長、環境清掃部東清掃事務所長、教育委員会事務局学務課長、教育委員会事務局施設課長、教育委員会事務局指導室長、教育委員会事務局社会教育スポーツ課長、中央図書館次長</p> <p>○「産業部会」 部会長 区民生活部管理課長 副部会長 区民生活部経済勤労課長 部会員 区民生活部消費生活課長、区民生活部課税課長、区民生活部副参事(産業振興担当)</p>
(3) 事務局・各種会議の設置状況	
有識者から成る専門会議の設置状況	○設置していない。
庁内関係者から成る会議の設置状況	<p>○平成15年7月、防災対策推進会議幹事会及び防災対策推進会議において、検討会の設置を了承。</p> <p>○検討会の主な開催状況は以下のとおりである。</p> <p>平成15年7月10日 防災対策推進会議幹事会:検討会の設置了承 平成15年7月16日 防災対策推進会議:検討会の設置了承 平成15年7月24日 第1回総括部会:検討事項及び今後の進め方の確認 平成15年7月30日 防災対策推進会議:検討状況等の報告 平成15年8月14日 第2回総括部会:各分野全体に係る調整事項の検討、マニュアル体系の検討 平成15年9月4日 第3回総括部会:各分野全体に係る調整事項の検討、復興本部組織の検討 平成15年10月17日 第4回総括部会:序章及び総括分野資料の検討、各分野の検討状況の確認 平成15年10月29日 第5回総括部会:序章及び総括分野資料の検討、各分野の検討及び全体調整 平成15年11月14日 第6回総括部会:各分野資料の検討及び全体調整 平成15年12月10日 第7回総括部会:各分野資料の検討及び全体調整 平成16年1月15日 第8回総括部会:中間のまとめ(案)の検討、了承 平成16年1月21日 防災対策推進会議:中間のまとめ(案)の検討、了承 平成16年1月22日～2月16日 庁内意見聴取 平成16年2月26日 第9回総括部会:庁内意見を踏まえた検討、最終まとめ(案)の検討、了承 平成16年3月3日:防災対策推進会議:最終まとめ(案)の検討、了承</p>
都等の参加状況	○なし
住民の参加状況	○なし
各種団体の参加状況	○なし
事務局の設置状況	<p>○危機管理室防災課、都市整備部都市計画課、政策経営部企画課が総括部会の事務局となった。</p> <p>○分野別部会の事務局については、都市・住宅部会は都市計画課と住宅課、くらし部会は保健福祉部管理課と教育委員会事務局庶務課、産業部会は区民生活部管理課と経済勤労課が担当した。</p>

調査機関、アドバイザーの参加状況	○なし
4 復興準備計画素案作成までの経緯	
(1) 素案作成者	
○市街地復興については平成14年7月に防災対策推進会議で承認を得ているため、基本的に変更しないということを前提にしつつ、東京都震災復興マニュアル・施策編との整合を考慮しつつ、都市・住宅部会が作成した。	
○それ以外については、暮らし部会と産業部会のそれぞれの部会で、東京都震災復興マニュアル・施策編との整合を考慮しつつ策定した。	
(2) 素案作成のために収集・活用した資料	
○東京都都市復興マニュアル（東京都）	
○東京都震災復興マニュアル（東京都）	
○墨田区災害復興マニュアル（東京都墨田区）	
○板橋区震災復興マニュアル（東京都板橋区）	
○世田谷区震災復興マニュアル（東京都世田谷区）	
(3) 素案作成のために実施した調査（現地調査又はヒアリング調査等）	
○東京都・他区の復興マニュアルの収集及び個別でヒアリングを行った。	
(4) 素案作成にあたっての問題点・課題	
○非常に短期間で策定作業をしなければならないことに対して、作業メンバーからは当初は苦情などが寄せられた。	
○東京都震災復興マニュアルで示されている時限的市街地の考え方について、区としてどのように対応するか。	
(5) (4)の問題点・課題の解決方法	
○防災対策推進会議での決定事項であり、また、東京都が平成14年度にマニュアルを公表したことで区としても早くつくらなければならないという認識を持っている職員が多かったため、再度その旨を説明し納得を得ることには大きな苦労はしなかった。また、各部会長が部会での作業や議論を取りまとめ、また、企画課が事務局に入っていたことで、内容に関しては特に問題は発生しなかった。	
○平成14年7月に防災対策推進会議において市街地復興マニュアルが承認されたため、今回の総合的なマニュアルにおいては市街地復興の部分はいじらないということにした。なお、今後、マニュアルの改訂作業を行う場合には、その部分も検討を行うことになると思う。	
5 有識者から成る専門会議の設置までの経緯	
(1) 有識者を含む専門会議の設置目的	
—	
(2) 有識者を含む専門会議の構成	
—	
(3) 委員の選定過程	
—	
(4) 専門会議の設置にあたっての問題点・課題	
—	
(5) (4)の問題点・課題の解決方法	
—	

6 有識者から成る専門会議における討議	
(1) 専門会議での検討事項(議事)	
—	
(2) 専門会議からの指摘事項及びその対応	
調整事項	対応
—	—
(3) 専門会議からの指摘に対応するために収集・活用した資料	
—	
(4) 専門会議からの指摘に対応するために実施した調査	
—	
(5) 専門会議での討議又は指摘への対応にあたっての問題点・課題	
—	
(6) (5)の問題点・課題の解決方法	
—	
7 庁内部局との調整	
(1) 調整体制	
○都市・住宅部会、くらし部会、産業部会のそれぞれで部会長が中心となり調整を行った。	
(2) 調整を必要とする事項及びその対応	
調整事項	対応
—	—
(3) 庁内部局との調整にあたっての問題点・課題	
—	
(4) (3)の問題点・課題の解決方法	
—	
8 都等との調整	
(1) 対象となる団体	
○東京都	
(2) 調整体制	
○特に調整は行っていない。	
(3) 都等との調整を必要とする事項及びその対応	
調整事項	対応
—	—
(4) 都等との調整にあたっての問題点・課題	
—	
(5) (4)の問題点・課題の解決方法	
—	
9 住民意見の聴取・反映	
(1) 対象となる住民	
—	
(2) 住民意見の聴取・反映の方法	
住民意見の聴取の方法	—

住民意見の反映の方法	—
(3) 住民からの意見及びその対応	
調整事項	対応
—	—
(4) 住民意見の聴取又は反映にあたっての問題点・課題	
—	
(5) (4)の問題点・課題の解決方法	
—	
10 復興準備計画の最終決定までの経緯	
(1) 再調整体制	
—	
(2) 再調整を必要とする事項及びその対応	
再調整事項	対応
—	—
(3) 再調整から最終決定までの流れ	
—	
(4) 最終決定までの問題点・課題	
—	
(5) (4)の問題点・課題の解決方法	
—	
11 関係条例等の整備状況	
<p>○防災対策条例において「復興」については若干位置づけがあるが、震災復興本部の設置については位置づけがないため、いずれは整備を行いたいと考えている。</p> <p>○市街地復興については、仮称・市街地復興整備条例骨子案は策定済みである。</p> <p>○住民参加に関する条例等については未整備であるが、東京都の動向も勘案しつつ考えていきたい。墨田区が区として初めて住民参加に関する規則等を定め先進的に取り組んでいるので参考になると考える。</p>	
12 今後の取り組み(予定)	
<p>○復興マニュアルの見直しについては、今回のマニュアル策定のために設置した検討会・部会は廃止になるため、防災対策推進会議において行うことになると思う。</p>	
13 復興準備計画の策定又は復興対策全般に対する意見、国又は都への要望等	
<p>○完璧なマニュアルというのはいないと思うが、何も無いところからはじめるより、マニュアルがあった方が良かった。ただ、東京都震災復興マニュアルで時限的市街地の考え方が出されているが、それはあくまでも1つの手法であり他にもあり得るということを明確にしてもらわないと区は翻弄されることになる。自治体や住民の使いやすさを考えて、自治体がマニュアルを策定する際に必要に応じて選択できるような手法や考え方を提示してほしい。</p> <p>○今回のマニュアル策定に関しては、防災対策推進会議での決定事項であるために時間の限られた中、職員の協力を得て成し遂げられたが、復興マニュアルの策定に関する国や都の位置づけが弱く、場当たり的に政策や情報を発表しているように感じる。最終的には区が住民や議会に対応しなければならないため、アナウンスの仕方の工夫や事前に区に情報を流してほしい。</p> <p>○東京都の復興模擬訓練については、事業費の半分を区が拠出するというのは難しく、平成17年度は予算計上していない。また、東京都の模擬訓練事業に対しては、区として緊急性をあまり感じていない部分もある。今後実施の必要性が出てきたら検討していくことになると思う。</p>	

東京都文京区

団 体 名	東京都文京区
担 当 部 局 課	総務部防災課、都市計画部計画調整課

1 復興準備計画の概要													
(1) 計画の名称	文京区震災復興マニュアル												
(2) 発行	平成17年3月												
(3) 計画期間	平成17年3月 ～ 平成 年 月 (計画の終了期間は定めていない)												
(4) 位置づけ	○地域防災計画に基づくものとして、また、職員防災行動マニュアルと同位のものとして位置づける。												
(5) 対象分野	<ol style="list-style-type: none"> 1 全分野 2 特定分野 (特定分野の具体的内容) <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">1 被災状況調査</td> <td style="width: 33%;">2 復興体制の整備</td> <td style="width: 33%;">3 復興計画の策定</td> </tr> <tr> <td>4 市街地・集落の復興</td> <td>5 都市基盤</td> <td>6 住宅</td> </tr> <tr> <td>7 産業・雇用</td> <td>8 福祉・保健・医療</td> <td>9 教育・文化</td> </tr> <tr> <td>10 情報提供・相談</td> <td colspan="2">11 その他 ()</td> </tr> </table>	1 被災状況調査	2 復興体制の整備	3 復興計画の策定	4 市街地・集落の復興	5 都市基盤	6 住宅	7 産業・雇用	8 福祉・保健・医療	9 教育・文化	10 情報提供・相談	11 その他 ()	
1 被災状況調査	2 復興体制の整備	3 復興計画の策定											
4 市街地・集落の復興	5 都市基盤	6 住宅											
7 産業・雇用	8 福祉・保健・医療	9 教育・文化											
10 情報提供・相談	11 その他 ()												
(6) 構成	<ol style="list-style-type: none"> I 「復興マニュアル」の基本的考え方 <ol style="list-style-type: none"> 1 「復興マニュアル」の背景 2 「復興マニュアル」の目的 3 「復興マニュアル」の位置づけ 4 「復興マニュアル」の対象 5 「復興マニュアル」の視点 6 「復興マニュアル」の構成 7 「復興マニュアル」の検討経過 8 「復興マニュアル」の管理・見直し 9 「復興マニュアル」の見方 II 「復興マニュアル」の行動と方法 <ol style="list-style-type: none"> 1 全体シナリオ 2 部課別総括表 <ol style="list-style-type: none"> (1) 企画政策部 (2) 総務部 (3) 区民部 (4) 福祉部 (5) 介護保険部 (6) 保健衛生部 (7) 都市計画部 (8) 土木部 (9) 資源環境部 (10) 施設管理部 (11) 学校教育部 (12) 生涯学習部 (13) 収入役室 (14) 監査委員事務局 (15) 選挙管理委員会事務局 (16) 区議会事務局 (17) 文京ボランティア・市民活動センター 3 行動・方法カルテ <ol style="list-style-type: none"> (1) 共通部門 (2) 都市部門 (3) 住宅部門 (4) 産業部門 (5) 医療・保健・福祉部門 (6) 教育・文化・地域部門 												

2 復興準備計画策定に取り組むまでの経緯	
(1) 計画策定の発意(いつ、誰が、どのような理由で)	
<p>○発意の時期：平成15年度</p> <p>○発意した者：防災課、都市調整課</p> <p>○発意の理由：東京都の震災復興マニュアルの改訂(平成14年度)を機に、平成15年度に防災課と都市調整課において区マニュアルの策定の必要性について検討し、2課において平成16年度予算要求を行うこととした。</p>	
(2) 計画策定が決定するまでの流れ	
○平成15年度において、平成16年度予算要求時に、復興マニュアルの策定に係る予算を要求した。予算要求は、生活復興に係る部分の予算を防災課が、市街地復興に係る予算を都市調整課が、それぞれ個別に行った。	
(3) 計画策定が決定するまで及び計画策定に着手するまでの問題点・課題	
○特になし。	
(4) (3)の問題点・課題の解決方法	
○特になし。	
3 復興準備計画の策定期間・体制	
(1) 策定期間	平成16年7月～平成17年3月
(2) 策定体制	<div style="text-align: center;"> <pre> graph TD A[震災復興マニュアル検討委員会 (関係課長等)] --> B[都市復興部会 (関係係長・主査)] A --> C[生活復興部会 (関係係長・主査)] </pre> </div> <p>□検討委員会(以下の関係課長等) 委員長：総務部長、副委員長：都市計画部長 委員：企画政策部企画課長、企画政策部財政課長、総務部総務課長、総務部防災課長、区民部区民課長、福祉部福祉課長、介護保険部介護保険課長、保健衛生部生活衛生課長、都市計画部計画調整課長、都市計画部指導課長、都市計画部住宅課長、都市計画部地域整備課長、都市計画部建築課長、土木部管理課長、土木部道路課長、土木部みどり公園課長、資源環境部環境対策課長、施設管理部施設管理課長(事務職)、施設管理部施設管理課長(技術職)、学校教育部庶務課長、生涯学習部文化振興課長</p> <p>□都市復興部会(以下の関係係長・主査) 部会長：都市計画部計画調整課長 部会員：都市計画部計画調整課計画調整係主査、都市計画部指導課指導係主査、都市計画部地域整備課地域整備係主査、都市計画部建築課建築係主査、土木部管理課管理係主査、土木部道路課維持係主査、土木部みどり公園課整備係主査、施設管理部施設管理課施設管理係主査</p> <p>□生活復興部会(以下の関係係長・主査) 部会長：総務部防災課長 部会員：企画政策部企画課企画係主査、企画政策部財政課財政係主査、総務部総務課総務係主査、総務部防災課防災係主査、区民部区民課庶務係長、福祉部福祉課福祉係主査、介護保険部介護保険課介護保険係主査、保健衛生部生活衛生課生活衛生係主査、資源環境部環境対策課庶務係長、施設管理部施設管理課施設管理係主査、学校教育部庶務課庶務係長、生涯学習部文化振興課管理係長</p>
(3) 事務局・各種会議の設置状況	
有識者から成る専門会議の設置状況	○設置していない。

庁内関係者から成る会議の設置状況	<p>○平成16年7月に庁内に検討委員会及び部会を設置し、8月より検討を開始した。</p> <p>○検討委員会の開催状況は以下のとおりである。</p> <p>平成16年8月31日 第1回検討委員会 平成16年11月16日 第2回検討委員会 平成17年1月19日 第3回検討委員会 平成17年3月7日 第4回検討委員会 平成17年3月25日 第5回検討委員会</p>
都等の参加状況	○なし
住民の参加状況	○なし
各種団体の参加状況	○なし
事務局の設置状況	○検討委員会については総務部防災課と都市計画部計画調整課が共同事務局となった。部会については、都市復興部会は計画調整課（3名、但し実質1名）が、生活復興部会は防災課（2名、但し実質1名）が、それぞれ事務局となった。
調査機関、アドバイザーの参加状況	<p>○調査機関への委託：(株)トデックに策定に関する調査を委託した。（平成16年度）</p> <p>○アドバイザーの参加状況：特になし。</p>
4 復興準備計画素案作成までの経緯	
(1) 素案作成者	
○素案については、調査研究機関と事務局においてたたき台を作成し、各部会及び検討委員会で内容を検討した。	
(2) 素案作成のために収集・活用した資料	
<p>○東京都震災復興マニュアル（東京都）</p> <p>○墨田区災害復興マニュアル（東京都墨田区）</p> <p>○板橋区市街地復興マニュアル（東京都板橋区）</p>	
(3) 素案作成のために実施した調査（現地調査又はヒアリング調査等）	
○調査研究機関が情報・資料の収集を行い、たたき台作成に活用した。	
(4) 素案作成にあたっての問題点・課題	
<p>○「文京区職員防災行動マニュアル」（平成9年3月）があるのに、新たに震災復興マニュアルを策定する必要性を理解してもらうのに苦勞した。特に、福祉部局において、その理解を得るのに難航した。</p> <p>○策定期間や職員が限られていた。</p> <p>○区民とマニュアルの関わり方や区民参加についてどのように図っていくのか指摘があった。</p>	
(5) (4)の問題点・課題の解決方法	
<p>○職員防災行動マニュアルは発災直後の対応や応急・復旧への対応、震災復興マニュアルはその後のより良い都市づくりのためのもの、という説明をし、かつ、職員防災行動マニュアルと震災復興マニュアルでの取扱事項を事務局で整理・提示し理解を得た。</p> <p>○期間も人手も限られた中で、東京都のマニュアルを参考にしただけでは職員の手作りは無理と判断し、民間の調査研究機関に委託した。</p> <p>○今回の区マニュアルは（都マニュアルでいうところの）施策編にあたるため、パブリックコメント等は行わない。なお、区民に対しては、住民向けのパンフレットの作成などで周知していく。</p>	

5 有識者から成る専門会議の設置までの経緯	
(1) 有識者を含む専門会議の設置目的	
—	
(2) 有識者を含む専門会議の構成	
—	
(3) 委員の選定過程	
—	
(4) 専門会議の設置にあたっての問題点・課題	
—	
(5) (4)の問題点・課題の解決方法	
—	
6 有識者から成る専門会議における討議	
(1) 専門会議での検討事項（議事）	
—	
(2) 専門会議からの指摘事項及びその対応	
調整事項	対応
—	—
(3) 専門会議からの指摘に対応するために収集・活用した資料	
—	
(4) 専門会議からの指摘に対応するために実施した調査	
—	
(5) 専門会議での討議又は指摘への対応にあたっての問題点・課題	
—	
(6) (5)の問題点・課題の解決方法	
—	
7 庁内部局との調整	
(1) 調整体制	
○都市復興部会と生活復興部会のそれぞれで部会長が中心となり検討・調整を行った。また、事務局、委託会社、関係部課で個別に調整を行った。	
(2) 調整を必要とする事項及びその対応	
調整事項	対応
—	—
(3) 庁内部局との調整にあたっての問題点・課題	
—	
(4) (3)の問題点・課題の解決方法	
—	
8 都等との調整	
(1) 対象となる団体	
○東京都	
(2) 調整体制	
○特に調整は行っていない。	

(3) 都等との調整を必要とする事項及びその対応	
調整事項	対応
—	—
(4) 都等との調整にあたっての問題点・課題	
—	
(5) (4)の問題点・課題の解決方法	
—	
9 住民意見の聴取・反映	
(1) 対象となる住民	
—	
(2) 住民意見の聴取・反映の方法	
住民意見の聴取の方法	—
住民意見の反映の方法	—
(3) 住民からの意見及びその対応	
調整事項	対応
—	—
(4) 住民意見の聴取又は反映にあたっての問題点・課題	
—	
(5) (4)の問題点・課題の解決方法	
—	
10 復興準備計画の最終決定までの経緯	
(1) 再調整体制	
—	
(2) 再調整を必要とする事項及びその対応	
再調整事項	対応
—	—
(3) 再調整から最終決定までの流れ	
—	
(4) 最終決定までの問題点・課題	
—	
(5) (4)の問題点・課題の解決方法	
—	
11 関係条例等の整備状況	
<p>○復興本部の設置については、その根拠が必要であるため、条例等の整備を行いたいと考えている。また、市街地復興、生活復興、住民参加についても、東京都における復興の考え方と整合性を図るため、いずれは条例等を整備したいと考えている。</p>	

12 今後の取り組み（予定）
<ul style="list-style-type: none"> ○復興マニュアルの策定を踏まえ、平成17年度において職員防災行動マニュアルの改定を行う予定である。 ○復興マニュアル策定後、モデル地区でのシミュレーションに基づくケーススタディや復興模擬訓練の実施、区民への広報を行いたいと考えている。なお、復興模擬訓練については平成17年度に実施したい意向であるが、予算は確保しておらず、予算面と実施部隊の面を解決する必要がある。
13 復興準備計画の策定又は復興対策全般に対する意見、国又は都への要望等
<ul style="list-style-type: none"> ○マニュアルに係る調査や計画策定の補助があった方が良い。 ○参考になる資料や情報の提供もあると便利である。 ○復興模擬訓練（東京都事業）については、区が総経費の半分を負担するのは難しく、スポンサーとなる組織や団体を探さなければならない点がネック。

復興準備計画策定の推進に関する調査
報告書

平成17年3月

内閣府防災担当
災害復旧・復興担当